

泉
屋
叢
考

第
拾
六
輯

泉屋叢考

第 拾 六 輯

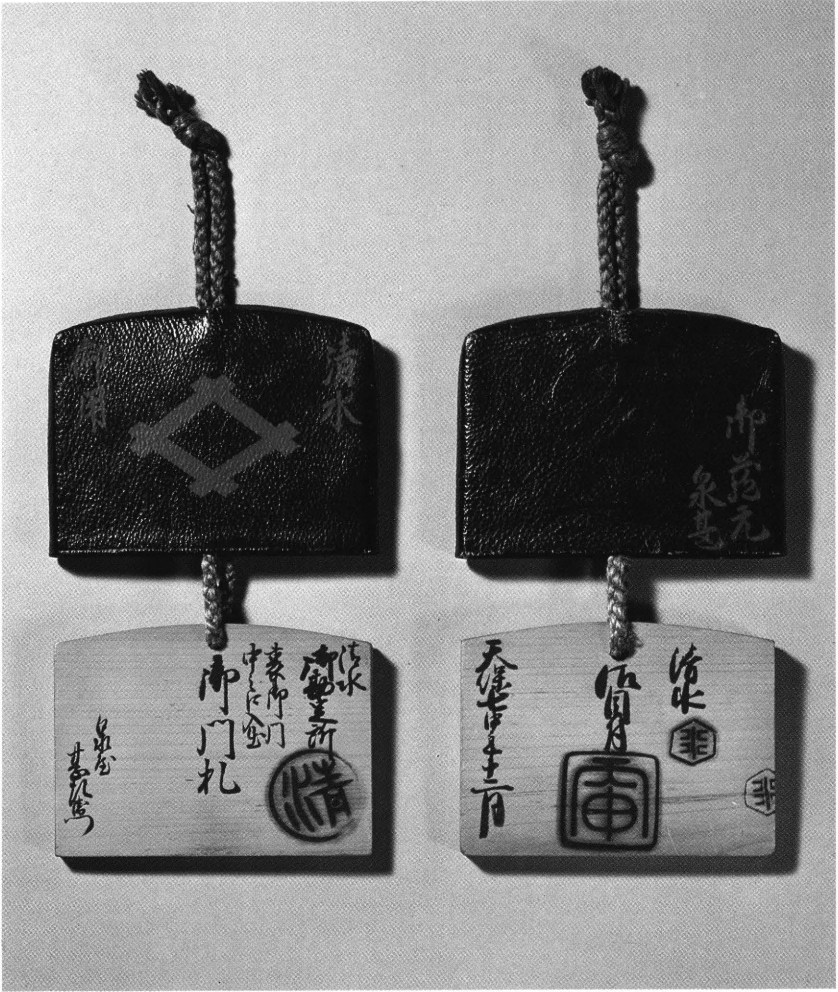
元 札差業と住友

近世における住友の金融業 (一)

付 録 住友札差関係資料

札 差 業 と 住 友

近世における住友の金融業(一)



清水家門札
 (泉屋甚左衛門所持)

門札寸法

縦	横	厚サ
九	一二・三	一
厘	厘	厘

覺

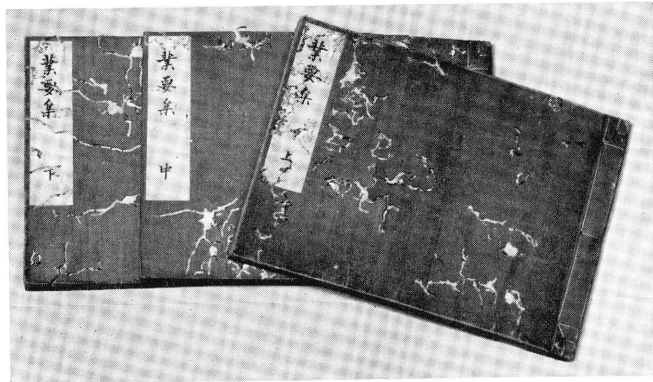
當家風俗他家
新我法令正地促
在宋以成作性
相守下事以宋
以戶者宿年老責
以狀宜執於老老
既信老老教不歸
有以相算日者一
亦何人則改其
行候滿日者不
在普通夜中何
人一人有物今
云爾持其性位
下何也其性位
等困以在老不
所持以何也
其性不其行改
身持其性位
服夫或身其性
以佛其性位

身持其性位
服夫或身其性
以佛其性位
其性不其行改
身持其性位
服夫或身其性
以佛其性位
其性不其行改
身持其性位
服夫或身其性
以佛其性位

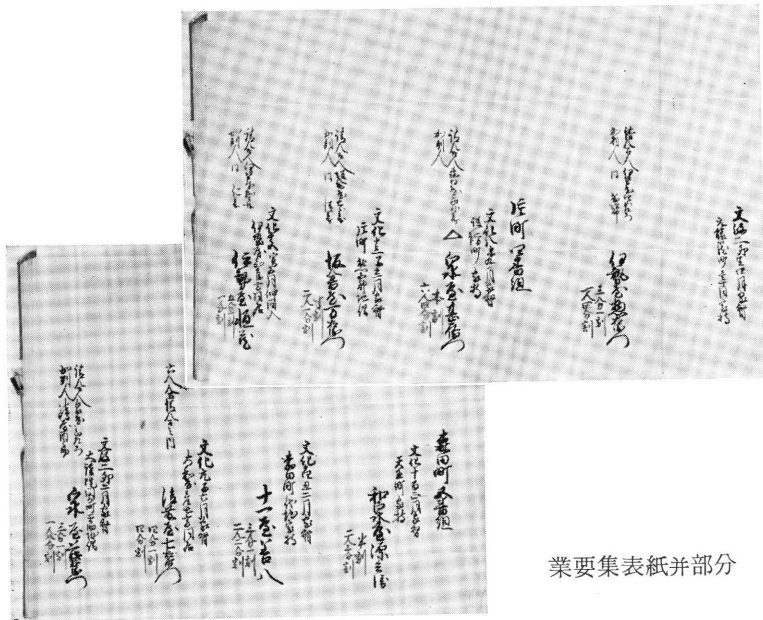
自是尚家風俗
抑扶本代勿傳世
近其家之老其性
至其自其性位
其性不其行改
身持其性位
服夫或身其性
以佛其性位
其性不其行改
身持其性位
服夫或身其性
以佛其性位

文政七年、江戸両店への住友友聞論文

縦 三三糎
横 三米五五糎



厚サ 各册一糎
 横 二二糎
 縦 一六糎



業要集表紙并部分

泉屋本「業要集」下巻中の札差仲間連名、下部
朱筆は、それぞれ扱い高六万四、〇〇〇俵・一
万八、〇〇〇俵を示す。

片町四番組

文化八末九月家督
諏訪町家持

請合人森田屋市郎兵衛 (朱筆)
加判人 泉屋甚左衛門

(朱筆)本
六人四分割

文政二卯二月家督
大護院門前町平助地借

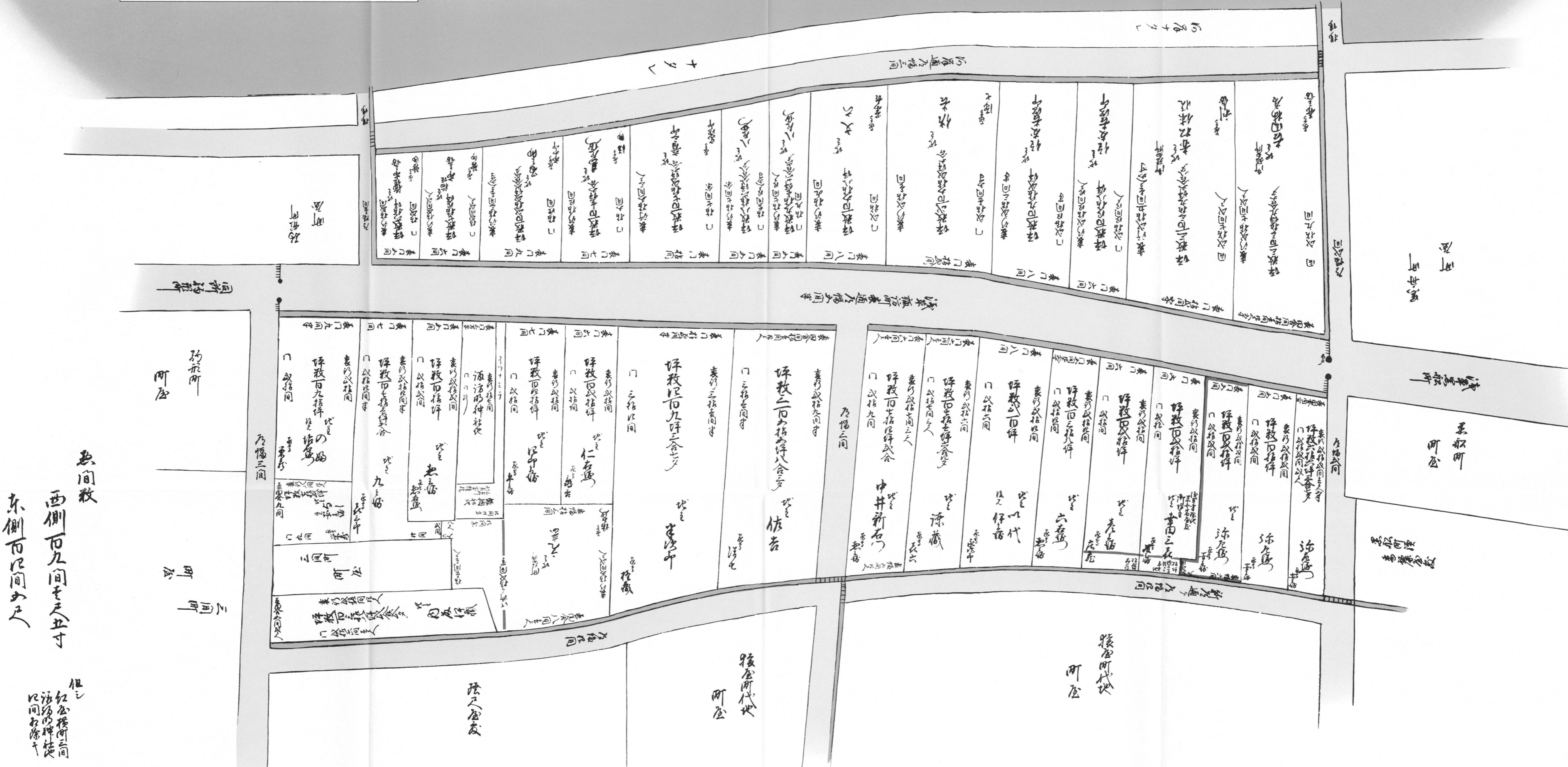
請合人泉屋甚左衛門
加判人小嶋屋西之助 泉屋茂右衛門

(朱筆)三分一割
一人八分割

江戸淺草諏訪町内圖

縮尺約四分之一

大川



無間敷
西側百九間半五寸
東側百九間半五寸
但し
紅色橋南詰
浅草橋南詰
比間町南詰

河
一平車道

河
至和町

河
後所代地

河
後所代地

河
後所代地

札差業と住友 近世における住友の金融業(一)

目次

一	はじめに	一
二	札差業への進出	五
	(一) 泉屋甚左衛門店の創設	七
	(二) 別家両店の札差開業	一七
	(三) 浅草米店の「心得方」	二三
	(四) 浅草米店の店制組織	二七
三	札差業の発展と寛政改革	四七
	(一) 札差業の発展	四九
	(二) 泉屋甚左衛門の追放	五五
	(三) 寛政棄捐令の影響	五九

四 化政・天保期の札差業

- (一) 清水家蔵元と御下ヶ金…………… 六
- (二) 泉屋九兵衛店の廃業…………… 七
- (三) 文政年間、江戸店定書…………… 八
- (四) 天保期の札差業…………… 九
- (五) 御用金上納一件…………… 九

五 幕末における札差業

- (一) 幕末における泉屋甚左衛門店の経営…………… 一〇
- (二) 札差業務の実態…………… 一五
- (三) 本家との関係…………… 一五
- (四) 中橋店との関係…………… 二九
- (五) 茂右衛門店との関係…………… 三三

六 むすび…………… 一四

一 はじめに

札差は旗本・御家人の扶持米の管理・販売を委託されるとともに、これを担保として金融をおこなうことよって、近世中期には江戸屈指の大商人として知られるようになった。幕府の米蔵は、北の丸・代官町・和田倉・竹橋・浅草・本所・矢倉・鐵炮洲などにあり、旗本・御家人への扶持米が出されていたが、なかでも浅草米蔵が中心であった。さて札差業の成立は、一説には扶持米をうけとりにくる侍を目当てに休み茶屋を営んでいた者が、代理として扶持米の受領から販売までをおこない、また金融をおこなったのが起源とされている。^①しかし、休み茶屋が札差業をおこなうほどの資力を持ち、米穀取扱いに習熟していたとは考えられず、従来から、幕府米蔵付近で扶持米の払い米を扱ってきた「御蔵前近辺米屋」が資力・経験からみて、札差の起源とみるのが妥当であろう。このように旗本・御家人の蔵米請取方の差配をおこない、請取手続きを代行した事実上の札差業は、十七世紀後半からみられた。扶持米の請取りに差札をして順番を待ったことから、札差の名が起ったといわれるが、札差の書上には「天和之頃より御用筋も重り、札差仲間之振合ニ自然と相成り」とあるように、天和頃から札差業務も一般化したのであった。^②

ところで、八代將軍吉宗の享保改革がすすめられるなかで、幕府は物価統制のため株仲間公認をおこなうが、札差は旗本・御家人の財政と関連が深く、扶持米販売にもなう米穀市場統制のためにも仲間結成がすすめられた。もちろん札差も類似の商行為を営む商人を排除して独占的地位を確立することを望んだから、ここに札差仲間が成立した。享保九年（一七二四）七月十八日、江戸南町奉行大岡越前守忠相らより仲間認可の申渡があり、同廿一日、淺草御蔵前札差宿一〇九名が江戸町奉行所へ「一札」を提出した。^⑧この内容は、札差一〇九名が仲間をつくり株を定め、仲間外の者が営業することを禁じている。仲間は片町組・天王町組・森田町組の三組にわかれ、各組五人宛の行司を定め、計一五名が月代りに行司を勤めた。これは扶持米の蔵出値段を改め、違反者は仲間から除き御蔵出入を禁じ、払米値段の不足を償わせた。また金融においても年利一割半を超えないことを規定した。

その一方、仲間として種々の掟も制定した。とくに株の移動については、享保九年の二二カ条「定」に「身上潰仲間除申者、以相對他に讓申儀仕間敷候」（第二二条）と規定するのみであったが、享保十四年一一カ条「定」は、他所者への譲渡を禁じ、仲間内でも三町相談のうえ譲渡することを選定した（第九條）。ついで明和二年（一七六五）「仲間條目帳」（第二四條）に、他所者への譲渡を禁



札差仲間條目帳 各年分 表紙

ずるとともに、たとえ仲間内の二・三男や手代、親類であっても、身元を確かめ全員の承認がなければ加入を認めないとしている。^④かくして札差仲間には独占的地位を認められ、江戸商業仲間

のうちでも、もっとも著名なものとして発展したのであった。田沼時代における札差の豪富ぶりは、人口に膾炙され、十大通の逸話として残されている。

さて泉屋が札差業を営んだことは、意外に知られていない。^⑤仲間起立当初からではないが、まず延享三年(一七四六)浅草米店といわれ、初め伊賀屋善兵衛ついで泉屋甚左衛門名儀の出店が創設され、さらに宝暦十二年(一七六二)泉屋茂右衛門、安永二年(一七七三)泉屋九兵衛の二別家がそれぞれ株を譲り請けて創業した。したがって近世中期には泉屋関係三店が盛業をつづけたのであった。銅山経営を主とする泉屋において、かかる金融業・米穀取扱いがなされたことは注目に値する。とくに札差の業態については、幾

つかのすぐれた研究があるものの、旧札差文書も一、二を除いて知られることはなく、その位置の高さに比して、研究は少ないといってよい。^⑥したがって泉屋文書に含まれる札差関係文書の紹介は、学界にとっても裨益するものと考えられる。

本輯は、泉屋における浅草出店すなわち札差泉屋甚左衛門店を中心に、別家両店をあわせて、開業から幕末にいたる歴史を明らかにする。

註

- ① 「此業躰、昔は葭簀張の水茶屋にて、御切米を請取に出し侍共の休息所なるが、少しづつの金子を貸事を始、其後追々力を得て相應の身の上になり、享保年中始て御定を請しと云」(世事見聞録)
- ② 北原進氏「宝曆—天明期の江戸商業と札差」『江戸町人の研究第一巻』(吉川弘文館、昭和四十七年)二六一—二頁。
- ③ 「札差事略 二」『札差事略 上』(一橋大学札差事略刊行会)一九二—二〇六頁。
- ④ 「札差事略 廿二」『同右 中』六二五頁。明和二年「仲間條目帳」二四條に、「札差名前讓之儀、他所之者ニ者相讓申間鋪候、假令仲間之内次男三男并數年實躰ニ相勤候下代、且仲間之内緒縁在之候者等成共、其身元得与相改、惣仲間得心之上讓請させ可申候、勿論仲間之内壹人ニ而茂故障有之者江者讓渡申間鋪候」とある。
- ⑤ 宮本又次氏「江戸札差と住友家」(住友銀行行史編纂資料、昭和五十年)が唯一の文献である。本稿作成に当たっても参考とした。
- ⑥ 幸田成友氏「札差」『札差雑考』『日本經濟史研究』(大

岡山書店、昭和三年)のち『幸田成友著作集 第一巻』

(中央公論社、昭和四十七年)所収。前掲、北原進氏に

「宝曆―天明期の江戸商業と札差」をはじめ一連の業

績があるのが代表的なものである。また、石津三次郎

氏『浅草蔵前史』(蔵前史刊行会、昭和三十三年)、『台

東区史』(昭和四十年)などがある。

一 札差業への進出

泉屋三店の札差創業については、文化十四年(一八一七)正月に作成された「札差事略」の末尾に、仲間創立以来の株移動情況が記されていることから明らかとなる^①。すなわち該当部分を摘記すると、次の通りである。

起立松葉屋與右衛門株、享保十二未年正月柳屋傳藏讓請、延享三寅年五月伊賀屋善兵衛讓請、寛延三年四月右伊賀屋事泉屋与家名改、其後寶曆五亥年十一月改名

泉屋甚左衛門(印)

起立増田屋四郎左衛門株、寶曆十二年二月讓請仲間入

泉屋茂右衛門(印)

起立庄内屋久兵衛株、享保十四酉年十月坂倉屋權兵衛讓請、寛保三亥年十一月三河屋彦

兵衛讓請、安永二巳年五月讓請仲間入

泉屋九兵衛（印）

これによれば三店創業の年次は明らかである。泉屋甚左衛門店は、延享三年（一七四六）五月、伊賀屋善兵衛を名儀人として、札差柳屋傳藏株を譲り請けて成立した。片町四番組に所属するが、店舗は浅草諏訪町にあり、天明八年（一七八八）、清水家への「書上」^⑧には表口六間・裏行二四間半、土蔵三戸前とある大店舗であった。泉屋茂右衛門店は、宝暦十二年（一七六二）札差起立人である増田屋四郎左衛門株を譲り請けて開業した。森田町五番組に属し、店舗は新旅籠町にあり、先の「書上」によれば、表間口一〇間・裏行一六間、土蔵三カ所とある。これも大きな構えであった。泉屋九兵衛店は、安永二年（一七七三）三河屋彦兵衛より株を譲り請けた。片町四番組に属し、店舗は新旅籠町にあった。なお、店舗の所在地は、泉甚は変らないが、泉茂は初め新旅籠町で、文化十三年には大護院門前町へ移転するなどしている。泉九は文化十三年新旅籠町にあった。

註

⑦ 「札差事略卅五」『札差事略下』七八四〜八〇二頁。

⑧ 天明八年「年々諸用留九番」。本輯付録参照。

(一) 泉屋甚左衛門店の創設

さて、泉屋三店の創業事情について詳しくみてみよう。まず、もつとも早く成立した泉屋甚左衛門店―淺草米店の状況を述べてみたい。宝曆十年（一七六〇）十二月、泉屋理兵衛友俊ともとしが制定した「分與別家式」には、

江戸淺草米店者延享三丙寅年、理兵衛出府之節取立置、同十二月店開候。

と記している。すなわち延享三年、当主友昌ともまさの弟友俊が江戸に出向いた時、彼が差配して淺草米店を設立したことが明らかである。「札差事略」には株の譲渡を同年五月とするが、これは友俊が在府中に株の取得をおこない、その後、約半年の準備期間を経て開業の運びとなったことを示している。先に掲げた「札差事略」の記事は、いずれも株移動の時期を示しているから、他の二店も実際に開業した時日は、少し遅れるとみなければならぬ。

ところで、なぜ泉屋が札差業に進出したのであろうか。江戸には中橋店があり、銅販売や金融を扱っているが、札差は業務が限定されており、いわば全くの新規事業である。また札差業はまだ多分に不安定であり、たとえば享保九年（一七二四）に一〇九名の業者が、延享四年（一七四七）九

九名に減少するといった情況であつたし、また内部でも株の移動は激しかった。後代、千両株とよばれた札差も、この時点では発展の見通しがある訳ではなかつた。したがつて友俊にしても新規事業にのりだすには何らかの事情がなくてはならなかつた。

その事情というのは、おそらく浅草諏訪町にあつた持屋敷の運用に関連していると考えられる。実は浅草諏訪町には吹屋としての屋敷があつた。元禄十四年（一七〇二）「銅座留帳」には、

覺

一 銅商賣店江戸中橋上榎町

家代 長兵衛

浅草諏訪町別宅仕籠在候

手代 平左衛門

大門通り別宅仕籠在候

手代 清五郎

手代 孫兵衛

手代 太兵衛

手代 惣兵衛

手代 清兵衛

手代 平左衛門

一 吹屋家舗浅草諏訪町

右之通、私江戸店吹屋家舗并支配仕候手代共義、御尋ニ付書付差上申候、以上

巳四月十三日

泉屋吉左衛門

中村九郎右衛門様

とある。これは元禄十四年銀座加役として銅座が設立されたとき、銅座支配を兼ねた銀座年寄中村九郎右衛門に江戸にある関係屋敷と手代名を報告したものである。この記載から、泉屋は淺草諏訪町に吹屋としての屋敷をもち、手代平左衛門が別宅として居住していたことが判明する。元禄十五年正月、銅山増産策として幕府が別子と吉岡両銅山に対し一万兩の拝借金と一〇カ年間六、〇〇〇石の安値買請米を認めたが、その際、泉屋より拝借金のための家質を呈出している。このなかに「江戸淺草諏訪町東ヶ輪南角の四軒目 表口田舎間六間裏に町並貳拾間 此家屋舗代金五百兩也」^⑨とあるのも同一屋敷であろう。この吹屋屋敷がいつ設けられたか不明であるが、ここで貨幣改鑄のための吹分けがなされたことは確かである。友俊の記した「後のかゝみ」^⑩によれば、父友芳^{ともよし}が四宝銀の吹分けにあたって、ここに滞在したとしている。

元録^(マ)のころ四ツ寶の銀を慶長の法にふきあらためられしとき……(中略)……則淺草の町にして吹所をもうけ、およそみとせばかりみつから江戸にとまりて其事をつとめられ

しに、やう／＼たゞみよひらあまりの所せき家の二階たゞ一間なる所を旅のやとりとしておはせし

と伝えている。元禄以来、幕府は財政の窮乏を凌ぐため、慶長金銀の改鑄をおこなった。しかし新井白石の施策により、良質の金銀に復することとなり、正徳四年（一七二四）四月、銀銅吹分けの間吹を大坂の銅吹屋に命ぜられた。五月、諏訪町の吹屋において四宝銀の吹分間吹を実施し、七月には正式に吹分の命が下り、新たに諏訪町に屋敷を下げ渡され吹所を建設し、九月より操業している。友芳は九月十九日、江戸へ下向、翌五年五月十九日まで滞在して、この指揮にあたった。これを「後のかゝみ」に記している内容からみれば、友俊は吹屋屋敷を訪ね、この転用を考えたと推定しうる。銀銅吹分は、正徳金銀とこれをうけた享保金銀の鑄造が、享保七年に新金銀引換えを停止したことから、その後は閑散となったとみられる。^⑩とくに享保元年正月、淺草吹所が焼失し、三月には銀銅吹分方は京都吹所へ移った。^⑪したがって延享年間には、遊休施設であった吹屋屋敷の転用を考えたのは当然といえよう。その際、土地柄から札差業への進出が企図されたのも自然であった。

ところで札差業は先述したように厳重な株仲間規定があり、加入には困難があった。「札差事

略」によれば、泉屋が入手した株は、淺草福富町松葉屋與右衛門起立株で、享保十二年正月柳屋傳藏に譲られ、ついで柳屋より伊賀屋善兵衛名儀で取得したものであった。泉屋名儀でなかったのは、株仲間規定に他所者への譲渡を禁じているからで、大坂銅吹屋として著名な泉屋がその名前を出すことはできなかったためとみられる。善兵衛は淺草御藏付近の米屋であるが、彼を名儀人にして株を取得したのである。そして、四年後の寛延三年（一七五〇）四月には泉屋の屋号に改めている。当時、大店が新規事業にかかるとき、先の見通しがたかないような場合には、名義人をたてて営業することが多いが、このような事情からも、伊賀屋善兵衛名儀としたものであろう。

ところで伊賀屋善兵衛は、寛保三年（一七四三）正月、米屋仲間連判のうち片町組に所屬しているのを見出す¹⁴。したがって伊賀屋善兵衛は、蔵前の米屋であり、泉屋が札差を開業する前から蔵米売却を業としていた。伊賀屋と泉屋との関係は不明である。泉屋の別家であれば、泉屋の屋号を名乗るから、おそらく無関係の米屋であろう。泉屋は札差加入の準備として、この名跡を入手し、これを名義人として開業したのであろう。¹⁵

つぎに株取得には「仲間内次男三男并數年實躰ニ相勤候下代」で、仲間全員の承諾という条件があった。泉屋には、もちろん、このような資格がなかったから、この条件も何らかの便法でみ

たす必要があつたのである。安永七年（二七七八）七月、札差森田屋市郎兵衛宛泉屋甚左衛門・泉屋九兵衛「一札」によれば、

此度仲間請合之上、一統御糺御座候處、私名前之儀者伊賀屋善兵衛ニ而御座候、其後泉

屋甚左衛門と致改名、善兵衛仲間入には祖父市郎兵衛殿弟之趣ニ而仲間入いたし候ニ付、

此度私方請合之儀御頼

とある。森田屋市郎兵衛は仲間成立当初よりの札差で、片町組に所属し、諏訪町で営業している。泉屋は札差加入にあたって、同町内である森田屋に依頼して、善兵衛を彼の弟ということとし、彼を請人とするので、仲間規定の条件をみたしたのであった。そのため安永七年にも森田屋を請人としたのであった。¹⁶⁾ おそらく泉屋から森田屋には相当の謝礼はおこなつたであろうし、黙認のために仲間へも相應の金子を振舞つたものとみられる。天保八年（一八三七）四月二十九日付泉屋甚左衛門・同支配人新八宛森田屋市郎兵衛「一札」は、かつて仲間への請人を勤めたこと、「以前御仲間内之御譯合ヲ以」五両の無心をおこなつたもので、それに関する文書であるが、裏面にはこのような事情が存在したことが、逼迫した森田屋の無心になつたとみられる。

さて、延享三年に伊賀屋善兵衛名儀で開業したのであるが、宝暦五年（一七五五）五月、善兵衛

が病死した。名儀人が死んだので、泉屋としては名前を改め、甚左衛門名儀にしようとしている。この間の経過は「年々諸用留七番」に詳しいので、これを紹介しよう。¹⁷すなわち同年十一月、組合中へ手代茂右衛門より願い出た。

拙者兄善兵衛儀、當五月病死仕候ニ付、御公邊并札旦那方御用拙者相勤申候、就夫此度

甚左衛門与改名仕度

と述べている。茂右衛門が善兵衛弟であるか否か不明である。おそらく実際の兄弟でなかったとみられるが、仲間規定もあり、このような形式をとり、改名の手続きをとったのであった。組合では上総屋五兵衛・江原屋左兵衛・三河屋彦兵衛・尾張屋八左衛門がさらに札差行事宛に願書をだし、十二月には滞りなく許可がおりている。このような結果となったには、次のような経過があった。すなわち当初、泉屋としては、上方出店名目泉屋甚左衛門支配人茂右衛門として営業しようとした。つまり名儀を泉屋甚左衛門と改名するだけでなく、「上方出店」として明確にしようとしたのであった。事実、九月には大坂本家より八郎右衛門が江戸に赴いて、上方出店とすることを札差仲間へ掛けあっている。しかし、仲間行司は、

遠國出店支配人持舊例無之

とし、また「他家に堅譲渡間敷」との仲間規定を理由に拒絶をした。そして妥協案として、表向はできないが、「公邊者茂右衛門、甚左衛門と改名、店相續分ニ相願」うならば、仲間内はその心積りでいる、このようにすれば「永々甚左衛門と申通名も相立」、手続きも早速すむではないかと提案した。要するに公式には支配人茂右衛門を甚左衛門と改名させ、これを通称とすれば、実質と名儀は一致するではないか、というのである。泉屋としては公式に出店とすることができないので、結局それにしたがわざるをえなかった。以後、浅草米店支配人を通称甚左衛門として公式にも通したのであった。かくして、浅草米店は泉屋甚左衛門名前で札差として活動することになった。このとき本家当主は泉屋吉左衛門であるが、甚左衛門名儀としている。現在のところ、泉屋史料には甚左衛門は見当らないので、これは実在していないとみられる。すなわち浅草米店の名儀人は、泉屋一族・別家から選ばれたのではなく、仮名前とし、代々の支配人が通称として甚左衛門を名乗ることになったのであった。これは泉屋の他店舗には見られないから、札差仲間における規制に従った特例であるといえる。

註

⑨ 『泉屋叢考 第拾五輯』一九頁。

⑩ 『泉屋叢考 第七輯』附録。

⑪ 泉屋所有の吹屋屋敷とは別に、幕府より屋敷が下げ渡され、吹所を建設したのであるが、享保元年正月、この吹分所は焼失した。吹屋屋敷は存続した。のちの米店の敷地である。

⑫ 小葉田淳氏『日本の貨幣』（至文堂、昭和三十三年）

⑬ 「垂裕明鑑」巻之七。

⑭ 「札差事略廿七」、『札差事略下』一九八頁。

⑮ 伊賀屋善兵衛は、浅草米店の名儀人であった。すなわち善兵衛はもとと米屋で伊賀屋と称し、のち泉屋善兵衛と記す例はあるが、泉屋の手代別家であるとは考えられない。この点については、泉屋関係文書中に善兵衛を見出しえない点からも確かめうる。また、善兵衛を支配人とすることもできない。開業時には、後述するように傳右衛門が米店支配をおこなったと「家録籍貫」にみえるのは、これを裏書している。なお後考にまちたい。ちなみに、伊賀屋善兵衛は安永期の米屋仲間連判にはでてこないから、札差加入とともに米屋をやめたと推定しうる。

札差業と住友

⑯ 天明七年、泉屋甚左衛門が中追放となったとき、森田屋を請人として存続が認められた。森田屋は文政五年廃業している。

⑰ 本輯、付録参照。

「年々諸用留 七番」には、次の記述がある。

江戸米店名前改之儀ニ付、組合中行司中差出候書付之

寫左ニ

以書付御願申上候

一拙者兄善兵衛儀、當五月病死仕候ニ付、御公邊并

札旦那方御用拙者相勸申候、就夫此度甚左衛門与

改名仕度候間、惣御仲間中江被仰達、御番所其外

御役所御帳面御改被下候様御願可被下候奉頼候、

已上

寶曆五亥年十一月

泉屋茂右衛門改
甚左衛門

御組合中様

以書付奉申上候

一拙者共組合泉屋善兵衛儀、御存之通、當五月政病
死候ニ付、弟茂右衛門右名前ニ而御公邊諸御役所

向并且那方御用等相勸申候、就夫此度甚左衛門与改名仕度候由相願申候間、此段惣御仲間中へ御達之上、御番所其外諸御役所御帳面御書改御願可被下候、奉願上候、已上

上總屋五兵衛

寶曆五亥年十一月

江原屋左兵衛

三川屋彦兵衛

尾張屋八左衛門

三町御行事中

一 寶曆五亥年五月、江戸淺草米店善兵衛儀致病死候ニ付、店改名相談として、同九月八郎右衛門罷下、仲間行司并組合中江面談之上、上方出店名目泉屋甚左衛門支配人茂右衛門与相改置度趣、疾与入割相頼候處、行司中者被申候者、遠國出店支配人持舊例無之并他家江堅讓渡間敷、仲間爲申替ニ候へハ表向急度左様者難相成候、公邊者茂右衛門甚左衛門与改名店相續分ニ相願、仲間内者、右思召之通相心得居候様致置候ハ、永々甚左衛門与申通

名相立、早速相濟、可然ニ相究、十二月上旬公邊并掛諸役所江相願候處、早速御開濟、御帳面御書替被下相濟、右ニ付、八郎右衛門歸坂之節組合中カ書面取之并茂右衛門カ一札、一家奥印ニ而請取、則左ニ記、委細別帳ニ一件有之

貴札拜見仕候、寒氣之節彌々御堅勝被成御座、珍重奉存候

一 此度當地御出店泉屋善兵衛殿被致死去候ニ付、跡代り差配人茂右衛門殿江御申付、則店名前甚左衛門殿与御改被成度ニ付、貴殿爲御名代八郎右衛門殿御指下、御口上之趣委細被仰聞致承知候、依之組合相談候處、何之指支も有之間敷ニ付、仲間行司衆江右之趣申達候處、右行司衆カ惣仲間江被申達、いづれも無故障被致得心候ニ付、善兵衛跡名前泉屋甚左衛門与相改度旨、兩御奉行様江以書付奉願上候處、御開濟被成下、諸掛御役所江茂御通達被成下候間、則御店名前甚左衛門ニ相定り申候、

然ル上者御藏方御出入御屋敷方ニ付御指支無之様、

右御答迄如此御座候、以上

組合之事故萬事可申談候、後々茂右衛門殿被致退

三河屋彦兵衛

勤候節茂有之由、左候得ハ、右代り之儀、右ニ准

亥十二月

江原屋佐兵衛

シ指支無之様ニ申談、甚左衛門殿名前相立候様申

上總屋五兵衛

合可致相談候、先以此度八郎右衛門殿御指下、被

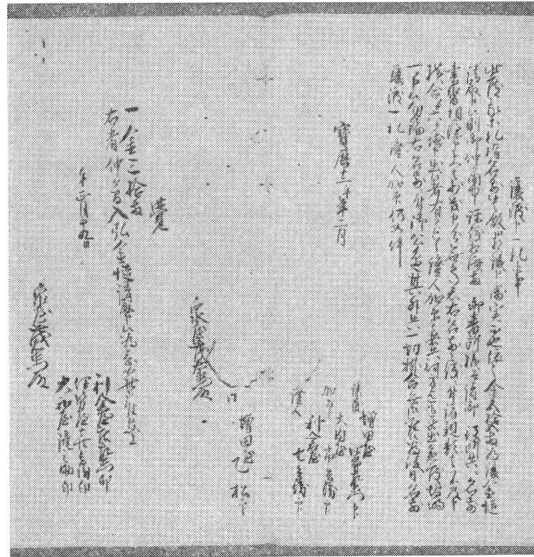
尾張屋八左衛門

仰聞趣、前後首尾克相濟候條、御安心可被成候、

泉屋吉左衛門様

(二) 別家両店の札差開業

つぎに別家両店の開業についてもみておこう。まず泉屋茂右衛門は前述したように伊賀屋善兵衛の跡をうけ泉屋甚左衛門として浅草米店支配人を勤めた。泉屋を退役するとともに、宝曆十二年(一七六二)森田町組札差増田屋四郎左衛門株を譲り請け札差となった。これについては仲間入りの手続きなど判明するので述べておこう。¹⁵⁾ まず宝曆十二年正月、札差仲間尾張屋八左衛門・三河屋彦兵衛・江原屋佐兵衛・町屋伊左衛門・下野屋又兵衛に仲間入りの願書を出し、二月七日札差三組仲間と譲渡人増田屋四郎左衛門・譲請人泉屋茂右衛門連名で、江戸町奉行所へ届出、株取得が確定した。そして、増田屋四郎左衛門は加判大内屋市兵衛・証人利倉屋七兵衛・同増田屋乙



渡讓株札左衛門四郎屋増 宛門右茂屋泉
 控覚取金請取入仲間札組合なら一
 (収所七留用諸々年)

とは明らかであった。ところで、のちに千両株といわれ、実際売買でも五〜六〇〇両はした札差株が、宝曆末年には八五両に若干の出費で入手できたのであろうか。たとえば仲間弘め金は、仲間創立当初は出金の三分二を売主か町かが取得し、残り三分一を仲間で分配したが、寛保三年(二七四三)の規定では仲間弘め金三〇両を譲受人が出し、これを仲間の人別で配分することにな

松の連名で、泉屋茂右衛門に「譲渡一札」を入れていた。これによれば譲金五五両、仲間中の評議、町奉行所などの名前書替えも済んだことを記している。それより前の正月十九日には仲間入弘め金三〇両を札差仲間に渡し、利倉屋庄左衛門・伊勢屋喜兵衛・大和屋瀧之助の請取覚控が残っている。このように泉屋茂右衛門は札差開業にあたって、株譲渡代金五五両・仲間入弘め金三〇両を支出したこ

った。^⑱ここではその三〇両の請取控が残っているのであった。しかし、この八五両以外にかなりの金品が動いたことが推測される。幕府役人筋や仲間行事などへの付届けは、当時の世相から考えれば当然おこなわれたであろう。とすれば、かかる裏金を含めて一〇〇両を超える出費がなされたとみられるが、この内容については知るところがない。

泉屋三店のうち、もっとも遅く開業したのは泉屋九兵衛店である。九兵衛は茂右衛門のあとをうけて、宝暦十二年、泉甚こと浅草米店支配人となり、明和六年（一七六九）八月、退役した。彼は数年間をにおいて、前述のように安永二年（一七七三）五月、片町四番組三河屋彦兵衛株を譲り請けて札差を開業した。この間の事情を知る史料は残っていない。

ここに泉屋関係札差三店が出揃った。泉甚は浅草米店の開設は仲間規約もあり、困難であったが、別家両店は浅草米店が営業しているため仲間規約にも該当し、ほとんど支障はなかった。浅草米店創設当初の支配人を除き、前期の支配人が退役後、商経験を生かして新規開業にふみきったのである。ちなみに当時、泉屋の慣例からいうと、浅草米店支配人は退役時には、家督銀二〇〇枚と「勤功ニ応シ、普請料・婚礼賄入用・店開諸道具料、休息後三ヶ年之間世帯合力銀等、時之主人差配」により贈ることが定められていた。^⑳銀一枚は四三匁であるから、二〇〇枚は八貫六

〇〇匁、金にして一四〇兩余になり、さらに家宅・店舗などの取得にも応分の援助があったから、少くとも茂右衛門については、株を入手し、なお当座の営業資金も残ったと考えられる。²¹⁾

しかし、その後は泉屋関係では新規開業はみられなかった。札差株は安永年間、五、六〇〇兩で売買されたと伝えられるから、もはや簡単に入手しうる金額ではなかった。そして田沼時代の終末とともに、寛政改革が始まり、棄捐令により札差は大打撃をうけた。泉屋三店は泉屋甚左衛門店を中心に結束して危機を切りぬけようとしているが、これ以上、泉屋内部での同業者の増加は既存の三店にも影響を及ぼしたのである。事実、泉屋九兵衛店は文化十五年（一八一八）三月二十八日、伊勢屋恒藏に株を譲り廃業するのであった。²²⁾ この店に個々の事情があったとも考えられるが、後発のためか規模も小さく、泉屋三店のうち経営基盤がもっとも弱かったことが、廃業につながったとみてよいであろう。

註

⑬ 仲間入の手続きは、幸田成友氏前掲書に若干触れられ

ているにすぎないので、「年々諸用留七番」に記された、

茂右衛門仲間入り関係記事をあげておく。

乍恐書付を以奉願上候

一御藏前札差行事共奉申上候、森田町組増田屋四郎

左衛門札差名前泉屋茂右衛門江相讓申度段、惣仲

ヶ間之者共江相願候ニ付、行事共吟味仕候處、相

違無御座候間、御慈悲ヲ以、御番所御帳面御書替被成下、前々之通御勘定御奉行様江御通達被遊被下置候様奉願上候、以上

寶曆十二年二月七日

森田町組 誰々

片町組 誰々

天王町組 誰々

讓渡人 増田屋四郎左衛門

讓請人 泉屋茂右衛門

御月番依田様江

御奉行所様へ出ス

以下同文で、江戸町年寄奈良屋・御藏・御書替役所には、株名前書替の届出をおこなうのであった。

讓渡申一札之事

此度我等札指名前貴殿江相讓申處實正也、依之金五拾五兩爲讓金體請取申候、則御仲ケ間中評儀相濟、兩御番所様并諸御役所共ニ名前書替相濟申上者少茂申分無之、若右名前之儀ニ付、諸親類者不及申、横合ハ六ヶ鋪申出候者有之候ハ、證人札差業と住友

加印之者共何方迄も罷出、急度埒明可申候、勿論右名前ニ付御公邊其外共一切掛合無御座候、爲後日名前讓渡一札證人加印、仍如件

寶曆十二年二月

加印 大内屋市兵衛印

證人 利倉屋七兵衛印

同 増田屋乙松印

泉屋茂右衛門殿

覺

一金三拾兩

右者仲ケ間入弘金體請取申候、爲念如此御座候、

以上

午正月十九日

利倉屋庄左衛門印

伊勢屋喜兵衛印

大和屋瀧之助印

泉屋茂右衛門殿

①9 「札差事略 廿二」 『札差事略 中』 六〇八頁。
②0 「分與別家式」

⑳ 先に判明する出金八五兩と記したが、裏金に当る分も、この家督銀から支払えたと考える。

㉑ 泉屋本「業要集下」。『札差事略下』七九五頁。

(三) 浅草米店の「心得方」

本項では、浅草米店が泉屋全事業のなかでどのような地位を占め、どのような組織となっていたかを主として制度的側面から明らかにしておこう。

享保前後には、多くの商家で内部組織の整備がなされた。元禄・宝永年間における貨幣改悪から正徳・享保金銀への転換は急激な通貨収縮を招いたし、全体に内部を固める方向が顕著である。株仲間公認も幕府商業政策の転換であり、商業組織の固定化であった。これらの情況のなかで、商家では家法を制定し、内部の組織固めをおこなうのであった。泉屋においても、当主友昌と豊後町分家理兵衛友俊の手で、従来慣習的におこなわれていた家政の明文化がなされている。

さて浅草米店の組織・管理についてみておこう。幸い寛延四年（一七五二）七月制定の「諸店心得方」が残されている。これは「諸店」とあるが、実質は浅草米店の心得方であり、内容は三四カ条にのぼるもので詳細である。これは泉屋のみでなく、札差業一般についての業態を示すもの

として注目しうる。したがって内容を詳しく紹介しておこう。

まず取引先である「御屋敷勤方」を大切にして、勘定を確実にこなうことを第一条に規定する。ついで蔵米の請払いについての六カ条がある。札差は旗本・御家人の依頼者(札旦那)から、札(御切米請取手形)を請取り、これを書替役所に提出し書替奉行の裏印を得て、御蔵役所に差出し検査をうける。別に手形表の米高八〇〇俵を基準にして、半紙四つ切へ高・渡高・石代金・請取人名・札差屋号を記したものを丸めて玉としたものを、玉場において箱に入れ、蔵出米の順序を定めた(玉組玉入れ)。のち蔵出米を受取るが、札旦那の飯料(入米)売却分(払米)を定めて、売方に取扱わせた。「心得方」はこの間の業務内容について詳しい注意を記している。まず切米請取手形が札旦那より届いたときは、よく改めるのはもちろんであるが、手形に墨付があるときには、「其使を待せ置き」書替役所に確認してもらってから、札の請取書を出すこと(第二条)、ついで書替役所へ札を提出するのに、初め下書を差出すが、控帳に留置くこと(第三条)、書替役所に出向く者は、人数立会いの上、前夜に手形を拵えて置くこと、早朝に持参、引替えたのち、札をよく改め大事に取扱うこと(第四条)。玉入れにも役割人数立会いで、手形を改め、玉組帳と読みあわせ、前夜に玉を拵えて置き、早朝に持参する(第五条)。玉が落ちると、役割の者が早朝に御蔵へ

金を受取りに行くが、どのような用事があつても本人か同役の者が請取らねばならず「外役」の者が代つてはならない（第六條）。米を御藏場で処分ができたときは、直段は節季任せにするが、売方は精を出し、とくに直段違いのないようにせよ（第七條）、としている。

ついで「心得方」には、札旦那との折衝などについて規定している。もっとも重要な業務と思われる貸付については、第八條に

御屋敷方御用金之義、支配人可致相對、金子ハ如何様被仰付候共御用立申間敷候、且又是迄御借用方御定有之屋敷方不勝手に付被仰聞候ハ、支配人承合熟談の上返答可申上、

決して自分了簡を以、取計申間敷候事

と述べている。貸付けは支配人が交渉に当り、金子用立てをしてはいけない。従来からの関係があるときも、よく検討の上、返答をせよ、としている。後述するように札差業において金融は主要な業務であり利益源であつたから、本来、金子用立てを禁止するのは困難である。したがつて本条は貸付における心得とみるべきであろうが、非常に慎重なものであるといふことができる。さらに貸付金は証文と帳簿をあわせ保管すること（第九條）、書替役所へ出勤する役割の者は用済み次第帰店し、勘定手伝いや玉入れの結果を札旦那に通知する使い（玉触）にも行くべきで、これまでは

日傭を雇っていたが、今後は一切遣わないよう心掛けよ(第一〇条)。米の代金は夜五ツ時(午後八時)迄に持参しない時は金子方より催促せよ、請取りに行くことは無用である(第一条)。今後、いずれかの役を申しつけられた者は、用向きの内容について遠慮なく申し出よ、その役について「一存了簡」がつかないのでは、器量がないのである(第二条)。また手代・子共の待遇に注意せよ(第三二・五条)としている。

浅草米店の営業成績は、「精帳」を仕立て報告するが(第二六条)、毎日、当座勘定を行い、大払い受けとして月毎に支配人立会いで改める。また一年の総勘定は中橋支配人立会いで、精帳を作り、連名連印をする(第一七条)となっていた。もちろん利益を本店へ送金するが、その増加に勤めるよう書かれている(第二六条)。

さらに勤方として、外出は公私とも支配人に断り、私用での外出は一人宛とする(第一八条)、世帯向の儉約(第二〇条)、服装の指定(第二一条・第二二条)あるいは奉公人以外の者の滞留を禁じ、行跡を慎むよう定めている(第二三条・第二四条)。注意すべきは札を新規に取ることを停止し(第一九条)、従来の取替金を元利とも取立て、「向後内外共聊取替申間敷事」(第二五条)とあることで、第八条とあわせみると、創業後五カ年で営業の点検をおこなったとも考えられる。

手代が自分の商売をすることを禁じ（第二七条）、別家させた時は、妻縁に当って本家より差図する（第二八条）。別家の婚姻には本家の許可が必要であった。

米店の名題は、当時伊賀屋善兵衛名儀であったが、「追て可申付事」とする（第二九条）。これは宝暦五年、善兵衛死去により、泉屋甚左衛門名儀としたことは先述した。また米店の地代宿賃は中橋店へ勘定を立てた（第三〇条）。泉屋内部であるから、地代・宿賃は米店の枠内で処理してもよいのであるが、中橋店が江戸における泉屋の不動産管理や会計を扱ったため、このような措置をとったものと考えられる。

さて第三一条は米取引についての規定である。

正米商賣其年の時氣相考、俵高賣買に付、利潤又損失有之、向後買置米或ハ賣過米等堅

可相止、勿論月々入用米ハ其時々買入可申、數月入用の買置米可爲無用候、米穀に不限、

總て思入商賣堅致間敷事

この内容は、後に掲げる支配人の功課基準と相応じている。正米商売は時気により、損益がでるから、投機のため買置きや売過ぎをしてはならない。月々の入用は時々に入れ、数カ月分の買置米は無用である。米穀だけでなく「思入商賣」は一切厳禁する、というのである。時々の相場

で商売すると、損益はあるが、その巾は小さい。投機行為では巨富を得ることはあっても、また大穴をあける危険も多い。そこで泉屋としては、浮利を追わない確実な商法を選んだのであった。しかも、ここで米店の人数を半減した。札扱い高も増えたが、奉公人が業務に馴れてきたので、少数精鋭でやれるとみたのである(第三二条)。そして、家内火の用心や特別の際は夜番を勤めること(第三三条)、門口は朝六ツ時(午前六時)にあげ、夜は五ツ半限(午後九時)に不寝番を定め、出入りを改める(第三四条)として、この「心得方」を終わっている。

「心得方」は、泉屋の家風と、浅草米店の経営管理を示していて興味のある内容である。これによれば、泉屋の経営は、札差業務による着実な利益を狙ったもので、札旦那やその金融を点検し、米穀取引での迷惑なども排斥しているのが特色であった。そして過誤なく、儉約を守り、少数精鋭による業務分担と協力により、米店の発展を期待したものであった。

(四) 浅草米店の店制組織

浅草米店の人員は、「心得方」によれば、次のようであった。

支配人 老人 相對方助 老人 金子方 老人

玉入	老人	書替	老人	米取方	二人
賄老女	老人	飯炊男	老人	米請払	二人
料理方	老人	子供	二人		

計十四人が正規の人員であり、他に臨時雇いがいたが、いずれにしても浅草米店の取引金高が巨額であるのに比して、小人数で業務を捌いている。このような組織は嘉永二年（一八四九）「東都両店緊用識」なる帳簿には、次のようになっている。

名前	司馬仁兵衛（四七）	支配人	高橋庄右衛門（三六）	対談人	堀 又次郎（三四）
米方	坪田喜兵衛（四五）	大払方	加藤伊兵衛（未詳）	米請取	中村 茂助（四六）
清水方	石川久兵衛（三四）	勘定場役	宮崎 義八（二二）	見習	岡嶋重兵衛（一七）
台所方	武盛丈右衛門（三八）	見習	松本 要藏（一六）	小払方	平野宗次郎（一七）
見習	松本 秀藏（二五）				

すなわち手代一三名、他に前髪二名、子供三名、下男四名がいた。また「外ニ別家茂右衛門方召仕」として二名が記されている。これは当時茂右衛門が浅草米店に同居していたため、後述する。先の「心得方」と比較すると、まず名前・支配人が各一名となることが目につくが、

名前人は内部では支配人としており、ここでいう支配人は副支配人である。対外的にも主人甚左衛門と支配人として形式を整えたのである。つぎに清水方とあるのは、天明八年、徳川家三卿清水家蔵元となったので専任者をおいたのである。その他は役職名に変化はあるが、この点は後述しよう。人員は二二名になっている。()内の数字は年令であるが、四七歳の仁兵衛を年長として、四〇代・三〇代がそれぞれ職務を分担し、一〇代後半を見習とし、元服前の前髪や子供(丁稚)が使い走りをするという構成になっていたことがわかる。この業務分担は、当時の札差業において通常見られたものであるので、札差和泉屋細谷太七の「札差業務聯系分擔之圖解」²⁹⁾により解説を加えつつ、米店の業務分担について触れておこう。

支配人 細谷氏によれば、支配人は就職に三奉行所の許可が必要で、重要事件については主人を代表し、業務一切を担当し、対談人以下の任免を取扱う、とある。ところで、通常は主人がいて、その下に支配人がいたが、浅草米店では前述したように泉屋甚左衛門名儀を支配人が名乗っているから、当初は支配人は同時に形式的に店主となっていた。しかし、後代では名前人と支配人の二人をおいた。そして、名前人を支配人として扱っている。泉屋の規定で、支配人がどの程度の権限をもったかは不明であるが、泉屋内部での地位は、本店・別子銅山各支配人につき、江戸中

橋店支配人と同格で、長崎店支配人より上位にあつた。宝暦元年（一七五一）制定の「分與別家式」によれば、²⁴⁾退役―休息にあつたての規定を記しているが、ここでは、淺草米店支配人について、

休息申付候節、目録銀諸定中橋店支配人同格ニ可申附候

としている。また宝暦十年制定の「分與別家式」²⁵⁾においても

江戸中橋店、同淺草米店支配人者、本家・豫州銅山支配人同格ニ者難申付候、其勤方厚

薄虚實を致探索、時之主人家督銀差遣候節、輕重差略可在之候

と定めている。このように淺草米店は新規事業であるにもかかわらず、中橋店とならび重視されている。とくに宝暦元年の「分與別家式」には、淺草米店の成立、經營の不安定が記述されており、その上で支配人の処遇を規定するのであるが、支配人心得となるような記述が含まれており、注目しうる。すなわち、

勿論、米相場高下ニ依リ損益有之店ニ而、支配人才不才ニも不拘候、遠國出店ニおゐて

大金銀致取引候事故、實義分明ニ而儉約を守り、勘定明白ニ相立候者を上功ニ可相定候

事

と功課の基準を記している。遠國出店で大金を扱うのであるから、筋がたち儉約で勘定が明確で

あるのを上功とし、米相場の上下により損得があるのは、業務内容からみて当然で、支配人の才能にかかわらない、といいきっているのは、米穀を取扱う商家としては興味深い内容である。米は空米相場による投機がなされるほどで、それだけに危険がともなう。「心得方」には空米相場の禁止はもちろん、正米の取引でも「總て思入商賣堅致間敷事」と厳禁していることをみたが、ここでも先の立場が、支配人の功課基準につらぬかれていることを知りうる。

支配人の任免に当って、泉屋では雇傭関係を結んだ際の証文とは別に改めて誓約書をとった。伊賀屋善兵衛時代については不明であるが、茂右衛門により、宝暦五年十二月付泉屋吉左衛門・同甚左衛門宛「一札」が納められている。名目的とはいえ、淺草米店の支配人は名儀人となっているから、万一の紛議に備えて念を入れたのである。それは

御店名前甚左衛門様と相改申候、右御名前并御印判共私に御預被成下、此以後諸支無間

違大切ニ支配仕候様被仰付奉畏候、隨分忠勤^カ盡シ御店跡指支無之様仕、御差圖次第退役

可仕候、其節跡支配人に無故障勘定仕立引渡可申候

とあるように、名前と印判を預ったからは、間違いのないよう支配するが、また本家からの指示があれば退役し、勘定の引継ぎを行うことを約束している。この一札には請人である近江甲賀郡

札屋村丹羽甫安の奥書もつけられ、形式的にも厳格なものであった。²⁶⁾

ついで九兵衛支配人就任に際しても、宝曆十二年三月四日、泉屋吉左衛門殿御手代中宛、九兵衛「一札」²⁷⁾がいれられている。この「一札」は茂右衛門「一札」より詳細で、三カ条にわたっているが、祐左衛門の支配人就任にも同一文面の「一札」が徴されているから、これが内規となっていたとみられる。さて「一札」は、九兵衛が「甚左衛門殿と申御名前之御出店」を預けられ差配をすることになったが、「御屋敷様」の出金は明白になるようにし、対談に当たっても失礼のないように勤める(第一条)。公儀法度・浅草蔵役所掟などを守り、札差仲間定にも違背しない。どのような紛議が起っても、遠国出店を預っているのであるから、自分が責任をとり、本家へ決して迷惑をかけない(第二条)。もし本家の意向でお暇がでたり、引退するようなときは差図を守り、引継を行う(第三条)、との三カ条の誓約を呈出している。そして

右之外、不寄何事、九兵衛引請相勤候上者萬端貴殿に懸御難儀申間敷候、勿論御店諸勘定毎年明白ニ相立、御店利益御座候様可致勘辨候、尤爲登金銀御指圖次第無遅滞爲差登可申候

と記している。これらは泉屋としては当然の内容を誓約させているといえるが、奉公始めに出

第1表 歴代支配人一覧

支配人名	任 期
茂右衛門	宝曆5年12月～同12年
九兵衛	宝曆12年～明和6年5月
宇兵衛	明和6年～天明5年
祐左衛門	天明6年～寛政8年
平右衛門	寛政9年～文化7年
彦右衛門	文化8年～文政6年
直藏	文政7年2月～8月
半兵衛	文政7年～天保5年
清兵衛	天保5年～天保14年
義右衛門	天保14年～弘化5年
仁兵衛	弘化5年～安政5年
伊兵衛	安政5年～元治元年
正左衛門	元治元年～

す請状があるにもかかわらず、改めて一札をとるのは、泉屋甚左衛門店の成立事情と特殊な地位によるものであった。そして宝暦末期には一定の収益が期待され、本家への送金を行うことが義務づけられているのであった。このように浅草米店支配人は重要な位置を占めている。年次不明もあり、史料上の記載での異同もあるが、いま判明する限りでの支配人を記しておこう(第1表)。年令の判明するもので、三九歳が早く、約一〇年を勤めあげて退役するが、仁兵衛・伊兵衛は病死による交替で、表向きは病気で届出、相続をすませている。

なお、支配人のうちで経歴の判明するものについて若干紹介しておこう。まず、初期の支配人のうちで、茂右衛門・九兵衛が退役後札差となった。「家隸籍貫」によれば、九兵衛の経歴が判明するが、彼は播磨国加古郡上西条村出身、元文二年(一七三七)二月、一四歳で泉屋へ奉公、宝暦十二年(一七六二)浅草米店支配役(三九歳)、明和六年(一七六九)五月退役(四六歳)したが、翌明和七年には浅草紅屋彌兵

衛店を買請け「下地仕似セ之紅商賣」をおこなっていたが、安永二年（一七七三）五月札差となった。また宇兵衛は、大坂九之助町老丁目生れ、寛延元年（一七四八）十月奉公（一九歳）、別子・吉岡・別子と銅山勤務を経て、宝暦十四年六月浅草米店勤めとなり、明和六年八月米店支配役となった。このように支配人には一〇代で奉公した子飼いの手代が四〇歳前後で就任している。

なお発足当時には、傳右衛門が米店支配となっている。彼は江戸生れで、享保三年（一七一八）二月に一一歳で江戸中橋店に奉公した。同十二年春より浅草吹屋に移ったが、延享三年（一七四六）八月大坂へ呼ばれ休息となった。しかし浅草米店開業にともない「算立存候者無之」とのことで、米店支配を兼ねた。翌四年八月には開設事務も一段落したため、父の故郷上野国佐野に帰っている。泉屋は金融関係の業務を主としていなかったから、傳右衛門は数少い練達者として、札差創業を助けたのであり、帰国ののも再び召出されて江戸中橋店・大坂本店に勤め、老分別家として本家・豊後町分家の家政にも預っている。また由兵衛は浅草店家守源兵衛の養子で、浅草生れ、米店に勤めた。明和二年、五〇歳で別家格となり、当時浅草米店元々役を勤め、同六年には支配役宇兵衛と連名で書類を認めるようになっていた。傳右衛門・由兵衛は江戸浅草の土地にも馴染があることから、支配役を助けて米店の経営に当たったのであった。

相對方助 相對方とあるのは対談人のことである。これは字のごとく、札旦那の切米目録を作り、手取金を出し、また用立金の応対などを行う役である。初期に相對方助とあるのは、泉屋では相対は支配人が行うことになっているから助役としたのであろうか。「諸用御窺控 三九番」に安政五年十一月二十八日、対談役喜兵衛が病氣休息(退役)のとき一五〇両を与えると記しているが、支配人につぐ重職であった。

書替 札旦那よりの扶持米手形をとり、書替奉行へ差出し裏印をうける。

玉入 玉入事務を扱う職掌であるが、さらに扶持米手形を御蔵肝煎に提出して検査をうけることも任としたとみられる。細谷氏によれば、書替方が玉入を扱う。

米請払・米取方 細谷氏による役名では米方請取方が該当するとみられる。泉屋でも嘉永には、この職名としている。米方は蔵渡り米を調査し、札旦那への入米と払米を定め、売方よりの米代金徴収を行い、また請取方は、御蔵庭出米の当日請取るべき米高を計算し、入米・払米を定め、売方に通報した。端米渡りを請取り、御蔵御門切手作成、などを行った。この二つの職務内容は、泉屋での米請払・米取方の職掌分担に対応するとみられる。これは蔵米の実際を扱うために「心得方」では各二名の定員であった。

金子方 御金方とすれば、御藏金場へ出頭して石代金を請取る。のちの勘定場役であろうか。

以上が札差業務に關連する手代の職掌であり、他に子供Ⅱ丁稚小僧と賄關係が認められていた。このような奉公人の構成は、ほぼ一般の札差と同様であったとみられるが、細谷氏の記す職掌は、主人・支配人・勤方名代人・対談人・米方・書替方・請取方・御金方・並手代となっているから、若干の異同はある。また並手代は泉屋では初期に玉入とよばれ、その職務のうち玉触などは書替方などが協力して行ったとみうる。「心得方」第一〇条に、

御藏御書替所へ出勤の者、場所仕廻次第早速歸店、勘定手傳可申、玉落も申合、玉觸に可參候、是迄ハ日傭相雇候得共、一切遣不申様心掛可申事

とあるのは、これを示している。従来は日傭に玉触をさせていたのを廃止しているから、その面では人員削減とあわせて、思いきった少数精鋭による店務分担と協力体制を企図したものと見える。ただ寛延四年「心得方」一四名、天明八年「書上」三〇名、嘉永二年「緊用識」二二名と増減があり、泉屋茂右衛門店の人数二五名であった。これは経営規模の多少と關連があるとみられる。「心得方」は合理化の極限とみられ、実際は人員が増加するのはやむをえないものであった。ところで札差業務の關連では、なお売方・運送・蔵船・春入について説明しておかねばならな

い。すなわち札差は蔵米を受取るが、これは帳面上で、実際には受取るべき米高を計算して、札且那飯料として送る入米と、売却する払米を定め、売方に取扱わせたのであった。したがって売方は札差とは異なる業者が現米を取扱ったのであった。運送・蔵船は運送業者であり、舂入は入米を札且那に届ける前に精白を行う業者であった。このように札差の外郭ともいべき商人がいたのであった。これについても泉屋の事例を紹介しておこう。

売方 蔵米の売却を取扱う売方については、制度的にも変遷があった。もともと蔵米の払方については札差が行っていたものであったから、札差仲間成立後も自家で取扱う者も多かったが、他方、この業務を別に専門業者に委ねることもみられた。御蔵近辺米屋がそれである。寛保三年（二七四三）米屋四四名に仲間が認められ、札差と同じく片町・森田町・天王町三町名目の組合をつくった。米屋仲間と札差とは密接な関係にあったから、仲間加入には札差の承認が必要で、弘め金一〇両を札差仲間へ差入れるのであった。また米売却代金などの集金を行う者を背附とよび、これも寛保四年に二三名で仲間が結成されていた。もちろん米屋と背附は兼業することも多く、札差の親類・手代が営業しているのが常であった。しかし宝曆・安永には米屋仲間は減少し、背附は米売方として活躍するようになった。寛政二年（一七九〇）売方仲間三九名に及んだが、翌三

年幕府の命により、札差自身が蔵米売捌きを行うことを原則とし、手が廻り兼るときは売捌人を加えてもよいこととなった。そこで売方を改めて御米売方御手代りとか御蔵御払米売捌方御手代りおよび、札差の代理として四三名が確定されている。流通機構が複雑になれば、蔵米の流通統制も行届かない。天明期大飢饉のあとをうけて、米価対策などに腐心する幕府は札差を責任者として管理統制を強めたのであり、これは寛政改革の一環であったといふことができる。²⁵⁾

さて泉屋では売方はどのような業者へ依頼していたであろうか。札差開業時の名儀人伊賀屋善兵衛は、寛保三年米屋仲間結成の際の連判中に名を連ねていることは先に述べた。しかし伊賀屋が名儀上とはいえ札差となったので米屋は廃業したであろうから、泉屋では改めて米屋を依頼したとみられるが、その内容は不明である。文化十三年（一八一六）五月、米売方手代りとして札差が提出した名前によると、泉屋三店とも森田屋五郎兵衛・笠倉屋嘉兵衛に依頼している。²⁶⁾ 森田屋五郎兵衛は寛保四年仲間結成時からの背附で、馬道町で開業していた。²⁷⁾ 泉屋の札差加入に当って請人となった森田屋市郎兵衛の別家とみられ、市郎兵衛が五郎兵衛の請人となっている。おそらく森田屋市郎兵衛との関係で泉屋は五郎兵衛を売方としたものであろう。また笠倉屋嘉兵衛は札差笠倉屋平八の請合により背附となっている。この両者がほぼ一貫して泉屋三店の売方を勤めた

ものである。しかし森田屋市郎兵衛が経営不振により、文政五年（一八二二）廢業したのちは、笠倉屋嘉兵衛は継続したものの、森田屋五郎兵衛に代って田村屋新助に依頼している。

さて売方手代りの業務は「札差事略」に詳しいが、要するに札差の代理者として、蔵米売却にあたり、代金を請取り札差に渡した。寛政六年閏十一月九日付蔵役所宛箱元の「書上」によれば、

御米賣捌手代り者共勤方之儀、御藏諸御渡米之節、御屋鋪方御入米引殘御拂ニ相成候御

米相場、行事共立合之上相立、所々を罷越候米買人共に夫々ニ賣渡、即刻代金請取ニ罷

越、日々無滯取集、札差共に相渡申候ニ付、諸士様方私共に百俵ニ付金貳分宛被下置

候内、百俵ニ付貳朱ツ、右手代リ之者に遣申候

と述べている。業務はもちろん手数料も一〇〇俵につき金二朱と規定されていたのであった。泉屋三店も、このような規定に従って売方手代りを依頼したのである。泉屋には弘化二年（一八四

五）七月付、泉屋甚左衛門宛笠倉屋嘉兵衛・田村屋彦藏「御米売方御手代り証文」が残っている。

この証文によると、売方手代りを勤め、三五石（二〇〇俵）につき金二朱の手数料を貰い、札差へ納入する米代より「割合引候而納候」としている。そして早朝から蔵庭へ出頭し、入念に勤めること（第一条）、売米は書上直段通りに売渡し、手数料は「賣先を世話料申受候共二朱側之外決而請

取申間敷候」としている(第二条)。また米代金は当日夕刻七つ半(午後五時)迄に納入すること(第三条)となっている。この証文の内容は幕府蔵役所により規定された内容であるが、その上で、勤方の細目についても誓約しているのであった。³³⁾

運送方 運送業者についても、それぞれ仲間があった。享保二十年(一七三五)正月には札差仲間は車持・馬持から一札をとっているが、寛保四年正月にも、船持・馬持・背負・車力諸仲間から詳細な内容をもつ請文が提出されている。このような仲間規定は「札差事略 運送方³⁴⁾之部」が詳しく記録しているから省略するが、泉屋では、そのなかの特定業者との間に契約を結んでいる。いま判明する限りの業者名をあげると、

馬持 孫兵衛(天保十三年三月退身)

紋三郎

車持 新助(弘化二年在勤)

背負 久七・金藏(弘化二年在勤)

となっている。彼らの事情は殆んど判明しないが、天保十三年(一八四二)三月、馬持紋三郎「一札」には、孫兵衛の跡をうけて契約を結ぶにあたり、前者の借財金一六兩二分・銀一四匁八分五

厘を引請けている³⁵。泉屋は特定の業者と契約を結んでいること、この業者にとって泉屋との取引は一定の権利化しており、後継者は前任者の借金の肩代りを約したのであった。また出入り業者に不都合があれば、何らかの処分をしていた。天保五年七月、馬持孫兵衛が出入り差留めになり、馬持仲間行事三名が詫びをいれ、同十年正月にも同人につき月行司小八・受負人紋三郎が詫びている。また弘化二年正月、背負久七も兄兼五郎との仲違いが原因で出入り差留めとなり、五月に許されたが、そのときは同業者から故障がでて「御藏出入御鑑札相渡り不申」、九月に仲間との話合いもつき落着している。

春入 春入についても、仲間が成立しており、特定の業者との契約がなされている。嘉永七年（一八五四）六月付泉屋御店宛友右衛門・浅次郎連名の「春入請負證文之事」によれば、「一割五分春ニ而慥ニ無滞相納」めることを条件に、身元金三〇両を積み、また前任者大坂屋治助の不納米一石五斗四升五夕を肩代りし、月割に弁済するとしている³⁶。春入は札旦那への飯米分を精白するのであるから入念にすることを約している。ところで、この二名の者は、「相州堤村 株主友右衛門」「浅草御掃除屋敷家主榮助店 預り人浅次郎」となっている。春入には仲間があり、株が定まっていることをみたが、株が江戸以外の相模居住者に移っていること、実際の業務は預り人がお

こなうのであるが、権利を持ち得分を取る者と、実際に仕事をおこなう者が分化しているのであつた。運送仲間も親方が契約して雇傭人に運送させたであろうが、舂入の場合は、さらに分化して、株持は収益をうるだけになっていた。

以上は、直接札差業務に関わる出入業者であるが、いずれも株仲間として強固な組織があり、なかには舂入のように、株持が実際の業務をおこなわず権利のみを持つ者もでていた。このような仲間組織は蔵米を取扱うため、幕府との関係からもより嚴重になり権利化したと考えられる。また、これらの業者に対して、札差は強い支配力を持ち、出入り差留めなどを命じている。要するに、札差仲間に従属したもので、全体として封建的な仲間組織を構成していた。なお、その他に店内裏方として契約をしている者もいた。嘉永三年九月、浅草山谷稻荷山家主平五郎店のふさは「御店御一統様之御衣類其外不限何ニ、御仕立物洗濯等私へ被仰付」れたとして、出精すること、預り品紛失の弁済など、一札を入れている。これなどは男世帯の江戸店における一般的風習といえるものであつた。

註

⑳ 幸田成友「札差雜考」前掲書八二～九六頁。

㉑ 分與別家式（抄）

一江戸淺草米店者、延享三丙寅年理兵衛出府之節取立置、同十二月店開候、其節差下シ爲相勤候手代共未熟故、發端定式不相立候間、利益無數、於今其仕曲セ改リ不申馳与家法立兼候得共、追々仕格改明細ニ相成候ハ、利益可有之候間、支配人無滞相勤休息申付候節、目錄銀諸定中橋店支配人同格ニ可申附候、勿論米相場高下ニ依リ損益有之店ニ而、支配人才不才ニも不拘候、遠國出店ニおゐて大金銀致取引候事故、實義分明ニ而儉約を守り勘定明白ニ相立候者を上功ニ可相定候事

㊤ 分與別家式(抄)

一江戸中橋店、同淺草米店支配人者、本家、豫州銅山支配人同格ニ者難申付候、其勤方厚薄虛實を致探索、時之主人家督銀差遣候節、輕重差略可在之候、然共於中橋店ハ若一時之變動ニ付、拔群之勤功を立候者歟、於淺草店ハ永々之利益ニ可相成規模を立、或者一時差配リニ依リ格別之利益在之様勤功之者歟、右様之趣、主人致斟酌、本家豫州銅

札差業と住友

山支配人同格ニ可申附候、長崎店支配人は亦其勤功之時宜ニ依り、休息申付候節主人心得可在之候事

㊦ 茂右衛門は丹羽姓で請人は一族であろう。「年々諸

用留、七番」に「一札」が記されている。

一札

一當地淺草札差御出店善兵衛名前ニ而是迄右御商賣被遊候處、去ル五月、右善兵衛病弱死仕候ニ付、跡店支配私江被仰付奉畏候、然ル處此度御店名前御改被遊度ニ付、札差仲間組合行司江相頼候處、首尾克相濟、則御店名前甚左衛門様与相改申候、右御名前并御印判共私江御預被成下、此以後諸支無間違大切ニ支配仕候様被仰付奉畏候、隨分忠勤盡シ御店永久繁昌仕候様差配可仕候、此以後上方御用筋御座候節ハ御店跡指支無之様仕、御差圖次第退役可仕候、其節跡支配人江無故障勘定仕立引渡可申候、遠國御店之儀御座候ニ付爲後日一札奉差上置候、仍而如件

札差業と住友

四四

寶曆五乙亥十二月

江戸店御内 茂右衛門印

大坂御本家

泉屋吉左衛門様

御同甚左衛門様

前書之通、右茂右衛門儀幼年ハ御奉公ニ指出御召仕被下候處、此度江戸淺草御出店支配被仰付、於私共大慶仕候、此後御繰合ニテ退役被仰付候節、上方者勿論、何方ニ而も御召仕可被下候、此度御大切之江戸御出店支配被仰付候條、爲後日一札奥書仍而如件

亥十二月

江州甲賀郡礼屋村

丹羽甫安印

泉屋吉左衛門様

御同甚左衛門様

⑳ 「年々諸用留七番」より「一札」の全文を掲げる。

一札之事

一 貴殿方ニ從幼年相勤候九兵衛儀、此度江戸淺草訪町御藏米御札指被成候甚左衛門殿与申御名前之御出店九兵衛江御預ケ被成、御店一件差配御申付被成、御家法等御申渡之通委細承届申候、然ル上者

御屋敷様出金明白ニ御證文取之帳面ニ記置可申候、尤御對談筋失禮無御座候様、大切ニ可爲相勤候事一御公儀様御法度之儀ハ不及申上、御藏前御役所御掟等少も爲相背申間敷、大切ニ可爲相勤候并御仲間御定等少も爲致違背間鋪候、其外御店ニ付候而如何様之出入六ヶ敷儀御座候共、遠國之御出店預リ相勤候上ハ急度引請埒明、貴殿江少シも懸御難儀申間敷候事

一 九兵衛儀、御暇被遣候様、又者如何様之儀ニ而勤方引退候儀在之候ハ、御指圖次第少も違背不仕、早速御仲間江申届、御店跡々差障無御座候様、御指圖之者江一式引渡可申候事

右之外、不寄何事、九兵衛引請相勤候上者萬端貴殿江懸御難儀申間敷候、勿論御店諸勘定毎年明白ニ相立御店利益御座候様可致勤辨候、尤爲登金銀御指圖次第無遲滞爲差登可申候、此外先年指入置候請狀之通ニ御座候、爲後證一札指入置候、仍如件

寶曆十二年三月四日 御店預り主 九兵衛印

大坂九左衛門町平池村勝平借家
證人播磨屋庄兵衛印

泉屋吉左衛門殿
御手代中

②⑤ 北原氏前掲論文二八一—二八九頁。「札差事略 廿七」。

②⑥ 「札差事略 廿七」、「札差事略下」二四五・二四九頁。

③⑦ 同右、同右 二〇二頁。

③⑧ 「札差事略 卅五」、同右 七九一頁。

③⑨ 「札差事略 廿七」、同右 二二五頁。

③⑩ 御米賣方御手代り證文之事

一三季御切米月々御扶持方不時御渡り米、都而御藏場御出米御店ニ而御請取之分、御拂米賣捌方御手代り是迄之通私共江可被仰付候様、親類俱々御頼申上候所、御聞届被成下忝仕合奉存候、然ル上者私共身元之儀、親類共急度御受合申上候間、此度御當番方へ私共身元之儀御請合御印形可被下候儀故、全御藏庭御米取扱候様ニ相成候儀、厚相心得聊忘却仕間敷、平日共身分堅相慎可申候、御店御拂米賣捌爲勤料三拾五石ニ付金貳朱之側可被下段、

札差業と住友

御米代金時々相納候節、右之側割合引候而納候様被仰聞承知仕候、依之御渡り米有之候節者、早朝御場所へ罷出、萬端心付、御入米之分并御引取米共入念取扱御拂米相場糶立、精々相届賣方可仕候、并賣先得と相調候而、不正不束之取斗決而仕間敷候、病氣無據義等ニ而出勤仕兼候節者相役と申合、悴又者同勤之者へ頼合致、聊御差支無之様可仕候

一御米賣捌之儀者、御當番方御書上直段、御建札之通リ無相違賣渡可申候、賣先御世話料申受候共、貳朱側之外決而請取申間敷候、若聊成共餘分受取候風聞等ニ而茂御座候ハ、御請合印御除、御藏場出入御差留メ可被成候

一御米代金、當日夕七ツ半時迄ニ急度相納可申候、前條之趣相互ニ申合急度相守可申候、御米代金萬一遲滯不納等仕候ハ、相役之者并親類證判之者ハ早速辨金可仕候、且大切之御米賣捌取扱候間、身元之儀證判之者急度御請合申上候、以來何様之

儀御坐候共、相役之者并親類共引受、何方迄茂罷出、聊御苦勞相掛申間敷候、爲後日親類證判證文、仍如件

弘化二巳七月

御手代リ動人 笠倉屋嘉兵衛 (印)

嘉永二酉年五月改 (印)

親類證判 伊勢屋吉兵衛 (印)

御手代リ動人 田村屋新助 (印)

嘉永四亥年三月改

親類證判 田村屋新六 (印)

泉屋甚左衛門殿

②4 「札差事略 廿三・廿四」、同右 一〇六七頁。

②5 差上申書付之事

一私仲ケ間馬持孫兵衛義、年來御店様御高息ニ預リ御出入御用向勤來候處、昨年中ノ病身ニ相成御用向等相勤兼候ニ付、此度退身仕候、跡引受御出入御用向等私江被仰付有難奉存候

一御店様御仲ケ間内御申合御定目之趣承知仕居候、諸御屋敷様方江附送り米并御藏庭ノ御引取米共、途中之處精々馬土方之者へ申付置候間、拔米其外

紛敷取扱方等決而爲致間敷候、且御附送り米無滞相納、御屋敷様御請取書并御通帳面等者御印形在之候事故、途中氣を爲付、退刻御店様江相納可申候 (即之)

一先御出入孫兵衛義、是迄駄賃米錢引當御店様ノ拜借仕候殘金拾六兩貳分ニ拾四匁八分五リ在之候處、此度私江御出入被仰付候上者、右拜借錢金者私引受返濟可仕候、乍併孫兵衛ノ濟方之振合御納可申上管之所、近年諸色とも高直ニ而手元甚難溢仕候間、段々御敷申上、向後御屋敷様江御附送り米并御藏庭ノ御引取米共之駄賃米錢之一割宛を以、返納可仕候間、其時々直ニ御引取可被下候、假令御濟方御引落ニ相成候連、御屋敷ノ多分成ル賃米錢等は迄之振合之外決而頂戴仕間敷候

右之條相守、向後御用向等御差支無之様、日々朝夕御伺ニ罷出、精々相勤爲相勤可申候、此義者兼而馬士之者へ申付置候、若御用向之御差支等仕候節者加判之者引受可申候間、當人代リ早速罷出御用辨可仕候、爲後日、仍如件

馬持紋三郎(印)

天保十三寅年三月

加判同 平 六(印)

泉屋御店様

納米壹石五斗四升五夕私引請辨米仕、月々割合、
是又相納可申候、尤向後御春入御斷ニ相成候節者、
右身元金御差戻し可被下候

(26)

春入請負證文之事

一御店様御春入、此度私被仰付候ニ付、壹割五分春
ニ而髓ニ無滞相納申處實正ニ御座候、右ニ付爲身

前書之通、御春入請負申上候上者、假令何様之義出
來仕候共、請人引請少しも御迷惑相懸ケ申間敷候、
爲後日、春入請負證文、仍如件

元金三拾兩御預ケ申上置候、然ル上者御飯米念入
大切ニ仕候義者勿論、御屋敷様方御飯米ニ至迄、

相州堤村
株主 友右衛門(印)

聊御差支無御座様可仕候、若又御飯米不納滞候節

嘉永七寅年六月

淺草御掃除屋敷
家主榮助店
預り人 淺次郎(印)

者、前書身元金を以相辨候歟、又者請人之者ハ辨

同所三間丁

米仕候共御差圖次第仕、御店様御損毛ニ者少しも

家主平兵衛店
請人 芳兵衛(印)

相懸ケ申間鋪候、且亦先御春入大坂屋治助殿御不

泉屋御店様

三 札差業の發展と寛政改革

泉屋三店の成立をうけて、本節では斯業の發展について述べてみよう。あたかも田沼時代に
たり、札差は江戸町人のうち、屈指の大商人に成長したが、寛政改革により深刻な危機を迎えた。
このように、この時期は札差業にとって問題とすべき時にあたっている。

(一) 札差業の発展

泉屋甚左衛門店の開業当初は必ずしも順調な発展を遂げたものではなかった。宝暦元年（一七

五二）の「分與別家式」に

手代共未熟故、發端定式不相立候間、利益無數、於今其仕曲セ改り不申、睨与家法立兼候と述べている。理兵衛友俊は、経営不振の理由を手代が業務に未熟であるためとし、利益がほとんど無い、と記している。しかし、この不振は創業時のことで、同年の「諸店心得方」に人数を半減するとしているのは、およその業態も定まったからであった。

さて、近世中期における泉屋三店の経営規模について検討してみよう。もともと札差の基本的業務は、旗本・御家人のうちで扶持米取のために、幕府米蔵から蔵米を受取り、保管・売却を代行するものであった。これに対して手数料が支払われたが、これが札差の基本収入であった。また蔵米の売却に当って相場を張ることは可能であったが、前述したように泉屋は投機を好まず、このような収入はあまり考えることはできない。さらに蔵米を担保として旗本・御家人に金融をおこなうが、初期には、これも積極的ではなかったにせよ、次第に巨額となり、これが尨大な利

益を生み、札差業にとって、もつとも重要な収益源となったことは、同業者と同様であった。

さて泉屋三店が近世中期、どの程度の利益をあげたか、全貌を示す史料は残されていない。そこで、幾つかの史料から推定をおこなおう。

まず手数料収入である。札差手数料は幕府法令により公定されていた。蔵米受取は、一〇〇俵につき金一分、売却の手数料（ \parallel 売側）は一〇〇俵につき金二分であり、両者合して一〇〇俵につき金三分であった。幕府米蔵から旗本・御家人に渡される蔵米は、一部が張紙値段と云って、幕府公定価格で換金され支払われることもあったが、通常約四一万石が春二月・夏五月・冬十月の三季に分割されて支給された。このすべてが売却されたのではなく、旗本・御家人の自家用もあったと考えられ、また直差と云って、札差に依頼することなく直接に蔵米を引き取る例もあった。しかし、概数として算出するならば、一〇〇俵 \parallel 三五石で、金三分の手数料では約八、七〇〇両から八、八〇〇両になり札差九七軒として、均等に割ると、一軒当り九〇両程度になる。この程度金額は札差業としては問題にならない少額であった。もちろん蔵米の受払いには売方・運送方・舂入などの業者も入るから、これらへの必要経費を除くと、さらに純益は減少するのであった。

さて泉屋三店の取扱高についてであるが、文政年間、甚左衛門店・茂右衛門店二店分が判明す

る。九兵衛店は廃業しているから記載がない。泉屋所蔵「業要集 下」に「當時札差名前組合人数如左之」として九六名をあげるうち、

片町四番組

文化八未九月家督

諏訪町家持

請合人森田屋市郎兵衛
加判人小嶋屋西之助

(卷)

「本割」

六人四分割

森田町五番組

文政二卯二月家督

大護院門前町平助地借

請合人泉屋甚左衛門
加判人小嶋屋西之助

泉屋茂右衛門

(卷) 「三分一割」

一人八分割

との記述がある。ここで興味深いものは、朱書で追記された分である。³⁷⁾ これは「業要集 下」によれば、本割・三分一割とあるのは、

札高三万俵以上仲間入用出銀本割

人数拾式人

札高式万以上仲間入用出銀半割

人数式拾老人

札高壹万以上仲間入用出銀三分一割

人数貳拾六人

札高老万俵以下仲間入用四分一割

人数貳拾貳人

無札之分仲間入用出銀五分一割

人数拾五人

此五分一割人数之内ニハ少高持之分も入有之

右仲間入用出銀本割ニ直シ三拾九人六分六厘六毛之法也

とあるように、札差が業態の多少に応じて、仲間入用銀を負担していることを示している。甚左衛門店は本割で札高三万俵以上十二店の一であり、札差中もつとも有力なものであった。茂右衛門店は一万俵台の取扱高で、中位の店であった。ところでこのような札差仲間の入用割は、従来、先の五段階であつたが、文政元年（一八一八）仲間内での札方増減が激しいため

御扶持方等ハ俵ニ直シ、都而定式玉入ニ相成分、壹人別ニメ高書出シ、壹萬俵ヲ壹人、

千俵を壹歩之割ニ相極、假令ハ御札高三萬九千九百九拾九俵有之ものハ三人九分之割差

出、残り九百九拾九俵迄之端俵之割ハ相除き置

という方式を定めた。文政二年正月、初めて調査し、惣寄せ高一八五人二歩として、仲間割当てた。泉屋甚左衛門店は六人四分割であるので扱ひ高六万四、〇〇〇俵余、茂右衛門店は一人八

第2表 文政2年札差取扱高

分 人	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
8			1								1
7		1									1
6	1	1			1*						3
5					1					1	2
4	2					1	1				4
3	1	2	1		1	3	1	1		1	11
2	2	3	2	2		4			2	1	16
1	3	1	2	3	4	1	7	1	3**	2	27
0		12	3		7	5	2		1	1	31

札差業と住友

* 泉屋甚左衛門 ** 泉屋茂右衛門

分割で扱い高一万八、〇〇〇俵余であった。これによって判明する扱い高数では、全札差九六名中、泉屋甚左衛門は三位に位置し、すでに業界のトップ・グループにあったことが明らかである(第2表参照)。しかし、この扱い高をもってしても手数料収入を計算すると、泉甚は四八〇両、泉茂は一三五両を超えることはなかった。このように手数料収入は僅かなものであった。もちろん関連業者への支払を差引くと、さらに利益は少くなる。

かくして札差業における最大の収入源は、周知のように旗本・御家人への金融であった。もちろん幕府は旗本・御家人財政の窮乏を恐れて利率を公定し、高利を禁じていた。まず享保九年七月、札差仲間が成立したとき、

江戸町奉行大岡忠相は年利一割五分を最高として、それ以下は相対次第と令した。この利率は金二〇両につき月利金一分で俗に二〇兩一分といい、また金一両(銀六〇匁)に月利銀七分五厘なの

で七分五厘利とよんだ。当時、一般の利率は二割前後であったので、札差にとって五分低く定められたことは不満があり、九月には札差から月一分半という高利率を出願した。もちろん却下されるが、「此上少々之儀者借主と相對次第ニ可仕由」と妥協が成立している。寛延二年（一七四九）には金一両に銀七分五厘の公定利息のほかに、助成料として銀一分五厘を認められ、月銀九分、年利一割八分となった。そののちも、奥印金などの名目をつけての高利や、別金主をいたてて規定以上の利息をとることがおこなわれ、月踊りといって、同月の利息を二重にとることもみられた。

泉屋三店がどのような金融をおこなったかの具体例は、次節で検討するが、ここでは金融業の規模についてみておこう。泉屋甚左衛門は、天明八年（一七八八）十二月、御三卿の一家清水家蔵元になった。このとき清水家から資産調査がなされているが、この調査項目のなかに「其方札差家業ニ而諸向用立金」の一項が含まれている。これについて泉屋甚左衛門店は、

一 金四萬貳千五百兩餘

但し諸向御屋敷様方へ當時御用立金高ニ御座候

と回答している。四万二、五〇〇両という巨大な貸付金は、公定利息年利一割八分で計算しても

利息は金七、六五〇両になる。通常、貸付金は焦げつきになることが多く、書替によりこの金高になったともみられるので、未回収分を考慮せねばならず、この利息金がそのまま甚左衛門店の純益とはいえない。しかし、先の手数料と比べて、札差業の主力がここにあったことは明らかであろう。また茂右衛門は、このとき証人となったため、この資産情況についても泉屋甚左衛門より報告をおこなっている。すなわち天明八年十二月十九日で

淺草御藏札差仕御旗本様方御家人様方御用立金、凡貳萬三千兩餘當時取扱申候

とある。これも、先の利廻りでは四、一四〇両に及ぶものであった。札取扱高では、泉甚と泉茂は三・五対一の比率であるが、貸付金高では一・八対一の比率であり、泉茂は貸付金の比重が大
きい。

かくして泉屋両店は、田沼時代を経過して巨大な金融業者に成長していた。とくに泉屋甚左衛門は当時も札差仲間中、十指に入る業者であったとみられるが、寛政棄捐令などの危機をこえた文政年間には業界第三位の地位を占めるに到ったのであった。泉屋が銅関係業者として筆頭であったことは知られているが、ここで、業務に不馴れな札差業に遅れて進出したにもかかわらず、有数の大商人に成長していたことが明らかとなった。その意味で、泉屋の歴史において、金融業

で果した役割も忘れるべきではないであろう。

註

③7 『業要集』についての解題は、幸田成友「札差雑考」

(前掲書一一二～一二四頁)に詳しい。一番組札差と

推定される扇谷定繼が「札差事略」を作成し、その要

点をとって本集を編んだ。文政元年の序文がある。し

かし、内容は文政二年の記載もあり、とくに泉屋所蔵
本の「朱書」部分は泉屋で心覚えを記したと思われる。

③8 「年々諸用留 九番」。本輯付録参照。

(二) 泉屋甚左衛門の追放

前節で述べたように順調に業務の発展がみられたが、当時、泉屋では家内部において深刻な危機が起り、浅草米店にも影響が及んでいた。それは当主友紀（どものり）と豊後町分家友俊の不和に端を發し、手代もまた二派にわかれた十数年にわたる紛争であったが、ようやく天明六年（一七八六）六月三日、大坂町奉行所において裁決が下り、双方処分がなされた。このとき、浅草米店では泉屋甚左衛門、手代泉屋幸七が大坂・江戸などの追放||中追放に処せられたのである。もともと手代が差配していた出店であるから、名儀人甚左衛門が処罰されたといっても、実は当時の支配人宇兵衛のことであるから、次の支配人を選べばよく、業務に支障があつたとは思えない。しかし甚左衛

門として処罰されたため、役所・仲間での正式な名前通用が問題であった。そのため名儀をどのようにするか内々の折衝をおこなっている。

まず、さしあたり、町奉行より「札差株式御構無御座候、諸證文跡相續人に可書替旨、被仰付」、泉屋九兵衛が暫定的に名儀人となった。⁽³⁹⁾ ついで、同年十月朔日には手代祐左衛門が支配人として、名儀をうけつぐことになった。泉屋内部では、先例の通り、当主万次郎友輔ともすけに一札を入れている。すなわち、

從幼年相勤候祐左衛門儀、此度江戸淺草諏訪町御藏米御札指被成候、尤甚左衛門と申御

名前之御出店祐左衛門に御預被成、御店一件差配御申附被成

といった文面で、証人は大坂丹波屋町奈良屋庄兵衛であった。

しかし正式の跡相續については、かなり手間がかかった。処罰者の相續をいかにするかが問題となったためである。天明六年六月廿五日、江戸町奉行山村信濃守良旺より跡相續につき仲間として糺明するよう申渡があり、同七月八日、札差組役は先例を調査、元文二年（一七三七）四月、札差伊勢屋四郎三郎が江戸払いに処せられたとき、親類の札差伊勢屋四郎左衛門弟宗四郎に跡目をたてさせている事実を見出ししている。このことを先例として上申するとともに、札差仲間と泉

屋との話合いをおこなったとみられ、同年十二月廿日には、支配人となった祐左衛門を別家札差泉屋茂右衛門従弟として、「甚左衛門と改名仕、札差家業相續爲仕度奉存候、此段仲間一同承知仕候」と仲間より町奉行所へ相續願が提出されている。⁴⁰かくして、滞りなく祐左衛門への相續が認められることとなり、翌天明七年三月廿二日、江戸南町奉行山村信濃守掛りで、町名主、組役行事ら二四名立合いのもと裁許がおりた。祐左衛門は札差泉屋茂右衛門の従弟として形式を整え、改名して甚左衛門と称した。

このような複雑な事情にあつたため、請人森田屋市郎兵衛に対し、天明七年四月、当主万次郎の一札と、泉屋三店甚左衛門・九兵衛・茂右衛門連名の一札をそれぞれ書いてある。それによれば、

最初〆御取立、年來貴家之御世話を以、是迄相續仕來候ニ付、此度ニ至、外ニ請合吳候者も無御座、外聞實儀共難相立、貴家之儀者最初〆由緒有之候義を毛頭忘脚仕間敷候間、御請合被下候様、本家泉屋万次郎并私共達而御頼申上候處、此度難儀之所被思召譯、御受合印形等之儀御承知被下

と記している。この時期であるため、請人に立つ者がなく、従来からの縁で森田屋に依頼して承

知してもらったと感謝している。したがって、森田屋に対して

本家同様ニ存、萬事龜略之致方無之様執斗可申候、若甚左衛門店相續人貴殿存寄ニ不叶
致方も有之候ハ、如何様之御差圖可被下候、不寄何事爲相背申間敷候

として、以後迷惑をかけない旨の丁重な文面であった。

かくして家政上からきた難局は、一応の結着がついた。これは營業上の破綻ではないから、一件落着とともに新しい体制で業務は続けられたのであった。

註

③⑨ 「年々諸用留八番」以下、註積なき限り、これによる。

④⑩ 「惣密略記」一橋大学図書館所蔵本。ちなみに、この

書類は天保七年、札差処罰一件のために作成されているが、先例として、泉屋甚左衛門中追放一件が調査されている。これによれば、当時、泉屋甚左衛門の帳簿提出も命ぜられており、寛政以降はあるが、天明以前には店御帳しか残っていなかったと記されている。つぎに願状を掲げる。

(朱筆)「天明六年十二月廿日山村信濃守様御番所江差出
候扣札差泉屋甚左衛門跡株式助左衛門江願之書面
寫」

乍恐以書付奉願上候

一 淺草御藏前札差行事共并組役共申上候、片町組札
差泉屋甚左衛門儀當六月中於大坂表追放被仰付候
處札差名題株式之儀者御構無御座候、依之別家森
田町組札差泉屋茂右衛門從弟助左衛門与申者甚左
衛門与改名仕、札差家業相續爲仕度奉存候、此段

仲間一同承知仕候、何卒以御慈悲を、右助左衛門

坂倉屋助太郎

義泉屋甚左衛門と改仕、家業相續被仰付被下置候

伊勢屋善三郎

様一同奉願上候、以上

伊勢屋源十郎

天王町組

(以下各組行事組役)

天明六年十二月廿日

札差行事
大口屋平兵衛

(曲淵甲斐守)
御番所様

松坂屋市右衛門

(三) 寛政棄捐令の影響

田沼時代、札差はわが世の春を謳歌し、十八大通として、その豪華な生活を喧伝される者も輩出した。しかし、この時代の行詰りは天明大飢饉となり、諸都市のうちこわしとなって示されている。天明七年(一七八七)老中松平定信が登場して、寛政改革をおこなうが、彼の改革は飢饉で荒廃した農村復興・都市貧民対策そして商業資本の抑制策を基調としたのであった。札差業については、改革において、二つの側面において統制が強化された。その一つは先述したように売方を札差直屬とし、手代り人とする事で、米流通の改革を行い、統制に便ならしめたことであった。他の一つは旗本・御家人の財政窮乏を救済するため、寛政元年(一七八九)九月、棄捐令を発

布したことで、これは札差に大きな打撃を与えたものとして知られている。

すなわち棄捐令は、天明四年までの古借は棄捐、天明五年以後の負債については、金五〇両月一分（年利六分）とし、元金は高一〇〇〇俵につき三両を年賦償還せしめることとした。札差が破棄された貸付金は一一八万七、八〇〇両の巨額にのぼった。このとき泉屋三店の棄捐額は次のようである。^④

泉屋甚左衛門 二万八、〇四四両一分・八匁九九九

泉屋茂右衛門 九、九三五両三分余

泉屋九兵衛 三、九一九両余

泉屋甚左衛門店は、二万八、〇〇〇両余の棄捐額であるが、天明八年十二月、つまり前年末の数値で貸付金四万二、五〇〇両余であるから、一〇カ月間に大きな異動がないとみて、天明四年以前の古借分は貸付高の六五・九八パーセントに及ぶ。古借分は前述したように焦げつきも多いが、それにしても、貸付高の六五パーセント余を帳消しにされたことは甚大な損害であった。利息一割八分では年五、〇四七両余になるから、泉屋甚左衛門店は収入においても一挙に五、〇〇〇両前後の収益減を招いたのであった。また天明五年以降の分は、かりに一万四、〇〇〇両とみて、

年利一割八分が六分におさえられたことは、利息二、五二〇両が八四〇両となることで、ここでも一、六八〇両の減益を招いている。したがって、貸付金を失っただけでなく、利息収入は六、七〇〇両余の減となり、天明八年末の推定利息収入七、六〇〇両余の八八パーセント強が欠損となつたのであつた。

泉屋茂右衛門店・泉屋九兵衛店については、まず泉屋茂右衛門店は、天明八年末、二万三、〇〇〇両余の貸付金であつたから、棄捐額九、九三五両三分余は貸付高の四三・二パーセントに及ぶ。利息にして一、七八八両余の減収となり、新借分は一万三、〇〇〇両として、一、五六〇両の減となる。つまり利息収入でも四、一四〇両のところ、七八〇両に激減している。これも八パーセント強の欠損となつたので影響は甚大であつた。泉屋九兵衛店は貸付総額も不明であるが、棄捐額四、〇〇〇両余は前記二店と比して規模は小さいので、事情は深刻であつたと思われる。

棄捐令が札差に与えた打撃は非常に大きかつた。しかし同時に、札差によつて差があつたとみられる。泉甚と泉茂を比較しても、貸付金に対する棄捐額の比率は、六五・九八パーセントと四三・二パーセントというように、かなり開きがあつた。利息収入は、新借分も利下げを命ぜられたため、推定八八パーセント減と八一パーセントの減と比率はせばまっているが、それでも七パ

ーセントの違いがあった。このように各店の特質はあるが、絶対額からみて甚大な損失をうけたことは明らかであった。

幕府も札差への打撃を緩和しようと、若干の救済措置をとった。すなわち猿屋町に御用貸会所を設置(猿屋町会所)、町年寄樽屋與左衛門に預けるとともに幕府より公金二万両を下付し、これに勘定所御用達町人の差加金をあわせ、札差への金融を行ったのであった。まず金一万両は無利子・一〇年据置きのうち二〇カ年賦上納という好条件で貸与した。札差仲間では、これを九六名の仲間に配分し、一人前金一〇四両・銀一〇匁に割当てたが、実際は資金難のものに割当てたようである。棄捐額の多大きに比して、この金額は全く些少であった。

残り一万両は、勘定所御用達一〇名に一、〇〇〇両ずつ割当てられ、彼等の差加金をあわせ運用することとなった。この場合、札差は札旦那の姓名・高・役などを書上げ、所属する組の惣連印でもって出願する必要があった。そして、札差より札旦那への貸付は、金一両に月銀六分、すなわち年利一割二分と公定され、利益は一分は会所、三分は札差手数料、残り八分は、公金ならば五分を元金返済にあて三分を会所資金に入れる、勘定御用達らの差加金ならば金主に渡した。この金融は、組の惣連印を必要とするため、札差としては信用にかかわり、事務繁雑もあって借

第3表 泉屋三店新借分推定 単位・両

	推定 新借分	推定 四割下ケ 金限度	借金高
泉屋甚右衛門	14,000	5,600	1,200
泉屋茂右衛門	13,000	5,200	2,200
泉屋九兵衛	2,100 ~5,190	840 ~2,076	660

手は現われなかった。また利息も一割二分で、さらに金主は八分しか受取れなかったから、それ以下の利息では出資者もなく、幕府の思惑通りは機能しなかった。しかし寛政二年七月には低利・永年賦償還となった。天明五年から寛政元年迄の新借分の四割を貸出すこととしたため、会所金の利用もようやく盛んとなり、逆に自己資金を持つ者も会所金を借請け、手数料稼ぎをするようになり、これを取締っている。

さて、寛政二年七月の四割御下ケ金は、「武家方々銘々請取候五拾兩壹分米金濟方證文、爲引當會所に差出、當夏引殘金之四割分銘々に拜借被仰付」、元金一五年賦返済、当初五カ年は年六分のち九分利の条件であった。この貸付金は泉屋三店も拝借しているが、泉屋甚左衛門一、二〇〇両、泉屋茂右衛門二、二〇〇両、泉屋九兵衛六六〇両であった。^④この金高は三店の経営規模からみると、泉屋甚左衛門が少なすぎるが、これは資金力に余裕があるため、貸付枠一杯の融資を求めなかったためとみられる。この辺を若干、推論すると、棄捐額・新借分の比率は泉甚・泉茂で判明するから、一応、表示してみた。泉甚・泉

茂については、概数を示しているとみてよい。泉屋九兵衛については、新借分とその四割下ケ金を推算するのは困難であるが、泉屋甚左衛門六五パーセント・泉屋茂右衛門四三パーセントという棄捐額と貸付分の比率から割りだした新借分は二、一〇〇〇五、一九〇両で、その四割が八四〇〇二、〇七六両である。また泉屋九兵衛は他の両店より規模が小さく、おそらく限度額一杯の借金をしたとみて、借金高六六〇両を新借分の四〇パーセントとすると、一、六五〇両となる。この三種の数値を検討すると、かなりの巾が出るが、新借分は二、〇〇〇両前後とみておこう。したがって泉屋九兵衛の棄捐高三、九一九両余、新借分は二、〇〇〇両前後、四割下ケ金六六〇両といったところが実数に近いとみてよいであろう。とすれば九兵衛の貸付金は六、〇〇〇両前後であった⁴⁴。かくして、泉屋甚左衛門は限度額の二〇パーセント強しか四割下ケ金を利用していないが、泉茂は約四〇パーセント、泉九は五〇パーセントを超える。このことは三店の経営の内容を反映したものとみて差支えない。貸付金高では四万二、五〇〇両・二万三、〇〇〇両・六、〇〇〇両と七対四対一となるが、寛政以降の経営規模の差が如実に示されている。

猿屋町会所はのち改正役所といわれ、幕末にいたるまで、幕府の金融統制機関として活動した。泉屋甚左衛門については、化政期においても貸付金を利用することは少なかった。文政六年

(二八三三) 八月、西丸側衆松平筑後守正名への金融のため金一九〇両を借用したのが、現在判明する唯一の例である。^{④5} 文政六年八月、改正役所宛泉屋甚左衛門金子拝借証文によれば、この金子が、高三、〇〇〇俵の松平筑後守への用立金であることを明記し、返済は年四〇両、来る文政十一年に完済する、利息は五〇両に月一分(年六分)と約している。また松平家家臣より一札をとり、そこにも会所借入金であること、返済条件を守ることが記されている。このように会所金は年六分の低利融資であったから、札差にとって利ざやをかせぐことができた。しかし泉甚が、これを利用することは少かったのは、当時、経営も安定し、資金量も豊富であったためとみられる。改正役所よりの金融に依存するようになるのは、安政期である。

註

- ④1 「札差事略 一八」『札差事略中』三八九・九〇頁。なお、この数字については若干の誤差を含んでいることは、北原氏が指摘されている。
- ④2 北原氏前掲論文に詳しい。
- ④3 「札差事略 一九」『札差事略中』四八二・三・五頁。
- ④4 寛政乗捐令における新借分の実数を示す史料は現在発見されていない。泉屋両店の貸付金額が判明するのが、目下のところ唯一のものである。乗捐高は明らかであるから、これから新借分を計算するなど、推計を試みているのは、一定の意義があるかと考える。
- ④5 「無表紙覚帳」には次のような写がある。

奉拜借御金之事

御利足未六月此御濟方
一金百九拾兩者

當未冬御切米春夏金拾兩宛冬金貳拾兩壹ケ年都合金四拾兩濟、外ニ金五拾兩ニ付壹ケ月金壹分宛利足を加へ皆濟迄年々季毎上納可仕候

右者私御札且那御高三千俵 松平筑後守様江御用立金拜借奉願上候處、御下ケ金被成下置難有仕合奉存候、書面之金子體ニ奉拜借候處實正ニ御座候、返上納之儀者年六步之御利足相添、當未ノ冬ケ來子年春迄中年四ケ年貳季ニ割合、年々三季ニ御切米之度毎無相違上納可仕候、依之、右爲引當、則御同人様江御用立金證文壹通奉差上置候、爲後日金子拜借證文仍如件

右是者且那會所金借用申處實正也、返納之儀者三季御切米相渡候度毎、前書割合之通引落置返納可給候、兼而此段頼入候、爲後日、仍如件

入置申一札之事
一金百九拾兩者 但會所借用金也
此濟方 當未冬春夏金拾兩宛冬金貳拾兩也、壹ケ年都合金四拾兩濟、外ニ金五拾兩ニ付壹ケ月金壹分宛利足差加へ季毎返納可給候

文政六未年八月

松平筑後守内

牧野 眞印

大橋圓助印

千葉源六印

北山泰助印

泉屋甚左衛門殿

前書之通相違無之候、以上

中村左膳印

文政六未年八月

泉屋

甚左衛門印

御改正御役所

四 化政・天保期の札差業

寛政棄捐令の打撃は深刻であつた。弱小の札差は立直ることができないまま廃業に追いこまれ

たが、化政期には札差業もようやく一応の安定を取り戻している。幕府は旗本・御家人財政に不可欠の業務をいとなむ札差を規制しても潰すことはできなかった。さまざまな貸付金がおこなわれ、札差経営の維持をはかっているのは、その現われであった。それとともに札差にとっても田沼期にみられた豪富ぶりを、もはや望むべくもなくなっていた。天保期には再び改革がおこなわれ、仲間解散や無利足年賦返済令がだされているが、幕府財政に依存する札差にとって、このような規制にあっても受けいれるしかなかったのである。

この時期、泉屋においては、どのような情況にあつたのであろうか。まず甚左衛門店は寛政棄捐令の危機をのりこえて発展した。文政二年（一八一九）扱い高約六万四、〇〇〇俵、業界第三位の扱い高となっていたが、文政十年七月二十七日、田安御殿貸付一件につき、江戸町年寄喜多村役所へ身上報告をおこなったときの「覺」には^④

五七、〇〇〇兩餘 此節御札方御用立金高

八、〇〇〇兩程 諸々取替有金共

七、〇〇〇兩餘 非常備金

と書きあげている。札旦那貸付金は天明八年（一七八八）十二月における四万二、五〇〇兩余より

一万五、〇〇〇兩近くの増加である。これは棄捐令当時の新借分なども含まれているとみられるので、利息計算は一律におこなえないが、通常の最高利率年利一割二分であるから、五〇六、〇〇〇兩の収入は見込まれたとみてよいであろう。かくして泉屋甚左衛門店は安定した経営を続けていたということが出来る。これが清水家蔵元などの地位をうることにもつながったのであった。

しかし、その反面、化政期には、泉屋別家九兵衛店や請人森田屋市郎兵衛店が廃業するという情況があった。基盤の弱い札差はこの危機を超えることはできなかった。泉屋甚左衛門店は二店の跡始末に関係しているが、このような情況をふまえて当主友聞ともひろは儉約を令し、江戸両店への戒めと捷書を定めている。そして苦難の天保期を迎えるのであった。

以下、化政・天保期における泉屋札差業の主要な事実を紹介しておこう。

註

④⑥ 「無表紙覺帳」

(一) 清水家蔵元と御下ヶ金

後期における泉屋甚左衛門店にとって、重要な意味をもったものは、三卿の一である清水家蔵

元を勤めたことである。また泉屋中橋店は文化二年（一八〇五）九月、同じ三卿の一橋家、文化五年十一月、田安家の掛屋を引きうけている。三卿は徳川吉宗の子孫により創設され、三家に準じ、將軍相続者をだす家柄であった。この三卿といずれも関係ができたのである。⁴⁷一橋・田安両家掛屋になったことは、銅座掛屋とともに金融面における泉屋の活躍を示すものであるが、これについての詳細は別輯に譲らねばならない。本輯では札差業との関連において紹介をしておこう。

札差業との関連でいえば、まず清水家蔵元となったことは重要であった。清水家は幕府米蔵に近く、その蔵があったと推定され、蔵元は蔵米の管理・払米をおこない、また清水家臣扶持米の管理・処分など札差と同一業務をおこなった。したがって、これは札差業の拡大と考えられる。また清水家は札差への貸付をおこなったから、この面での事務を管掌することで札差仲間での地位を高めたとみられる。このように清水家蔵元となったことは札差業にとっても、大きな意味があった。以下、知るところを述べよう。

さて、泉屋甚左衛門が蔵元となるまでの経過は、天明八年（一七八八）「年々諸用留九番」に詳細である。すなわち天明八年十一月清水家蔵元であった吉田數右衛門・齋藤三右衛門兩名が御役御免になった。この情報を聞いた泉屋では「蔵元之儀者當札差家業ニ似寄候事ニ付、内々御樞機之



泉屋甚左衛門身代書上覚 (年々諸用留 九番)

遅滞附送り可仕事」には、「承知仕奉畏候」と述べている(第二条)。また払米は米買に申触れ入札をさせ、手数料は米三五石に金二分とする、買米は「伺之上、直段等取極候節、毛頭無私」と約している(第三条)。つぎに証人を求められたのに対し、

私別家之内泉屋茂右衛門ト申者、同札差家業仕、新旅籠町ニ住居家持ニ而表間口拾間・

方へ願込」んだところ、清水家の意をうけて江戸同朋町鹿嶋屋太郎兵衛が聞合せにきたのち、廿五日には鹿嶋屋とともに濱町御蔵屋敷へ出頭し、廿六日には清水御蔵御役所宛に正式に願書を出している。ついで清水家より六カ条の尋問があつたが、これにも一々返答をしている。

まず「三季御切米米金月々御扶持方其外不時渡米金等之儀御藏方相渡候節、自身并重立候下代共御藏役所に罷出、向々藏宿に割渡可申事」(第一条)とあるのに対し、差図次第にすると答え、蔵米渡し方は遅滞なく行い、とくに「自分引請候分者請取候日る三日限、遠近ニ不限無

裏行拾六間、土藏三ヶ所、家内貳拾五人相暮申候、所持之屋敷居宅共都合三ヶ所ニ御座候、當時札差家業之儀者、右ニ准シ相應ニ相勤罷在候

と泉屋茂右衛門をあげ、身元を説明している。(第四条)。ついで甚左衛門自身の諸方用立金、住居などについて問われ、用立金四二、五〇〇両余、居宅は表口六間・裏行二四間半、土藏三戸前、家内三拾人と述べている。また所持屋敷は、泉屋持家である中橋・日本橋二カ所の屋敷をあげている。十九日には清水家勘定出役藤堂半左衛門、御藏組頭見習役中田小平と鹿嶋屋が泉屋甚左衛門店を訪ね検分を行ったが、そのさい札差組合よりも請書が出されたのち、廿一日、正式に蔵元が決定した。なお蔵元は二名で他の一名は札差坂倉甚兵衛となった。同日、甚左衛門は清水家御藏役所へ請書を出している。これは一二条にわたるもので、まず蔵元の間十人扶持をもらうこと(第一条)、渡米金については本所・濱町両蔵に出自、蔵宿への割渡しを行う、請取る米金が滞るようなことがあれば証人泉屋茂右衛門が弁納する(第二条)、米金請取手形の扱いは「事馴候下代」を宛てて諸事念を入れる(第三条)、買上米には清水家より差図をうけ不益にならないようにする(第四条)、払米には「浅草御藏者勿論町相場等迄、其節々之米直段承合、御米直段相當仕候様出情仕取計可申候」とし「素合」(仲介料)はとらないとしている。これは札旦那が浅草御藏よ

りの張紙値段に規定されているのに対し、清水家払米は若干、事情が異つてゐることを示している(第五条)。蔵米は外札差の分を御蔵庭で割渡し、泉甚の引受分は三日以内に附送りを行う(第六条)、また清水家家臣の札差は「浅草御蔵並之通萬事取計」(第七条)としてゐる。これらは蔵米扱い方についての詳細な規定で、札差も同様な内容を結んでいるが、そのなかに清水家蔵元としての特色がでてゐる。そして、清水家御蔵の近所で出火したときは、下代・人足をつれて駆けつける(第八条)、払米の入札には所々の米買へ申触れ入札をさせ、私曲はしない。手数料は米三斗五升入一〇〇俵につき金二分である(第九条)。御用向の取扱いは「相仕甚兵衛と申合、月番立置相勤可申候」、また御蔵よりの米金は兩人印形で受取る。この甚兵衛は札差坂倉甚兵衛で、甚左衛門と兩名が蔵元になつたのであつた(第一〇条)。清水家家臣への応対は無礼にならないよう注意する(第一条)。居宅が火災などにあつても、証人泉屋茂右衛門方で用向は差支えのないように勤める(第二条)。以上が、その内容であつた。

かくして泉屋甚左衛門が清水家蔵元を勤めることになつたが、この結果は直ちに大坂本店に報告され、「年々諸用留 九番」には始終の顛末を記したのち、

右之條々ニ而御蔵元被仰付候一件相濟段、祐左衛門ノ納番ニ申登、酉正月吹初之席ニ而

到着、難有奉存候事

と書き結んでいる。天明九年正月五日、吉例の吹初めの席に知らせがきて一同喜んだ様子を偲ばせてくれる。しかし、同時に、

清水殿諸事勤方之儀、江戸店切ニ而相勤、大坂々萬端差搆無之筈ニ申堅ル

と、内部の規約も明らかにしていた。これは損益ともに泉屋甚左衛門店の責任で行うことを意味しており、ことに清水家への金融や、また清水家との問題が生じた時、江戸店限りのことに限定しようとしたものであつたらう。

清水家蔵元は、札差業とほぼ同内容であつたため、泉屋では積極的に業務にのりだしたのであつたが、実際に札差業もおこなつた。「無表紙覺帳」によれば「清水向札差之儀者、寛政四(子カ)巳年三月中被仰渡相勤來候」として、その内容を詳細に伝えている。すなわち寛政四年（一七九二）三月、清水家勘定所において、郡奉行泉本正助より泉屋甚左衛門・坂倉屋甚兵衛・同清兵衛・泉屋茂右衛門・伊勢屋平右衛門五名に札差を命じている。これは清水家財政改革の一環として、幕府寛政改革のなかでおこなわれた措置であつた。したがって旧札差に代えて泉甚ら五名を札差とし、旧札差への清水家家中の負債を肩代りするといった通常の慣行だけでなく、新規の方法がみられ

る。まず濱町下屋敷に会所をたて、分限高四分一を引当にして金銀貸付をおこなうが、これには泉屋甚左衛門・殿村左五平⁴⁸があたり、札差も毎日四つ時（午前一〇時）から七つ時（午後四時）まで詰めるよう命じている。さて、この清水家の措置は札差との取極めとともに、清水家臣財政救済のためとみられる。それは二二カ条にわたる箇条書に明らかである⁴⁹。すなわち切米扶持方手形の扱いは蔵元の仕事として引請けるので札差料は減ずる（第一条）。従来、出していた扶持米引取りの懸り米・銀はやめて五人扶持を給する（第二条）、札差料は一〇〇俵につき銀一三匁、一〇〇俵以下は一石に銀五分など（第三条）、扶持方の札差料は一人扶持につき、月に米一合（第四条）、などとしている。その他、払米手数料は米三五石に金二分（第五条）、金銀貸出は「分限高四分一引當を以可貸渡」とし、利息は「淺草並」としている（第九条）。これらは札差に対する抑制策であり、従来の札差料一〇〇俵・銀一五匁が一三匁となり、利息も「淺草並」とすれば、やはり低減されている。

また旧札差への家中負債は、幕府のように棄捐という荒療治はできなかったので、清水家会所より新札差にその分を融通して、まず旧札差へ返済させ、そして新札差には改めて一〇年賦・月利金一両に銀五分（年利一割）として清水家会所へ返済させた（第一五条）、以後、扶持方の者の借

金は、札差よりするのではなく「會所金斗借請」けよ、としている（第一七条）。これは會所を通して、札差を統制しつつ、家中への金融を確保しようとする施策であった。

しかし寛政七年十二月には、改めて「御宛行上り向者借金不殘棄捐たるへき事」と令し、一部棄捐をおこなっているが、^⑧ここでは省略する。

清水家では家中のみでなく、さらに広く金融事業に手を出している。清水家御下ケ金がそれである。この財源は、清水家蔵元・掛屋から保証金として出させた金銀、あるいは幕府拝借金であった。^⑨ いずれにしても、泉屋甚左衛門はこの御下ケ金の差配をもおこなったのであった。

さて清水家御下ケ金は、猿屋町会所の貸出金として月約三三〇兩を、寛政二年（一七九〇）五月から同三年正月まで九カ月分金二、九七〇兩を、年六分の利息を以て、寛政二年冬切米から泉屋・坂倉屋兩人に貸渡す。両蔵元はこの金を差配の札差へ札高に応じて割渡し、札差は手金に差加え年一割二分の利息で貸出す。返済は十五年間三季ごとに元利勘定をおこない、札差から蔵元兩名が取集め、會所へは年六分の利を加えて返済し、十六年目の夏借米にて元利皆済となるようにするとしている。その箇条覚として、まず貸附金は札差が手金に加えて貸出し多年の取引きになるので、札旦那の貸金のうち貸附金・手金の比率も糺しがたいから、札旦那が断絶になったり、お

暇になったりしたときは、その札差の弁済になるので、そのように相心得るようになる（第一条）。札差には一人宛証人を立てさせ貸渡す。また前蔵元の吉田屋敷右衛門・吉野屋（齋藤）三右衛門は札差仲間ではないが、前から御蔵札を扱ってきたので、札高に応じ貸付金を割渡すようにせよ。もし弁金が滞るようなときは、蔵元兩名が弁納するようにせよ（第二条）。会所貸出金凡そ四、〇〇〇兩のうち、此度二、九七〇兩を借請け、残金一、〇〇〇兩余は非常用に残し置く（第三条）。貸付金を会所へ返納することは、三季切米渡り切の日より十日以内に、会所の日限差図により行う。このことは会所へも江戸町奉行初鹿野河内守・勘定奉行久世丹後守より申渡してある（第四条）。会所よりの借返金は蔵元兩名が金子を引取り、請取手形を差出すこと（第五条）。貸附金は、とくに末々小給の向へ行渡るよう札差へ得と申渡すべきこと（第六条）、となっている。

このように清水家御下ケ金は、猿屋町会所を通じての札差への貸付金で、蔵元として泉屋・坂倉屋が管理を行ったものであった。この関係は、

清水家^(六分)↕会所↕蔵元↕札差^(六分)↕二割二分↕札旦那

で札差は六分で借入れ、札旦那へ一割二分で貸すため、六分の利息を得、清水家は猿屋町会所を通すことによって、年六分の利をあげたが、会所や蔵元への手数料については不明である。⁽⁶²⁾

清水家下ケ金については、蔵元である甚左衛門店も借用している。また清水家札差四名とも共同で借金をおこなった。この一覧は後出の第五章第一節第7・8表にあげた。蔵元は泉屋甚左衛門・坂倉屋甚兵衛二名であったが、坂倉屋は文政十年十二月辞退し、跡役は不明である。札差は寛政時と異り先蔵元吉野屋三右衛門・伊勢屋市右衛門・泉屋茂右衛門・泉屋平右衛門四名であった。泉屋茂右衛門は別家で札差であるが、泉屋平右衛門も別家であった。したがって泉屋のもつ比重は高かった。後述するように泉甚は、文政年間には九年、十一年、十二年と単独または共同で六回にわたる借用をおこなっている。利息は年六分か八分で、一回一、〇〇〇両を超える額ではなかったが、運用資金として借用していたもののようである。しかし、この金融も天保期以降には依存度が高くなっている。すなわち天保期には一、〇〇〇両以上の拝借金を年七分で借用している。しかし、この借用日と返済日を見ると、天保二年（一八三一）九月二十九日↓十月九日、同年六月十四日↓十月二十日といったように、四カ月余を最高に短期融資であり、返済日も一件が七日遅れた以外は、期日かそれ以前に返済がなされている。その意味で、この時点における泉甚の経営の安定性と、清水家下ケ金の利用度を知ることができる。

また文政九年（一八二六）には田安家が一万両・年利一割で下ケ金をおこなっている。これは札

差のみでなく、武家・町人ともにわたる広い範囲を対象にしたものであるが、泉屋吉次郎支配人晋右衛門が責任を負った。晋右衛門は中橋店支配人であるから、中橋店が田安家掛屋を勤めた関係で、ここでも下ケ金の管理をおこなったのである。貸出方については、中橋店へ対談し、借主の身元調査をおこなったうえ貸し付けたが、滞納は町奉行所を通して取立てをおこなった。この田安家下ケ金は札差業に直接限られたものではないが、当然関連はみられた。弘化三年（一八四六）九月、泉屋甚左衛門宛利倉屋源右衛門・同五兵衛等「一札」によると、田安御屋形拝借金上納一条について、利倉屋は同業者連印で歎願をしたが、泉屋甚左衛門の加印がなくては不承知といわれて加印を依頼し、泉屋には迷惑をかけないというものであった。おそらく田安家下ケ金の返済延期を歎願したものであるが、田安家は甚左衛門の保証を要求したのである。ここにも泉屋の札差業における地位が知られる。

註

④7 三卿のうち田安家は吉宗の第二子宗武、一橋家は第四

子宗尹にはじまる。また、九代將軍家重も第二子重好

に清水家をたてさせた。いづれも領地一〇万石を与え

られたが、独立した藩をかまえず、家臣も幕臣がなっ

た。清水家の掛屋については、文政七年「場帳」に、

次のような記事がある。二月十日、江戸浅草よりの状

に、清水家上方知行所にて、三万石分の掛屋を命ぜら

れた。そこで金五千両を証拠金として出し、うち三、五

〇〇兩分は一〇年賦・三朱利、一、五〇〇兩は掛屋の間無利足でおくよとの条件であった。翌十一日、江戸への返事には「此方存寄ニ者爲引當百五拾~~ハ~~匁斗懸屋敷差出置、外ニ當用千兩位も年八朱ニ而御用御請ニ申上候積ニ御座候處、以之外相違迎も難引合候故御免相願之事」と断ることにしている。「無表紙覺帳」にも同様の記述があるが、これには二十四日に正金で出すのは困難として断つたと記している。

④8 殿村は兩替商であろう。彼は本両替として文化五年より文政十二年迄活躍している。『両替年代記原編』岩波書店一九頁など。

④9 「無表紙覺帳」、付録参照。

⑤0 付録参照。

⑤1 清水家蔵元としての保証金額は不明であるが、掛屋で

は、一定の金をつまめたことが判明する。また、三卿は幕府に拝借金を得ている。『日本財政經濟史料卷六』財政之部四にみえる。

⑤2 文政九年「田安家御下ケ金御名目御趣法書」によれば、一万兩を年利一割で貸付け、泉屋が差配したが、この世話料として三人扶持が給された。「但御扶持方と申候時者至而重キ御事ニ御座候得共、金子ニ直し見候時者壹ヶ年五兩貳歩位之御事」とある。田安家掛屋としての奉仕であると考えられる。清水家の場合も同様であろうか。清水家では蔵元兩名に一〇人扶持を与えている。寛政七年まで浜町会所で用向を勤めたが、清水家蔵米が淺草御藏渡になったときは清水向行事と唱え、文政七年領地がついたのちは、蔵元の名に戻っている。

(二) 泉屋九兵衛店の廃業

寛政改革の影響は、資金力の弱い札差にとくに打撃を与えた。⁶³ そのため幕府は先の金融の他に

寛政六年（一七九四）十二月「至而手薄之札差」に対し「武家貸出金ニ手支無之様」と、新規御下ケ金をおこなっている。すなわち三五名の札差に金三〇〇両宛、返済は同七年より一〇カ年賦、年利七歩の条件で貸付けている。また、他の札差も含めて出願の者には利息一割で一季限り貸付けを行うこととした。しかし、この程度の措置では効果も薄く、泉屋関係のうちでは九兵衛店と請人森田屋市郎兵衛店が、化政期に廃業のやむなきにいたった。

まず泉屋九兵衛店は三店中では、もっとも規模も小さい店舗であった。天明五年（一七八五）九月十日、初代九兵衛が病死し、養子孫九郎が相続した。天明六年甚左衛門中追放に際しては、暫定的に泉屋九兵衛が泉甚の業務を勤めている。寛政棄捐令の打撃は大きかったとみえ、九兵衛は寛政元年（一七八九）九月廿三日付町奉行所宛札差廿八名願状に加わっている。これは札差仲間とは別に「私共儀者元來不如意ニ御座候而、是迄外金主々常々金子借り受、是迄年賦金請取候金子は他借金差加、札旦那様方に御用立來候」として困窮を訴えたものであった。この願状は、幕府の救済措置によって取り下げられているが、泉屋九兵衛店の経営難は変らなかつた。

したがって寛政以来の下ケ金を返上納する時期になると問題が起つた。すなわち札差側では返納が困難であるとして、延納を願う者が続出したためである。とくに、文化八年（一八一二）十月

改正役所より泉屋九兵衛・上總屋庄助・大口屋長兵衛・相模屋庄兵衛・下野屋十右衛門・後藤屋七右衛門六名の札差について名指しで申渡がなされている。⁶⁵⁾

右之者共會所御下ケ金多分有之、返納方相滞候ニ付、嚴敷上納方申付候處、既ニ札方薄ク相成、極之通上納出來兼、親類加判并組合之者共、達而相歎憐愍相願候ニ付、無是非

上納方格別相寛差遣候……猶以來札旦那宿替致候共、突金之分者會所拜借金之内に上納ニ相成候間、聊無滞突金可差出候……

と述べている。突金は当年の蔵米分を立替えた用立金とみられるが、転宿のときに新札差より突金は肩代り返済したから、この分を上納するよう念を押している。いずれにせよ、九兵衛をはじめ六名の札差は危機にあったことは明らかであった。泉屋甚左衛門店あるいは本店として、この救済にのりだしたとみられるが、その間の経緯を示す史料は残っていない。結局は、泉屋九兵衛は文化十五年三月伊勢屋恒藏に株を譲渡し廃業のやむなきに至っている。⁶⁶⁾

ついで森田屋市郎兵衛も廃業した。森田屋は泉屋甚左衛門店創設以来の請人であり、天明七年一件にも請人となつてもらつた因縁深い店である。⁶⁷⁾しかし、この店も文政元年(一八一八)には窮地に立つており、泉屋への援助を求めている。泉屋は先にも森田屋へ三〇〇両融通をおこなつて

いたらしく、その「元利共半減」し、また年二〇兩を一〇カ年計二〇〇兩の合力をしようとの話も出たが、森田屋は三〇〇兩の合力を主張した。結局、泉屋は五〇兩を合力し、「他に札旦那御年賦當店へ讓請、此差引ニ而市郎兵衛殿取替殘金貳百五拾兩元利共不殘差引請取申候」となった。すなわち森田屋へ三〇〇兩余の融通をおこなったが、このうち五〇兩を合力し、残りは森田屋が札旦那三軒に融通した年賦金を泉屋に肩代りし、さらに殘金二三兩一步・銀一匁六分二厘を支払って決済としている。札旦那への用立金などは、なかなか取立てにくく、泉屋では元利共半減する方が条件がよいと記しているが、ともかく今までの関係から「其位之所へ勘辨仕」り結着をつけたのであった。森田屋は天明一件の時、泉屋が入れた証文を返却し、両者の間柄は一応結着をみたのであった。森田屋は天保年間無心をおこなっているが、もはや札差は文政五年（一八二二）に廃業したあとであった。

註

⑤⑥ 寛政「元年十一月より押詰迄、戸を被メ候衆中」とし

て二八名をあげている（『年々諸用留 九番』）。

⑤⑦ 「同右 式拾」「同右」四九八・九頁

⑤⑧ 「業要集下」

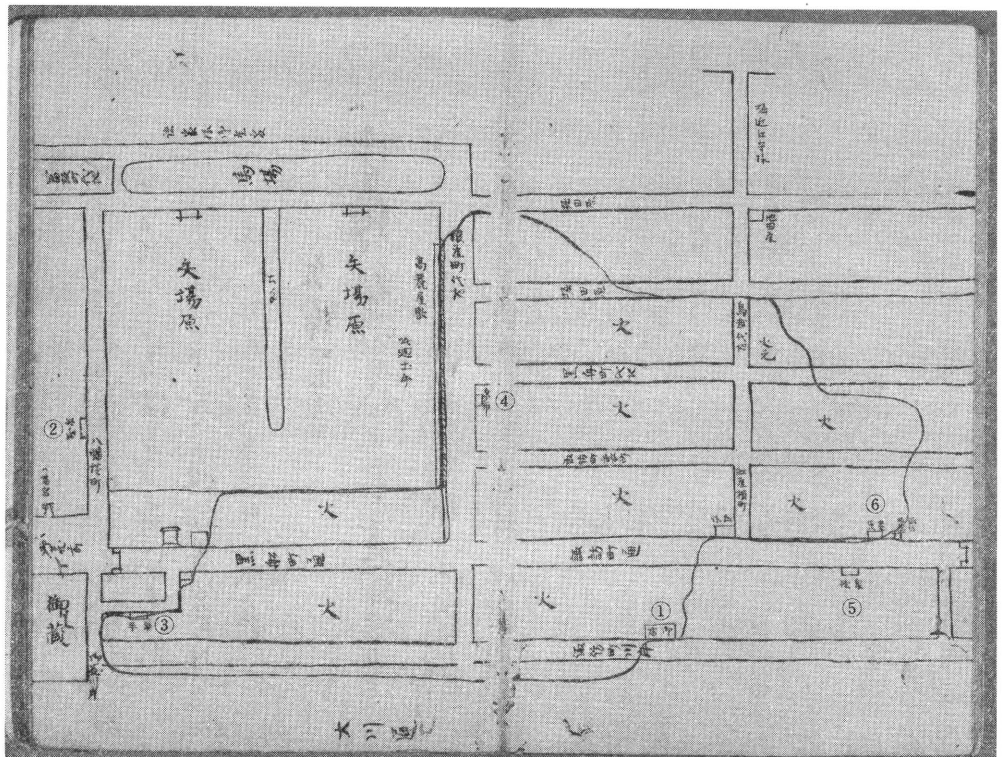
⑤⑨ 「札差事略 拾七」「札差事略中」二九八―三〇〇頁。

⑤⑩ 「年々諸用留 拾式番」

(三) 文政年間、江戸店定書

文政四年(一八二二)四月十日淺草大火により甚左衛門店をはじめ、別家の泉屋清八・同平右衛門・同市右衛門・同徳右衛門の四家も類焼し、泉屋茂右衛門店のみが残った。このような災厄はあったが、甚左衛門店の経営は順調であり、先にも述べたように札扱い高第三位になった頃である。ところで文化・文政期は、いわゆる大御所時代とよばれるように江戸文化が爛熟の華を咲かせた時代である。江戸両店にも、当時の風俗に染まる者がたとしても不思議ではない。文政七年、当主友聞は特に江戸両店に宛てて、行儀を戒める書面を遣し、翌八年、両店勤方について細目を規定したのであった。

文政七年八月十五日付、友聞覚書は次のようである。すなわち当家の風俗は古来よりの行儀作法を専ら守ることであるが、「近來、江戸兩店年若之者共行狀不亘趣相聞候」として、それは頭役の者が、示教不取締りのゆえと聞いている。第一夜分に不時の人別改めを怠るために不行儀に成行く、としている。そして前々から申渡している通り、夜中に人別を改め、欠人があれば「初一念ニ而無用捨、翌日吃度仕置可申付候」というのである。もし慈悲心を以て仕置をなおざりに



浅草付近 泉屋関係諸店舗配置図(年々諸用留 拾貳番)

- 1 浅草米店
- 2 泉屋茂右衛門
- 3 泉屋平右衛門
- 4 泉屋市右衛門
- 5 泉屋徳右衛門
- 6 泉屋清八

文政四年大火の範囲を示す。泉茂のみ災厄を免れた。

するならば、其者はいよいよ不身持になり、「親之株職茂取失」、生涯の不為になるばかりでなく、余人へも氣風が移るようになる。「起本」は若年のうちに頭取りの者の教訓が不行届きだからである。したがって重立った頭取りの者が、当家の風俗を守り、若年の者を指導しなければならない、といった内容を詳細に記している。江戸の華美な風俗のなかで、十代・二十代の若者を抱えた商家として、夜遊びを取締り、行儀を正すように指示したのであった。これは頭役が平常から読み聞かせ、写を店内に張るように命じている。泉屋の堅実な家風を示す覚書であるが、同時に「新家を發シ、手代家來召遣候身分ニ成考候得者、己若年ニ嚴敷仕置政道請候事こそ忝可存當候」とあるのは、親からの預りものであるということとともに、一人前の商人に育てるといふ、当時の商家における一種の家族観、奉公人への躰意識を物語るものとして興味深い。

文政七年の覚書は総論であったが、翌八年五月、江戸中橋店、淺草米店にそれぞれ定書をだしている。米店定書は一四カ条にわたっているが、まず公儀法度を守り賭の勝負などをしない(第一条)。札旦那様御役人様方が御入來の節は不敬のないよう大切に会釈をしなければならぬ。もし酒を差上げる時は、掛りの外は白昼から酒を飲んでほならない。金銀を取扱うのであるから、万一にも手違いができては済まないので堅く慎まねばならない(第二条)。火之元第一で、子(午前

○時)替りに起番をして拍子木をうち夜中家内を見廻ること(第三条)。初更(午後八時)に出入口の門をおろし手代分は残らず顔付をし、当役が相改めること(第四条)。非常の際に備え、家内人数の役割をきめ、土蔵戸前や穴蔵なども入念にし、御用書物類や大切の帳面は壱番に持ち出し、宰領をつけ最寄のよい場所に立退くこと(第五条)。奉公人は出勤年月を請判帳へ記し、請状も入念に取り、本店へ届けること(第六条)。新元服後も三年の間は子供(丁稚小僧)同様に心得よ(第七条)。当役の外は紬已上を着用するのは遠慮せよ、但し名代の時は格別である(第八条)。札差家業躰から金銀を大切に取扱うのはもちろん、日々出入算用の過不足を糺し、相違ないところを見届け、蔵米三季勘定は相縮めて、両店互いに立会い改めること、但し三季勘定には別家一人が立会うこと(第九条)。是迄所持の地面で借人がない場所は、地主より家を建てて貸すこともあるが、本店へ相談した上で相計うこと、また居宅掛屋敷の修繕普請は別であるが、新に建直すのも本店へ相談する(第一〇条)。無利足で取替えた分が数口あるが、その取立方に不行届がある。これらは手続きをもって追々取立て、それが済まない内は取替金は断ること(第一条)。札旦那の判物類は入念に改め、大切に取扱うこと、諸証書類も同断である(第二条)。札差家業の外では、利附貸先があっても、出金は一切差留めておく、もし利方がよいとの存寄りもあれば、本店へ相談の上取

計うこと（第二三条）。浅草店は甚左衛門名前で直接印鑑を用いるのであるから、格別大切に取扱ひ、札差や町用の外は、金銀扱いや人請合などすべて自己の取計いをしてはならない（第一四條）。右の趣旨を堅く守り、一統儉約をし、和順精勤にすること、と述べている。

この一四カ條の定書は、先の「心得方」が業務内容にわたることが多かったのに対し、それを補いつつも、全体として奉公人勤務ぶりについての戒飭とみるものが多いのが特徴である。また本店との連絡を密にし、その指示のもとにおこなうことを定めているのは、米店の独走を規制するものであった。

また米店独自ではないが、泉屋では、たびたび儉約を命じている。天保十二年（一八四二）八月、当主友聞の定によれば、文化十一年・文政十一年・天保八年にも儉約を申渡したとあるが、天保十年には家政改革にふみきるほどであるためか、詳細な内容になっている。それは「世帯方へ不及申、諸雜費ニ至迄、無益之失墜多相見へ候」というのであるが、銅山業の不振と金融面での苦況を理由に経営難を述べている。「諸家様方御差引を追々御仕法等被仰出、或者六ヶ敷御頼談等有之、彼是ニ而銀操も次第ニ六ヶ敷成行」としているのは、札差業にもあてはまることであつたらう。儉約の具体的指示は衣服に関するところで、自分も出勤のときに絹秩父、平日は綿服にする

から、末家・手代は出勤の節は秩父紬、若手は綿服にするよう命じている。もちろん万端節約をし、「老若新古ニ不拘、少々ニ而茂有益之筋存付」いたならば申しでるようにと結んでいる。

(四) 天保期の札差業

天保年間に入ると連年の飢饉が続き、幕府政治もまた天保改革を迎えることになった。全体としていえば、幕府は巨大化した商業資本の抑制につとめ、都市支配を強めた。御用金賦課がたびたびなされたのは、明らかに商業資本への抑圧であるが、天保七年（一八三六）松屋佐吉・伊勢屋加兵衛兩名が驕奢を理由に処罰され、また博奕のかどで伊勢屋伊兵衛・同忠兵衛が処分になったのも、その現われであった。⁵⁸なお伊勢屋忠兵衛の改正役所拝借金については、仲間である泉屋甚左衛門他三名が弁済することとなり、五〇〇両を積立て利息四〇両を元金へ入れ、最後に残金・利息をこの五〇〇両で決済することとしている。このような負担もかかったのであった。⁵⁹

老中水野忠邦による天保改革が始まるや、さらに札差業は影響をうけた。まず天保十四年（一八四三）十二月、札差貸付金無利息年賦返済令がだされた。幕府では棄捐令も考えられたが、御用金などを考慮して以後は無利息年賦返済とした、寛政元年（一七八九）棄捐令より五五年を経

て、元金一、〇〇〇両としても、月利二五兩一分として利金六、六〇〇両となるので、元金だけでも保証すれば札差への十分の仁恵となろう、という見解であった。^⑩ もちろん武家方にとっても長期年賦返済となれば、済方も少ないので却って都合がよいであろう。しかし、こうした幕府側の発想は額面通りにはいかなかった。札差は利息収入を絶たれて、甚大な損害をうけたのであった。つぎに改革の影響で、もつとも大きいものは株仲間解散であった。天保十三年三月十三日、札差惣代伊勢屋利助他五名が「一札」を北町奉行所に出している。^⑪

奉差上一札之事

一札差株帳 貳冊

一同條目帳 四冊

右者組合仲間等御停止ニ被 仰付候ニ付、消印可仕旨被 仰渡奉畏候、明日中取揃可奉返納候、右ニ付而者以來組合仲間等相立候儀、決而難相成、尤御札旦那様方に御引合之儀并御藏に罷出候家業躰之儀、是迄之通り相心得可申旨被 仰渡奉畏候、以上
御藏前札差之内
天保十三寅年三月十三日 伊勢屋 利助

同 市右衛門

上總屋 忠兵衛

坂倉屋長左衛門

近江屋三郎兵衛

伊勢屋 富之助

御番所様

すなわち仲間を停止したが、札差業務は従来通りおこなう、ということであった。

天保改革における諸政策によって、札差は打撃をうけ、とくに中小の札差にとつて影響は深刻であった。泉屋でも、泉屋茂右衛門店の経営不振、清水家札差泉屋平右衛門店の閉店があった。

まず天保十五年二月、住友甚兵衛他三名宛茂右衛門「願状」によれば、

舊冬札差御用立金御主法替被 仰出候ニ付、是迄之諸徳無之、五分之御濟方而已相成、

是乃新規家業取立候同様之儀ニ御座候

と、無利息年賦返済令により経営が立ちゆかなくなつたとして、「壹軒立家業仕候得者、再興之儀無覺束奉存候ニ付、淺草御店に御同居奉願上候」と米店に同居を願っている。もちろん諸雜費入用は茂右衛門から差出し、新規融通も頼まず、すべて御店に故障筋は一切しない、と述べてい

る。三月廿七日より同居を認められているが、泉屋と別家の関係を示すものとして注目できる。嘉永二年（一八四九）の米店人数のうち、茂右衛門召仕いの者二名がいたのは、なお同居していたことがわかる。

札差の苦況に対し、例によって幕府は改正役所より四万両の融資をおこない、急場を凌がせようとした。二万両は幕府より、残り二万両は天保十四年十二月、札差一四名による「議定証文」によれば、「同家業四人衆を金壹萬兩、此度新ギ札差被 仰付候拾五人衆を金壹萬兩、都合金貳萬兩助合金被致呉」とあるから、札差内部の有力業者、勘定御用達鹿島屋清兵衛らを含む新札差から抛金させたのであった。幕府下ケ金二万両は八一軒に割当て、「合當番之内御札方御用向相勤候者拾四軒分」として金三、四五六兩三分と銀二匁四分七毛を借用し、伊勢屋惣右衛門他一二名・各二四五兩、泉屋甚左衛門・金二七一兩三分と銀二匁四分七毛に配分した。返納は五年後の申年（嘉永元年）夏迄、年五分の利息を上納し、同年冬、元利共に完済することとしていた。また一部札差が抛出した二万両は、七七軒に割当てるが、先の一四軒は金三、六三六兩一分・銀六匁七分三厘を借用し、伊勢屋惣右衛門他一二名、各二五五兩、泉屋甚左衛門・金三二一兩三分と銀六匁七分三厘に配分した。返納は翌辰年（弘化元年）春、年利六分の利息を入れ、同年冬に元利共に皆

済する条件であった。泉屋甚左衛門は二口合計金五九三兩二分・銀八匁七分七厘七毛を借用しているが、同じ合当番一四軒のなかで、他は五〇〇兩であるのに九〇兩余多いのは何故か不明である。泉甚の規模からみて、この程度の金額は、全く焼石に水の感があるが、年五分・六分といった低利でもあり、借用したのである^⑫。

この改革では札差は四九家閉店を覚悟したといわれるが、猿屋町会所からの融資をおこない、三八家が業務を再開したと伝えている。

嘉永五年（一八五二）株仲間再興になり、従来からの者九二名、新規四名、天保十四年札差業を命ぜられた御用達五名、計札差一〇一名で改めて発足した。このとき各札差は仲間へ一札を差入れている^⑬。同年十二月、惣仲間中宛泉屋甚左衛門の「札差株式讓請合證文之事」によれば、延享三年（一七四六）五月、柳屋傳藏株を森田屋市郎兵衛弟伊賀屋善兵衛名儀で譲り請け、安永七年（一七七八）泉屋甚左衛門と改名した旨を記している。ただ、前請人森田屋市郎兵衛・加判人泉屋九兵衛とともに廃業しており、その後、請人泉屋茂右衛門・加判人小嶋屋西之助に依頼していたが、「意味合有之」此度請合人坂倉屋治郎左衛門・加判人坂倉屋太郎兵衛に改めたとある。同時に泉屋茂右衛門も同形式の一札を出しているが、請合人泉屋甚左衛門・加判人伊勢屋七兵衛となって

いる。これも従来は請合人小嶋屋酉之助であつたが、廃業したため、泉屋甚左衛門とし、加判人は十一屋善八にしていたが、訳があつて伊勢屋としている。

このように泉甚では両坂倉屋に請人・加判人を頼んだが、これは泉茂が経営不振であつたことと関連があるろう。このとき、泉甚は笠倉屋彌七を加判人として、兩名に一札を入れている。それは請合人を是迄泉屋茂右衛門としていたが、各方に承知してもらつて忝い、「然ル上者仲間條目帳之趣、萬事致承知、店召仕之者へ茂申置候上者、心得違之義決而爲致申間敷候、業躰之義ニ付、各方に少も御苦勞相掛申間敷候」としている。

天保期、札差業は危機にあつたが、泉屋関係の諸店も打撃をうけた。泉甚については本店の経営危機とあわせて検討する必要があるが、これを契機として業績は振わなくなつていった。

註

⑤⑧ 「懲些祕記」一橋大学図書館所蔵

儀定證文之事

⑤⑨ 「無表紙覺帳」

合金三千四百五拾六兩三分ト貳匁四分七毛

⑥⑩ 「戊申雜綴上」『日本財政經濟史料 第六卷』三二頁

内譯

⑥⑪ 「年々諸用留 拾四番」

一貳百四拾五兩ツ、伊勢屋 惣右衛門

⑥⑫ 「無表紙覺帳」によれば、次のようである。

坂倉屋 仁右衛門

札差業と住友

九三

松坂屋 市右衛門

笠倉屋 彌 七

大口屋 猪 三郎

坂倉屋 太郎兵衛

同 万右衛門

伊勢屋 市十郎

峯村屋 角次郎

伊勢屋 彌兵衛

坂倉屋 助次

利倉屋 庄左衛門

坂倉屋 次郎左衛門

一貳百七拾壹兩三分ト 泉屋 甚左衛門
貳匁四分七毛

右書面之金子、此度 御主法御濟方被仰付、右ニ付、

札差共一同江於御改正御役所御金貳萬兩御下ケ金拜借

被仰付、難有仕合奉存候、右御金同家業八拾壹軒ニ割

合、合當番之内御札方御用向相動候者拾四軒分、書面

之金高隨拜借仕候處實正也、然ル上者御札旦那様江可

相成丈ケ御差支無之様御用辨可仕候、御返納之儀者本

書之通り來ル申年夏迄年五分之御利足上納仕、同年冬

御元金元利共皆上納可仕御定、尤御利足上納者不及申、

御元金皆上納之節、萬一差支有之候ハ、御札方御引

請被成、右立替金ヲ以御上納被下候共、又者御年賦金

有之候御札方御引請被成、右御濟方金引當ニ相成候共、

其時宜ニ寄何様ニも御取斗可被成候、爲後日一同儀定

證文、仍如件

天保十四卯年十二月

前連名印

他の一通も同文で貸主・金額が異なるのみである。

⑧ 「諸問屋再興調二」『大日本近世史料』三四三〜三六五

頁。なお、「年々諸用留 拾五番」には、以下の記録が
ある。

札差株式讓請合證文之事

一去ル延享三寅年五月柳屋傳藏札差株式森田屋市良

兵衛弟伊賀屋善兵衛江讓請申度旨、組合連印を以、

其節相願候處、惣仲間中御得心之上、御番所并諸

御役所江名前書替之義、御行事中ハ御願被下相濟申候。然ル上ハ御公儀様并御藏御書替其外語 御役所より先々被仰渡候義、并此度 牧野大隅守様

江御伺之上、被仰付候仕法帳之趣ハ不及申、是迄御仲ケ間中申合致連印置候儀、逸々大切ニ爲相守

可申候、萬一御藏渡米金引負、又ハ定法相背候義御座候ハ、請合人并加判之者引請埒明、御仲間中江少も御苦勞相掛申間敷候、尤伊賀屋善兵衛義泉屋

甚左衛門与改名仕候條、安永七戌歳壬七月請合證文入置申候通、猶又今般相改印形致置候處、仍如件嘉永五子歳十二月 請合人坂倉屋治良左衛門

加判人坂倉屋 太良兵衛
當人泉屋 甚左衛門

惣御仲ケ間衆中

但右最初請合人森田屋市良兵衛加判人泉屋九兵衛兩人共株式讓渡仲ケ間退參後、請合人泉屋茂右衛門

加判人小嶋屋酉之助相立候處、意味合有之、此度請合人坂倉屋治良左衛門加判人坂倉や太郎兵衛ニ相改

一札之事

一拙者業躰仲間請合人之儀、是迄泉屋茂右衛門相立置候所、此度意味合有之、相斷候上者、各方江請合人并加判人江御頼申處、御承知被下忝存候、然ル上者仲間條目帳之趣萬事致承知、店召仕之者ハ茂申置候上者心得違之義決而爲致申間敷候、業躰之義ニ付、各方江少も御苦勞相掛申間敷候、爲後日一札入置申處、仍如件

嘉永五子年十二月 當人泉屋甚左衛門
加判筭倉屋 彌七

坂倉屋治良左衛門殿
坂倉屋太良兵衛殿

(五) 御用金上納一件

この時期には、大商人に御用金がつたび課せられた。札差に対しても御用金がかかったが、これについても判明する限りを紹介しておこう。

文化十年(二八二三)御用金⁽⁶⁴⁾については、

三、〇〇〇両 伊勢屋四郎左衛門ら四名

一、四〇〇両 伊勢屋嘉兵衛ら二名

七〇〇両 泉屋甚左衛門ら二名

五〇〇両 和泉屋源兵衛ら七名

四〇〇両 十一屋善八

三五〇両 伊勢屋安右衛門ら二名

三〇〇両 小玉屋權左衛門ら八名

二五〇両 坂倉屋與三兵衛ら二名

二〇〇両 伊勢屋伊兵衛ら一六名

一五〇兩

伊勢屋市郎左衛門ら二名

計四六名・金高二万七、二〇〇兩を上納したが、泉屋甚左衛門は七〇〇兩、泉屋茂右衛門・泉屋九兵衛は上納金なしとなっている。甚左衛門店は札差仲間の振合からみれば、少くとも千兩を超える上納をすべきであると、改正役所からもみられているが、泉屋では支配人彦右衛門が減額の交渉をおこなったため、結局七〇〇兩に落着いたのであった。この間の経過は「年々諸用留 拾壹番」に記されている十一月八日付彦右衛門書状に明らかである。すなわち、十月以来、泉屋の苦況をあげて交渉しているが、その理由は、

吉次郎儀者豫州御銅山御用相勤來り候處、年同所敷中涌水大雨風荒等有之、夥數損毛打續(ヤ)

難澁ニ付、追々拜借奉願上候得共、其時々拜借被 仰付、難有御餘光を以取續罷在候所、當

春以來鉛御仕法ニ付諸國荷主に相渡候鉛代立替金等相應ニ備置不申候而者御差支之程も

難斗、彼是ニ而同人手元不操合ニ付、私方る例年爲登金之外、舊冬者格別餘分ニ爲相登：

としている。もちろん札差業の苦況もあげているが、別子銅山の経営状況悪化と、文化九年暮幕府が諸国荒鉛の銅座一手買入と荒鉛の泉屋一手吹方を命じ、荒鉛代の支払いを泉屋が立替えることにもなったことが述べられている。彦右衛門は金額を三〇〇兩から切りだし、七〇〇兩で承知

をして本店へ報告している。

天保年間には、まず同七年（一八三六）十二月、上納金の命があり、翌年正月、札差一統は金額を申告している。これは七、〇〇〇両・四名を筆頭に一〇万両を八一名で上納したのである。⁶⁵ 泉屋甚左衛門三、〇〇〇両、泉屋茂右衛門七〇〇両となっていた。同八年正月十三日付、泉屋甚左衛門宛町会所「覚」によれば、三、〇〇〇両は一、五〇〇両を上納したのち、残り一、五〇〇両を同八年より五年賦に上納することとなっていた。この御用金は「窮民御救筋入用之内に依願上納」とあり、飢饉の救済のためのものであった。

ところが、天保七年御用金が済まないうちに、天保九年江戸城西丸が炎上し、その費用の上納を命ぜられている。これは一万両・三名を筆頭に一〇万八、二〇〇両を八三名が上納した。⁶⁶ ここでも泉甚三、〇〇〇両、泉茂七〇〇両の負担であった。この金は、泉甚では一、〇〇〇両を納入し、残二、〇〇〇両を天保十一年より十年賦上納することにしており、泉茂も二〇〇両を納入したのち、同様の条件で五〇〇両を皆済することになっていた。⁶⁷

天保期には天保改革もなされ、商人への風当りは強かった。幕府は平常は賦課もないのであるから、こうした際には、当然御用を勤めるべきであるとの感覚であった。

嘉永七年（一八五四）には江戸の主だった町人へ御用金を課している。札差も伊勢屋四郎左衛門三、五〇〇両を筆頭に負担がかかっているが、泉屋甚左衛門二〇〇両、泉屋茂右衛門五〇両であった。^⑧この時期では甚左衛門店の負担が軽くなっている。これは札差業の停滞というより、本店との関係で軽減されたとして差支えないであろう。^⑨

また万延元年（一八六〇）十月には、さきの江戸城本丸炎上につき冥加金上納がおこなわれたとき泉屋甚左衛門が上納しなかったことが問題になっている。^⑩翌文久元年七月十日に一五両を上納して落着したが、町名主や番所へ二六両三分・銀一四匁八分の付け届けをしているところをみると、泉甚ほどの札差が冥加金を出さなかったのは問題となったようで、泉屋本店の銅山経営不振などを理由に、少分の上納ですましたものの、関係方面には一応の礼が必要であったのである。

幕末では慶応元年（一八六五）五〇〇両を用立てている。同年十一月廿一日付泉屋甚左衛門宛江戸町奉行「覚」によれば、「今般 御進發ニ付御用金上納受取之、來寅年々五ケ年ニ割合可下ケ戻もの也」とある。したがって、これは幕府第二次長州出兵にあたっての借入金といいうるが、返済がなされたか否かわからない。

以上、文化年間以降には、たびたび御用金が課せられており、泉屋にとっても、かなりの負担

であったことは明らかであった。^{⑦)}

註

⑥4 「年々諸用留 拾五番」

⑥5 「甲辰雜記」『日本財政經濟史料 第五卷』七七二～五

頁。なお次の「覚」がある。

一金千五百兩

外金千五百兩 當西ノ五ヶ年ニ割合
上納之積

右者窮民御救筋入用之内江依願上納

書面之通相違無之もの也

天保八酉 正月十三日 町會所(印)

和泉屋
甚左衛門

⑥6 「同右」『同右』七七五～八頁。「上金錄」一橋大学図

書館所蔵。

⑥7 「上金錄」

⑥8 「甲寅雜綴」『日本財政經濟史料 第五卷』八〇八・八一

〇頁。

⑥9 泉甚の扱い高は、後述するように、若干の減少はある

が、しかし、坂倉屋と比して、一〇分の一以下という

ことはありえない。一方、天保期銅山経営をはじめ本

家財政は苦況にあった。

⑦0 天保十五年(弘化元年)五月十日江戸城本丸が焼失した。

「年々諸用留 拾五番」によれば、三〇〇両上納するこ

ととし、天保十五年十二月九日に一五〇両、弘化二年

十二月七日に一五〇両を上納することとした。したが

って、未納とは不可解であるが、後考にまわりたい。

⑦1 ここで紹介した御用金は泉屋甚左衛門店分であり、泉

屋本家は大坂において、御用金を課せられ、西丸普請

には御用銅瓦を献上したりしている。

なお大山敷太郎氏『幕末財政史研究』思文閣、一九七四

年に天保期札差御用金についての詳しい記述がある。

五 幕末における札差業

天保改革により札差業は再度の打撃をうけ、寛政期には業績回復をはかるだけの内部的弾力性も失うにいたった。泉屋甚左衛門店も本家家政改革の窮況を救うための多額の送金をおこない、泉屋茂右衛門店の不振、泉屋平右衛門の廃業が相つぎ、その負債の始末をつける必要があったから、経営負担は大きかった。本章では、この幕末における泉屋甚左衛門店の活動と泉屋内部での関係を明らかにしておこう。^⑩

註

⑩ 本文中に触れていない幕末における甚左衛門店の主要事件をあげておく。

安政二年大地震により「御店向悉く類焼仕」、同六年

「普請漸々皆出来」（「諸御用御窺控 三九」）
万延二年二月二日八ツ半時、強盗三、四人侵入、一、七
四七両二分損失（「萬控帳」）。

(一) 幕末における泉屋甚左衛門店の経営

本項では、天保期以降、泉屋甚左衛門店の経営について、全体的な見通しを述べておこう。

まず、経営内容を示す史料を紹介しよう。文久元年（一八六一）六月、南榎町店で田安家掛屋を再勤することになったが、泉屋甚左衛門は証人となり、そのため同年四月、浅草諏訪町名主より身元調査がなされ、糺明の結果、「書上」をおこなっている。この写が「年々諸用留拾五番」に記されており、これにより泉甚営業の概況も判明するが、次のようである。

同人身元之儀者、札差家業仕、札方持高凡五萬俵餘、家内之義者甚左衛門夫婦娘貳人悴
壹人、召仕男女三拾壹人都合三拾七人、右暮罷在、元來身元相應之者ニ而當甚左衛門是

迄御咎等請候義無御座候

とあり、持家・沽券金を記している。文政二年（一八一九）では六万俵余の札高であるから五万俵余では一万俵の減少となっている。このような「書上」であるから、史料的にみて数値に誤差があるのは避けられない。しかし奉公人数三一名も若干減少しているから、甚左衛門店の経営は停滞しているともよいであろう。もっとも扱ひ高五万俵余は札差仲間では依然上位にあったことは確かであった。

つぎに経営実態をうかがいうる史料は、嘉永二年（一八四九）「東都兩店緊用識」とある文書である。泉屋では折にふれて江戸へ手代を派遣して中橋・浅草両店の監査をおこなっているが、嘉

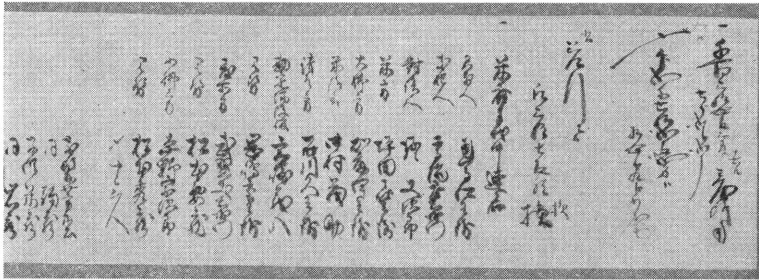
第4表 嘉永元年収支

(収 入)	金(両分)	銀(匁)	%
札 差 料	161.2	4.77	7.9
利 息	1549.0	3.39	76.4
萬 利	182.2	2.38	9.0
中 入	78.0	13.85	3.8
店 賃	54.2	4.5	2.7
小 計	2025.3	13.59	99.8
(支 出)			
大坂登せ金	21.2		1.0
町 入 用	35.2	11.91	1.7
利 払	850.1	0.692	41.2
米 売 損	20.1	5.73	0.9
台 所 用	1134.3	6.22	55.0
小 計	2062.2	14.952	99.8

永二年中橋店が一時休店のやむなきにいたり、そのための手代治右衛門を遣って調査した。このとき米店の経営についても報告し、まず前年度の収支概要をあげている。

第4表に明らかかなように、泉基の収入支出の決算規模は約二、〇〇〇両余であり、中期の推定収入額と比べて、少くとも三分の一以下に減少している。そして年間収益は赤字欠損であり「凡三拾七両程損」となっている。さきに泉基の経営は停滞していたが、この数字はそれを裏付けているであろう。⁽²⁾

さて内容に立ち入ってみよう。収入の部からいえば、まず札差料は八%弱である。これは蔵米一〇〇俵につき請払金三分であるから逆算して二万二、五〇〇俵余の扱い高となるが、文久二年五万俵とあることからみてもこの扱い高は少なすぎ、おそらく売方手代りへの手数料、春入、運送業への支払いなど諸雑費を引いた純利益と考えら



嘉永六年 東都両店緊用識部分

中程に「凡三拾七兩程損」とあり、続いて手代の連名がある。

れる。逆にいえば、札差料は諸入費をひいた純利益は四〇パーセントぐらいであったとみてよいであろう。

利息収入は、札旦那への貸付金が七六・四パーセント、商人貸などが九パーセントであるから、圧倒的な比重を占めている。当時、利率は年一割であることが多いから、札旦那へは一萬五、〇〇〇両以上の貸付金があったと推定しうる。これは天保十四年（二八四三）無利息年賦返済令以降の貸金であり、同十三年以前の貸金を無利息二〇年賦という条件で帳消しにされたのち、改めて貸出したものであった。しかし貸付金においても往年の半額以下になっていたのであって、天保期での打撃の深さを示している。ところで、この収支には、年賦返済金はあがっていない。同帳のなかに別記して、次のような記述がある。

一年賦高金五千貳百兩程之見積り

内金三千貳百九拾壹兩三分者

但弘化二巳年^ノ向亥年迄十九ヶ年之間、年々百七拾三兩壹分ツ、請取候積り高

差引金千九百八兩壹分ニ

但十九ヶ年相定兩御殿返上納相濟候上ハ翌子年^ノ請取候年賦ハ不殘割濟之方へ相向ヶ候積りこれは十九カ年とあるから、明らかに天保十四年の無利息年賦金である。^⑭このうち三、二九一兩余の年賦金一七三兩一分を泉甚へ收入とし、一、九〇八兩余の年賦金は兩御殿すなわち清水・田安両家への上納にあて、完済ののち泉甚への收入とすると定めている。要するに年賦金は別勘定としたのであった。それは貸付金の元金返済分であるから利益とはしなかつたのである。

萬利とあるのは、後述する中橋店への金融あるいは坂倉屋などやむをえない場合での貸付金利であつた。

中入は不明であるが、店賃は泉屋甚左衛門所持の土地家屋の分であろう。「無表紙 覺帳」には、天保十三年に米店の他に、北隣に土地家屋が記されている。これは「表田舎間八間・裏南^{貳拾四間半}北^{貳拾三間半} 此坪百九拾貳坪」で安永七年に買取つたこと、地代三貫六一二匁・店賃二貫八一三匁四分で町入用・年貢・家守給を引き、金七四兩三分三朱、錢三八八文が地主手取となつていた。

支出でいえば、大坂為登金は二一兩二分となっている。これは経営内容の悪化を反映している

もので、文政期・天保期とは比較にならない減額となっている。町入用は淺草諏訪町への出費で、町費であるが、これが相当の額になっている。

つぎに支出で注目するのは、利払八五〇両余で支出額四一・二パーセントを占めている。これはもっとも高率の利が年利一割となっているから、借入額は八、五〇〇両を超えるものとみなければならぬ⁽¹⁷⁾。この金額は予想以上に多額である。中小店舗ではない泉甚が、このように借入金をしていることは、札差業が預金・貸付をおこなっていることと関連があらう。そして天保以前では比較的余裕のあった経営が苦しくなり、運転資金を借用するにいたったためであった。

この利払の内容は、改正役所など多種の融通金をえていたので、さらに、その情況について説明しよう。この内容は、第5表と第9表に明らかである。これについて紹介しておこう。

改正役所貸付金

寛政棄捐令のち淺草猿屋町に会所をつくり、幕府下ヶ金と町人基金により札差への救済融資をおこなったもので、すでに説明もおこなってきた。泉屋甚左衛門についていえば、経営の安定したこともあって、これを利用していなかったが、嘉永・安政期には年五分・五年賦返済の条件

第5表 改正役所貸付金

年月日	金額 (兩)	返済期限	年利	年月日	金額 (兩)	返済期限	年利
文政 6. 8	190	年40兩返納	6	嘉永 5. 12	800	5年賦	5
天保14. 12	271. 3			6. 7	160	〃	5
14. 12	321. 1			6. 12	600	〃	5
嘉永元. 4	300	5年賦	5	7. 7	700	〃	5
元. 7	150	〃	5	安政 2. 4	300	〃	5
元. 12	300	〃	5	2. 7	400	〃	5
2. 4	300	〃	5	3. 12	800	〃	5
2. 7	400	〃	5	3. 4	550	〃	5
2. 12	500	〃	5	3. 7	300	〃	5
3. 4	600	〃	5	3. 12	1500	〃	5
3. 7	600	〃	5	4. 4	350	〃	5
3. 12	1000	〃	5	4. 7	350	〃	5
4. 4	500	〃	5	4. 12	500	〃	5
4. 12	700	〃	5	5. 4	550	〃	5
5. 4	500	〃	5	5. 7	300	〃	5
5. 7	400	〃	5	5. 12	700	〃	5
5. 10	200	〃	5				

札差業と住友

で、ほぼ三季ごとに借金をしている。弘化年間については不明であるが、嘉永元年の三口、七五〇兩だけでも、同二年には利息三七兩二分と元金のうち一五〇兩の返済をおこなわねばならなかった。ところで同二年には三口、一、二〇〇兩を借用したから、同三年には元年分・二年分の利息三〇兩・六〇兩と元金返済分一五〇兩・二四〇兩となり、あわせて四八〇兩の支出となった。かくして同三年・二、二〇〇兩、同四年・一、二〇〇兩、同五年・一、九〇〇兩と増加

第6表 町方別口貸付金

年月日	金額(両)	返済期限	年利
文政 7. 5. 16	100	4年8カ月	8
9. 正.	200	5.	10
12. 7. 23	200	4. 5	8
天保 2. 正	200	5.	10
5. 正	100	5.	8
5. 正	200	4. 7	8
7. 正	200	5.	10
12. 正	200	5.	10
14. 8	200	5.	8
嘉永元. 8	200	2.	8
4. 正	200	5.	10
安政 3. 正	200	5.	10
6	200	5	8
慶応 2	200	3	8

するのは、この返済金がからんでいるためで雪だるま式に増加していった。改正役所側では簡単には融資しなくなっているが、この借金額はある意味で、天保期の打撃が容易に回復しなかったことを示している。

町方別口貸付金

改正役所を通しての借金には、町人出資による貸付金があった。この金額は二〇〇両が限度で少く、ほぼ五年返済・年利八分また一割である。前回返済が終つてのち、次の融資がなされる場合と、

返済期限内でも融資がなされる場合があるが、比較の間隔があいている。さて嘉永元年八月に二〇〇両借用したが、同年には前回天保十四年分の最終返済がなされ、四〇両と利三両余を支出していると考えられる。

清水家下ケ金^⑥

第7表 清水家拝借金一覧 (泉屋甚左衛門分)

年月日	金額(両)	返済期限	返済日	年利	備考	
文政 9. 4	500	10. 5. 晦		6	蔵元・札差6名 3,000両のうち	
12. 2	500	12. 10. 晦		6		
12. 7. 21	1,000			8		
天保 2. 9. 29	1,000	2. 10. 9				
3. 10	1,000					
8. 6. 14	2,500	8. 10. 20	8. 10. 27	7		
10. 12	1,500	11. 2	11. 2	7		
11. 11	1,000	11. 12. 20	11. 12. 20	7		
11. 11	2,000	12. 閏正	11. 12. 20	7		
嘉永 5. 5	2,000	安政4(5年賦)	万延元カ	6		
5. 12	1,000	嘉永6		6		
6. 12	1,000			6		
安政 3. 9	500	4. 2		6. 6		月45両・1分利

第8表 清水家拝借金一覧 (共同分)

年月日	金額(両)	返済期限	返済日	年利	備考
文政 9. 4	3,000	文政10. 5. 晦		6	蔵元2. 札差4
11. 5	2,000	11. 10. 晦		6	//
12. 12. 18	3,000	13. 10. 晦		8	泉甚 //
天保 2. 11	3,000	天保 3. 10. 晦		8	// //
4. 7	3,000	4. 12. 晦		7	// //
5. 12	2,500	6. 10. 晦	天保8. 10	8	// //
5. 12	1,800	6. 12	8. 10	7	泉甚 //
14. 12	3,000	嘉永元. 12(5年賦)		6	// //
嘉永元. 12	1,500	6 (5 //)		6	蔵元2 //
6. 12	3,000			6	// //

一〇九

蔵元を勤めた清水家下ケ金は、泉甚個人分と蔵元・札差共同分がある。これは金高が多く、天保期に目立っている。ただし前にも述べたように短期決済であり、利息は六八分どまりである。嘉永元年分では共同五軒で

第9表 個人預金名

貸主	年代	金額(両)	利
酒井忠禮 (西丸書院番頭)	嘉永元	1,230	月6朱
	〃 2	1,640	〃
	〃 3	1,010	〃
	〃 4	810	〃
伊予西條藩 (松平頼尙)	〃 元	1,400	〃
	〃 2	200	〃
越前大野藩 (土井利忠)	〃 3	100	〃
	〃 4	100	〃
乾九兵衛	〃 2	1,000	100両 銀45匁
杉山戸右衛門	〃 3	65	6朱

天保十四年十二月、三、〇〇〇両借用した分が、同年五年賦の最終年である。うち泉甚分は推定五〇〇両とみると、元金一〇〇両と利六兩を返済したとみられる。ただし十二月に改めて一、五〇〇両借用しているが。

かくして三種の金融をえていたが、嘉永元年について判明する分では、町方別口貸付金、清水家下ケ金の二口である。しかし、これでは元金返済をいれても八五〇兩には及ばない。したがって別途に借入金があつたと考えられる。判明する限り嘉永期では、両藩と酒井・乾など

の諸氏から預り金をしている。これらの借入金は中橋店が掛屋として勤めていた家の負債引請分も多いと思われるが、嘉永元年分は二口、二、六三〇兩となっている。年利四分五厘で、乾九兵衛のみ九分となっている。商人からの借入金は札差十一屋善八から嘉永元年四月の一、五〇〇兩をはじめ、同五年までに、八口・一万兩を月利五〇兩一分(五厘)で借用しているのがみられる。これはすべて三カ月以内で返済されており、短期融資である。⁽²⁸⁾

八五〇兩の利払が、どのような借入金によるか正確には示しえないが、相当の借入金や預金があったことは明らかであろう。

第4表に戻って、支出に米売損が計上されている。投機を禁じた家であるから、この欠損も同年通常の米売買での売損とみられる。約五万俵の扱い高があったが、「緊用識」には「嘉永二年正月晦日改米店米俵數有物」として、売却残米三九石八斗一升五合をあげ、同様二月晦日には一二石三斗四升五夕を記している。この米の産地は、越前・越後・下総・(相模)神奈川・(武蔵)比企・埼玉・河内・常陸・上野・美濃に及んでいた。

最後に支出の過半を占めるのが台所用である。三〇名前後の店で一、一〇〇兩余の台所用は出費が多いといえる。札差業では札旦那の接待、仲間付き合ひも派出にならざるをえなかったであろうが。

以上、嘉永元年の経営収支を説明した。小額とはいえ赤字になっているのは泉屋甚左衛門店の苦況を示している。その原因がどこにあるかは本章の冒頭に簡単に指摘しておいたが、家業の支柱である銅山業不振のため多額の送金をしたのち、天保改革にみまわれた。しかも別家泉茂や泉平の不振が泉甚にまで及んだこと、そして中橋店休店という悪条件が重なったのであった。ここ

第10表 平右衛門借金覚

貸主	金額(兩)
橋太郎	462
中孝兵衛	200
又次右衛門	180
茂淺草	100
	45
	1,640
計	2,627

ではもつとも直接的に影響のあった泉屋平右衛門店の始末について触れておこう。

さて泉屋平右衛門は清水家札差であるが、経営は悪化し、弘化二年(一八四五)札差御免となり、坂倉屋治郎左衛門に譲った。泉平は第8表の札差四の中の一人で、共同でも多額の融通を得ているが、個人でも、天保十年十月、二、〇〇〇兩・年七分、同

十四年十一月、一、〇〇〇兩・年八分、同十五年六月、一、〇〇〇兩・年二割・五年賦で借用している。弘化二年廃業にあたって、泉屋甚左衛門は請人として返済を肩代りした。この金額は一、〇〇〇兩・年三分・一〇年賦、一五〇兩・無利息・一五年賦となっており、安政七年(一八六〇)二月には残金三九〇兩を二〇年賦返済を願っている。弘化二年の返済条件が無利息・長期年賦と有利なものであるのは、泉平の負債を保証人として引請けたためと考えられるが、この返済は予定通りおこなわれず、安政七年でも多額の残金があった。

泉屋では泉平の内部的決済は、まず泉平の札旦那を引請けたことで、八家・二五〇余兩の証文が残されている。また泉平は別家の際、本店よりの退役金があり、少くとも六〇〇兩は本店が預

っていたが、これを決済がつくまで本店預りとし、年利八朱で二四匁を渡すのみとしている⁸⁰。したがって決済ができなければ六〇〇両も借金の引当としたのであろうが、泉甚の返済額からみれば、おそらく借金は退役金を上廻ったとみられる。また嘉永二年「東都兩店緊用識」には「別家平右衛門口々借金書拔」として、六口計二、六二七両を計上している。江戸兩店の他に、泉屋関係者個人の貸付もなされ、又次郎は米店対談方、茂右衛門は札差であるため、立替えたものとみられる。これらの立替金は清水・田安家拝借金を完済のち金高に応じて割済にすると記している。弘化二年から若干の年数を経ているが、このような負債があることは、平右衛門店の経営が相当のものであり、一旦、不振になれば急激に負債が増大したことを示している。この平右衛門店の没落は、泉甚にも多大の影響を与えたのであった。泉屋と別家の関係については改めて触れる機会もあるが、いずれにせよ現代の雇用関係とは異なる密接な関係であった。

以上、泉屋甚左衛門店の経営について明らかにしてきた。本家への送金は他の札差とは異なるところであるが、一般的には幕府政策が札差業に与えた影響の大きさを知ることができる。そして仲間、別家の保証による負債の増大は、斯業全般の不振と関連があるが、これらが泉甚の負担になったといいうるであらう。

註

⑦③

「東都兩店緊用識」によれば、嘉永二年正月分・二月分の金銀請払いが記されている。これによると、別表のよ
うな金銭出入がみられる。内は内入、払は支

	金(兩)	銀(匁)	銭(文)	
正月	内払残	2,030.1	14.18	162,679
		618.2	14.18	19,457
		1,411.3		143,222
2月	内払残	6,001.1	2,535	164,757
		4,144.3	2,535	97,270
		1,856.2		67,483

払、残は残金とみられる。月によって商い高が異なるが、しかし二月のように数千兩の金が動いている。

⑦④

年賦金五、二〇〇兩は、予想外に少い。文政年間五万兩の一割である。この数値は一部分であるのかも知れない。実数とすれば原因を明らかにしなければならぬが、推測の域をでない。

⑦⑤

年利一割は少く、五分〜八分が多いから、借入金額は一万兩を超えると推定できる。また、利払には元金返済は含まれていないとみるのが自然であろうが、なお断定はできない。もし元金返済分を含むとすれば借入

額は少くなる。

⑦⑥

清水家下ケ金は幕末にかけてもおこなわれた。文久三年（一八六三）三月、泉屋甚左衛門が清水御勘定所宛にだした願状によれば、同年の安利年賦返済令により「御札旦那様方跡々御用辨差支難澁至極」となったので「先達中、天保度之御振合茂御座候御儀ニ付、御下ケ金奉願上候得共、當節柄之處發輝与御沙汰ニも難被爲存段被仰渡奉承伏候」とある。天保十四年無利足年賦返済令には清水家御下ケ金がなされ、文久度にも願ったが、結局、実現しなかった。そこで泉屋甚左衛門では「當御役所々平右衛門に拜借仕候御濟方私引請上納仕來候分、當亥春々來卯年迄御貸居、翌辰年々五〇ケ年ニ割合上納仕度奉存候」と願っている。平右衛門は淺草別家・清水家札差であるが、彼の拜借金で甚左衛門店に引請けた分は、今後五カ年据置きうえ五〇年賦上納を願ったのである。清水家蔵元として、破格の条件で返上納を願っているのであった。このように

清水家御下ケ金は幕末まで及んだとみられる。

⑦⑦ 借入金というか預金というか、これはかなり多い。

文政・天保期には、武士とみられるもの八名で、一一口・二、一五五兩の預金がある。利息は年利三分から八分である。

⑦⑧ 他に安政二年九月、札差妻屋清兵衛から三〇〇兩・四

〇〇兩、同年札差森村屋利三郎から二〇〇兩を借りて

(二) 札差業務の実態

札差業は札旦那との取引であるが、その実態については、幸田成友氏の研究を除けば、ほとんど明らかにされていない。泉屋甚左衛門店には経営基本帳簿が残っていないため、取引関係のあった札旦那の全貌を知ることができない。泉屋茂右衛門店の慶応三年（一八六七）十二月、同四年正月付「御用立金書抜」によれば、札旦那二〇一名、用立金七、八七〇兩一分となっているから、泉甚は少くとも倍数四〇〇名の札旦那がいたものとみられる。この札旦那名は泉甚については、残された証文などから一部を知ることができるのみで、それらはまた大部分が役職も低いか、無

いる。年利一割である。なお十一屋善八は泉甚の請人

で、安政五年老中太田備後守道醇の蔵元となり、蔵米三万俵を十一屋・二万俵、泉甚・治兵衛各五、〇〇〇俵で扱っている仲間である。

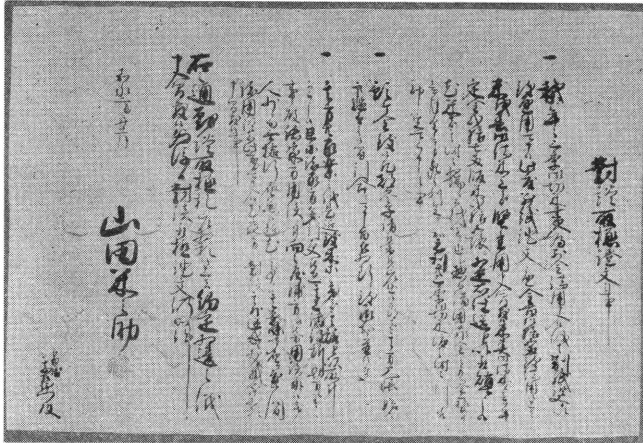
⑦⑨ 「無表紙覚帳」

⑧⑩ 弘化二年七月、本店頭役義右衛門金子預り証文など。

役の者であるらしく、「武鑑」「柳營補任」などにも書かれていない。したがって、取引札旦那の特質を明らかにすることはできない。

そこでつぎに札旦那との取引の具体例を紹介しておこう。もともと文書を多く残しているというので、御家人山田米之助についてみるのが良いであろう。山田は本高二〇〇俵・小普請組であるから、幕府の役職にはついていない。彼が泉甚との取引を開始したのは嘉永二年（一八四九）であるが、同年十一月付で「御藏札差頼證文之事」「對談取極證文之事」とある二通の証文をかわしている。まず前者は頼証文といわれ、藏宿を依頼するため、札旦那より札差に出すものであり、これは文面も一般に定まっている。内容は六カ条で、まず札旦那が禄高を明記して札差を依頼したこと、春・夏借米・冬切米請取手形を渡すので、手続きの上、米金を請取り、米は「御藏時之相場ニ賣拂、勘定相立」つよう記している（第一条）。前借は金三〇両に月金一分の利足（第二条）、札差料は高一〇〇俵に金一分（第三条）、払米には米三五石につき金二分（第四条）の手数料を支払うとしている。つぎに「他所ニ而米金及借用候節、其方に請負印形相頼申間敷」（第五条）、勘定はその都度に諸帳面を調べ、明確にする（第六条）などを約している。この内容は、幕府がほぼ規定しているところで、札差業で一般に文例が定まっているものであった。

これに対し、後者の対談取極証文は取引関係における個別的な内容をもつものである。すなわち借入金とその返済方・賄金の規定（第一条）、取引きに際して印鑑の確認（第二条）、用談についての取極め（第三条）の三カ条である。この対談取極



嘉永二年 山田米之助対談取極証文
宛先の泉屋甚左衛門名が、山田より小さく書かれている。

めの内容的にも興味深い。まず札旦那への貸付金を明示し、返済方法を記している。山田は一八五両を借用しているが、来春より年定金二七両・飯米二五俵を送られ賄料とするとしている。このように札旦那は札差により財政的に全く管理されているのであった。この両者の関係から、第三条にあるように、用談があれば山田から申入れるとか、夜分の対談は頼まないとか、札差が優位にたった内容となっている。通常は頼証文とともに、前金借用証文を入れるので、山田も一八五両の借用に当って他に証文を書いている。しかし、対談取極証文はさらに詳細な約

定を含んだものである。結局、取引開始には頼証文・対談取極証文・借用証文の三通を札旦那と取り替わしたのであった。

また取引開始には、札差からも覚書をいれた。文久三年（一八六三）九月、泉屋甚左衛門「覚」は、竹内氏（十太郎家）用人宛に、

一 御用立金ニ而禮金御酒代ケ間敷儀一切請取不申候

一米金御用立候節者高利月踊之利足決而請取不申候

一 仲ケ間請負之外、他所之金子に奥印并諸請合等ニ似寄候儀決而不仕候

の三カ条を示している。ただ、この「覚」は一札の形式を取っておらず、蔵宿を仰せ付けられたので、「爲後日此段御斷奉申上置候」となっている。誓約というより心覚えといった内容であった。

また札旦那によっては、取引に関して立会人を置くことがあった。たとえば元治二年（一八六五）正月、泉屋甚左衛門宛竹内十太郎・新五郎「一札」によれば、「我等勝手向辨利取締」や蔵米勘定米金借用には星野勝藏に立会をさせ、彼と竹内の両印を用いるとしている^⑧。このように札旦那でも専門の代理人をたてたのであった。

取引が確定すると、つぎに山田の旧札差との引継が行われた。札差を替えることを転宿という

が、転宿は札旦那が「我等勝手に付」と理由も示さず旧札差に通告するのみである。新札差は新規の札旦那を受入れるに当って、家政の状況を調査したと思われるが、大体において引請けたであろう。札差業は一定の取扱高が必要であり、また、貸付金も蔵米という比較的確実な担保があるので、危険は少かったからであった。さて、山田米之助の場合、旧札差である伊勢屋清左衛門より次のような文書がきている。すなわち

覺

御高貳百俵

御小普請

山田米之助様

御立替金

(割印) 一金百五拾六兩貳分ト

四匁七分三り

右之通御用立金ニ御坐候、此外米金共御出入無御坐候、爲念申送候、如此御坐候、已上

西十一月十八日

伊勢屋

清左衛門 (印)

泉屋

甚左衛門殿

札差業と住友

第11表 山木數馬負債

貸主	貸金(兩)	同銀(匁)	返済額(兩分)
森村屋次郎兵衛	1,610	10.5	6.3
坂倉屋作兵衛	141	7	11.1
同右突金	344	4.17	
会所金	145	7.5	11.1
計	2,242	29.92	54.1

である。旧札差伊勢屋は山田への貸金を新札差泉屋に通告し、これに對して泉屋は貸金の肩代りをおこなったから、金一五六兩式分と銀四匁七分余を伊勢屋へ支払ったらしく、翌十一月十九日付で伊勢屋清左衛門代理米藏の「受取覚」が残っている。このように転宿には、旧札差との貸借関係を清算するのが例であった。ただし、新藏宿が前借分すべてを引請けるのではない。山田米之助は前藏宿とのみ貸借関係があつたので話は簡単であつたが、山木數馬の場合は複雑であつた。山木は大番組頭・高六〇〇俵の旗本で、嘉永二年に取引が始まつたが、その借財と返済方は第11表のようである。

すなわち四口の異つた種類の借金があつた。これに對し、同年八月十三日付で前藏宿坂倉屋作兵衛に泉屋甚左衛門が支払つたのは、御突金とある三四四兩余であつた。そして改めて甚左衛門は山木に四四五兩を用立てている。このように転宿のときには、すべての借財を肩代りするのはなく、突金とよばれる同年の用立金をのみ肩代りすることが一般的な慣習であつたようである。泉屋に残された証文は、ほぼすべて突金のみ肩代りとなつている。

第12表 山田米之助賄方内訳

費目	実数	金高(両分)	備考
本高	200俵	70.0	
賄金	27両	27.0	
飯料	25俵	8.3	
札差料	2分	0.2	100俵1分
売側金	1両	1.0	100俵2分
利息	18両2分	18.2	185両年1割
残金		14.1	

さて札差と札旦那の取引関係についても、山田米之助を主にみていこう。まず取引開始に当たって、山田は旧札差伊勢屋との借財一五六両二分・銀四匁七分三厘を泉屋に肩代りしてもらった。そして対談取極証文には金一八五両の前借となっている。これは新たに二八両余の借金をしたことを示している。これは十一月より翌年春迄の経費であり、借金の増加であった。そして春より年金二七両・飯米二五俵の賄料を定め、残金米を借金返済に宛てている。このように転宿に当たって新規の負債ができるのは、当時の旗本・御家人の財政情況からいえば当然といえることであ

った。ところで、この内容を実際に即してみると、次のようになる。すなわち、蔵米相場一〇〇俵三五両として計算すると、第12表のようになる。利息は三〇両に月一分で年利一割であり、月毎に異動がある可能性もあるが、一応、年間として計算した。とすると、山田氏は高二〇〇俵で金七〇両として、五五両三分が賄料・手数料・利息となり、残金は一四両一分である。これを借金返済に宛てるとすれば、次年度から元金減とあいまって、九年目には完済になる計算であった。したがって泉屋としては

山田米之助との取引は一定の成算があつたといふべきであつた。

しかし現実は机上プランのように運ばない。この賄料で生計を維持できたか否か明らかではないが、恐らく泉屋以外の借財もあり、借金返済どころか、新規の借金が増加している。嘉永七年十一月、山田米之助の「入置申書付之事」によれば、同年二六兩二分余を融通され、結局、嘉永二年当時の借金は一八五兩の他に八五兩の借金となつている。そして改めて

來卯春、別紙證文之通、金百八拾五兩者壹ケ年金拾兩減り、金八拾五兩者別口壹ケ年金五兩減シニ致、飯米之儀者壹ケ年米貳拾五俵ニ相定、差引残り勘定手取金を以取賄、公

私何様之非常入用出來候共、聊用辨相頼申間敷候

と返済方などを定めている。この約束も実現は困難であり、その後も、判明する限りで、安政四年（一八五七）・一〇兩、同五年・七兩二分、文久二年（一八六二）・九兩と新借がなされている。ところで注意すべきは文久二年の総借財高は二二〇兩と二七兩であることである。このことは全体として新借があるにもかかわらず、嘉永二年に二七〇兩であつたことからみれば、二三兩減となつている。したがって新借分を上廻る返済が行われたことは確かであつた。おそらく毎年一五兩の返済が行われたとすれば、八年間で一二〇兩となり、新借や利息があつても、借財は漸減する

傾向にあった。

かくして山田米之助を例にみるならば、借金は時期により増減する。このことは、それが増加の一端を辿り破局を迎えるといった情況にないことを示しており、札差業として一定の経営基盤であるといつてよいであろう。⁸⁰⁾

つぎに他の側面で注意すべきなのは、札差業が自己資金による貸付を業とただけでなく、他より預金をおこなっていることである。清水家を始め三卿が札差への下ケ金をおこなったことは指摘したが、これは清水家による預金ともみることができ、札旦那の一部にも、かかる例のあったことは先の「緊用識」にも明らかであった。慶応三年（一八六七）十一月、改正役所宛泉屋茂右衛門「願状」の一節に「御諸士様方多分之御預金御座候處、俄ニ夫々御引上ケ被仰付候」とあるのも、それを裏付けている。⁸⁴⁾これらの金額は札差救済金の類ではなく、明らかに札旦那による預金であった。両替商においても、両替・金融などのほか、預金をうけていることが判るが、札差も同様であった。従来、旗本御家人の財政窮乏が一般的前提として分析されているが、たしかに大半の者に該当するとしても、上層の旗本などには、預金をおこなう余裕のある者がいたのである。

註

⑥1 泉屋甚左衛門店の札旦那で判明するものは、一〇〇名
たらずである。

⑥2 札差との交渉に、札旦那は牢人などを雇い強談判をし
たが、立会人は恒常的な代理人であろう。

⑥3 旗本財政の分析は支配・貢納関係を除けば少ない。渡
邊一郎氏『幕臣岩瀬氏関係史料』一九五八年、山口徹
氏「幕末期における旗本財政」社会経済史学二八卷二
号、K・ヤマムラ氏『日本経済史の新しい方法』ミネ
ルヴァ書房、一九七六年などが目につく程度である。

したがって、その面からの全面的検討は困難であるが、
地方知行では領民への貢納を強めるなど、財政的に窮
乏はあるが、破局を迎えないまま、幕末にいたると考
えられる。このように特定の札旦那を長期的に追跡し
うる文書は他には残されていない。したがって全体の
貸付金の消長をつかむことはできないが、しかし、取
引開始にあたっての対談取極証文をみるならば、そこ
には例外なく、返済方法が明らかにされている。前出、

山木數馬では前々蔵宿とみられる森村屋分は焦げ付き
に近く二三八年賦となるが、坂倉屋・会所金は一三年
賦、泉屋分四四五両は年二五両返済で、約一八年賦と
なっている。泉屋よりの貸付金については一応の期間
で返済されるようになっていた。

⑥4 慶応二・三年と推定される文書案には、甚左衛門店が、
茂右衛門の札旦那山口駿河守に預金の返納を迫られて
いることが判明する。山口駿河守は直毅といい、高二、
五〇一石五斗、大身旗本で幕末には歩兵奉行・騎兵奉
行・外国惣奉行並などの要職にあった。山口は泉茂へ
八〇〇両預け、うち一〇〇両は五〇両宛二度にわたっ
て返納させたが、残金を滞納したため、札差請人であ
る泉甚へ交渉したのである。そのため、泉甚は四月
十月に八度、五〇両宛四〇〇両を返納したが、残金の
納入ができず延期を願っている。その他、慶応二年に
泉茂は佐々木大之丞から三三七両預り、返済せず、泉
甚が催促されている。

(三) 本家との関係

泉屋甚左衛門店は泉屋部内では浅草米店として一部門を構成していた。この管理は、先に記した「心得方」に、年々「精帳」を作成して本家へ報告すること、「店方三季落金随分勘辨致し、利金登せ方相増し候様相勤め申すべき事」として、利益は本家へ送るよう規定されていた。ここでは、さらに本家と米店の関係について述べておこう。

米店名儀は泉屋甚左衛門であり、支配人が名儀人となったから、表向は中橋店のように江戸出店ではなく、独立した経営となっていた。しかし、内実は本家が一切の指示をおこなっていた。文政・天保・安政年間に残された「諸用御窺控」は、各店舗より本家への伺い事と本家よりの指示を記した帳簿であるが、このなかから米店関係の主要記事を抜いてみよう。

文政十二年（一八二九）十一月十八日

浅草源助退役 在勤一カ年 目録銀一〇〇枚⁽⁵⁵⁾

天保三年（一八三二）十二月四日

札差坂倉屋次郎右衛門五〇〇両融通依頼。米店より報告とともに「同人殿義者至而氣性六ヶ敷、

御店御名前替之節世話ニ相成候仁ニ付、半金位、品ニ寄取替遣し不申而者、近々半兵衛義御名前引代り之時節ニも相成候」と意見を具申している。坂倉屋は有力者でもあり、支配人交替期も近いので、申入れ五〇〇両の半金二五〇両でどうか、というのであるが、本家でも二五〇両融通を認めている。⁸⁶⁾

天保五年六月五日

支配人半兵衛死去、跡清兵衛襲名。これは支配人の交替であるが、札差仲間から苦情がでたため、泉屋茂右衛門・泉屋平右衛門が周旋して話がついた。それで兩名に礼銀三枚宛を贈りたい。⁸⁷⁾

嘉永三年（一八五〇）六月

浅草末家徳右衛門悴兼次郎十三才を雇う。⁸⁸⁾

以上のように、奉公人退役・雇用については本家の指示を仰ぎ、たとえば嘉永二年十一月退役の茂助は米店よりの申告に対し、功績が少いと理由で目録銀を三〇両に減額している。雇用は江戸での雇入れは報告に許可を与える形式であるが、別に本店より奉公人の移動をおこない、各店との交流をおこなっている。つぎに札旦那への金融についての記事はないが、同業者である坂倉屋への融通や特別の礼銀などは本家へ許可をえていた。したがって「精帳」による監査だけで

第13表 大坂為登金

年月日	金額(兩)	備考
文化13. 7.	150	
14. 12. 16	150	
文政元. 12.	300	
2. 10.	2,000	
3. ~7.	各300	
天保 2. 2. 12	1,150	卯年為登金
2. 2. 21	3,000	丑年為登金
3. 12.	1,950	辰年為登金
4. 12. 18	2,000	巳年為登金
6. 11. 19	2,000	
7. 12. 19	2,000	為 登 金
8. 6. 14	2,500	為 登 金
8. 12. 12	2,000	
10. 5. 15	350	為 登 金
10. 11. 22	1,500	為 登 金

札差業と住友

なく、主要な問題は、すべて本家の管理下におかれていたといいうる。

また米店の利益から本家へ為登金がなされた。この送金は中橋店が扱い、改めて本家より請取がだされた。天保十四年二月九日付淺草店宛中橋店「覚」によると、一、〇〇〇兩を請取り「本家へ貢金之分慥請取申候」としている。為登金は貢金ともいったのであった。同年五月付江戸淺草米店宛本家勘定場「覚」は、一、〇〇〇兩の請取で「右者當卯年貢金ニ而慥請取申所如件」としている。このように為登金がなされたが、その金額は、どのようなものであったろうか。まず、文

化十三年（一八一六）以降の「年々為登金請取通」が残っている。これは冒頭に「文化十三年より為貢金百五拾兩宛年々定式為登金之分」とあるように、定額の為登金がなされたのに対する請取通であった。

これによれば、文化年間は一五〇兩、文政年間は三〇〇兩が定例の為登金で、貢金とも記されている。そして文政二年

には臨時に大名から金融を頼まれ、「當地(大坂)銀操不宜」として二、〇〇〇兩を送金し、また他に嵯峨清涼寺への立替金として一、〇〇〇兩、計三、〇〇〇兩を登せている。このような臨時の送金は天保期には頻繁であった。天保年間、浅草米店宛中橋店「金銀請取手形」によれば、第13表のようである。

若干の欠落分もあるが、本家への為登金は九年間に一万八、四五〇兩の巨額に上っている。当時、札差としての年間利益がどの程度であったか正確に判明しない。しかし文政年間の貸付金五万兩余、扱い高六万俵から推計すれば、少くとも六、〇〇〇兩以上の収入があり、化政・天保期では棄捐令前の水準に戻らないまでも年間二、〇〇〇兩の送金をおこなうだけの利益は上ったのである。しかし米店の経営内容からいえば、内部留保というか弾力性を失わせることになったであろう。文政年間には三〇〇兩の定額為登金であったものが、二、〇〇〇兩を超える巨額になったことは、本家の要請であり、折しも本家家政改革を実施しなければならないといった情況のもとで、米店としても苦心の送金をおこなったとみられる。しかし幕末には嘉永元年に二一兩余となるように、ほとんど不可能になっていた。

註

⑧⑤ 「諸用御覧控 二三」

⑧⑥ 「同右 二七」

⑧⑦ 「同右 二九」

⑧⑧ 「同右 三五」

(四) 中橋店との関係

浅草米店と中橋店との関係は、江戸両店として協力し、密接な組織関係があったが、同時に泉屋の営業方針として各店部の独立採算制と業務分担を明確にしていたため、中橋店との間にも厳密な業務分担・会計面での独立性をもっていた。このような組織形態は江戸時代において他の商家においてもおこなわれていたが、^{⑧⑨}泉屋は銅山・長崎貿易・掛屋・両替・札差などの多面的な営業部門をもっていたため、各店は一会社・一事業部門として経営をおこなわせ、その成績を明らかにするとともに、本家において統轄するという組織形態をとったとみられる。この点は、近代会社組織のあり方の先駆として注目してもよいであろう。

さて中橋店・浅草米店の組織上の関係は、まず両店の会計監査は、文政八年の掟では、「三季勘定相縮メ候上、兩店互ニ立會相改」めることになっており、また当初より年末決算には両店支配人がそれぞれ立会うことになっていた。

また中橋店は関東における泉屋内部の金銀取扱いを一手に仕切っており、浅草米店よりの為登金・送金は中橋店を通して本家に送られた。たとえば次のようである。まず中橋店に渡り、

覚

一金千兩也^(印)

右者本家へ貢金之分慥請取申候、爲念如斯御座候、以上

天保十四卯二月九日

中橋店(印)

浅草御店

ついで、本家よりの「請取覚」が届いた。

覚

一金千兩也^(印)

右者當卯年貢金ニ而慥請取申所如件

天保十四卯年五月

本家 勘定場(印)

江戸浅草
御米店

江戸四カ所掛屋敷の管理も中橋店がおこなった。宝暦年間の「心得方」に「宿賃ハ中橋造用へ下金の積にて大阪請に可致事」とあるが、米店の地代・家賃を計上し、それを中橋店へ納めたのであった。会計上、宿賃は管理部門である中橋店に納め、その造用にあてるが、これは本来、大坂本家へ納入するものであるから、直接に中橋店の造用として費消しても、名目は大坂本家より下し金として計上し、請取も大坂本家の請取にする、という内容であった。このように泉屋内部の金銀の動きであっても、区分は明確であった。

営業面でも両者は緊密な連繫をとりつつも、会計上の責任所在は明らかであった。明和頃と推定される「江戸中橋算用書抜」によると、決算で二一、二五〇両の資産中、

浅草遊金差入高歩之處返済五、〇〇〇兩

とある。これは米店より五、〇〇〇両を融通してもらい、中橋店借入金のうち高利の分を返済したのであった。中橋店との連繫は明らかであろう。これは両店間の貸借となったとみられるが、こうした関係は天保年間以降には文書が残っている。その幾つかを紹介しておこう。

天保十一年（一八四〇）正月、浅草店宛中橋店「覚」は、次のようである。

覚

一金二百九拾三兩二分 但證文一通

右者年々虎門内藤様より年賦金相下り候ニ付、當方證文ニ書込相成候間、爲念請取書差入候

天保十一年正月

中橋店

淺草御店

虎門内藤様とあるのは、日向延岡城主、七万石の大名内藤政義であり、内藤家とは文政八年以来泉屋が蔵元であった関係があり、また泉屋とは延岡紙の取引関係があった。二九三兩余の年賦金が返済されたのに対し、中橋店証文に書入れるのであるが、請取を米店に入れている。なぜ米店が関係したか不明であるが、おそらく米店より中橋店に相応の融通を行っており、形式的には貸越勘定で内藤家への金融は、このようなものではなかったかと思われる。

嘉永二年（一八四九）中橋店は一時休店になり、一橋家掛屋・田安家掛屋を辞退した。一橋分は渡辺屋熊次郎に跡を譲り、中橋店屋敷を彼に譲渡し、一橋家拝借金を肩代りさせたが、田安分は甚左衛門が引請けることとし、田安家拝借金九、四七〇兩を二〇年賦で返納するようにしている。⁹⁰のちに、この金額は本家が引きうけたとみえ、米店より中橋店への貸金にはなっていない。ただ

中橋休店前後に米店から八〇〇兩を融通した分は、年七分の利息金五六兩を慶応二年（一八六六）十二月まで計上されて請取手形が残っている。

また安政六年（一八五九）、中橋店は有馬兵庫頭の返納金三〇〇兩を借用したが、同五年十月より六年十二月まで一五カ月分の利息三一兩二分を米店に入れている。同じく元治元年（一八六四）九月二十四日「西條様御廻金納」分とし二、〇〇〇兩を借用し、「近日大坂表を差下シ次第、早速返済可致候」と中橋店より覚書を入れている。

このように淺草米店より中橋店への金融は盛んにおこなわれており、その収支計算がなされていた。

覺

一金五拾六兩也 但元金八百兩戊年一ヶ年分利足年七分

一金貳拾八兩也 但金七百兩大喜殿御渡之分 月百五拾匁つゝ

一金貳兩貳分 但壽松院普請金之分

メ金八拾六兩貳分也

内

札差業と住友

金三拾六兩貳分 　今日正金渡し

金五拾兩也 　手形

但此分來三月中返濟之積

右之通當年之分勘定仕候：

十二月十八日

中橋店（印）

淺草御店

年次不明であるが、幕末の覚書には、年度の決算がされ、利息の支払いなど正金での決済がされたことがわかる。この金融額は年度により異なるが、幕末では、三、〇〇〇兩と家質借入金七〇〇兩を月利一兩に銀五分として借金し、他に先の八〇〇兩や臨時の融通をうけていた。中橋店は幕末には経営難で本家としても改革に腐心しているが、米店からの援助がなされ、それには定額の利息をつけ、帳面上の決済だけでなく、現銀決済をおこなっていたのであった。

ちなみに文久二年（一八六二）十月、淺草米店「定書」によると、まず本家へ融通を頼む時は「御操出シ月々御入帳相成候迄年壹割之積り」とし、本家への取替金も同様に取計うとして細目を定めている。つぎに中橋店への金融は利息は年一割と同様で、月のうち十日迄に返済したならば一

〇〇両につき一日銀二匁宛、十八・九日頃返済は半月の積り、廿日以降は一カ月の積りにするとし、米店への金融も同断であるとしている。さらに別家への取替金は中橋店に准ずるとし、文久三年より実施すると取極めている。各店間の金融とその利付決済は、本家との間にも適用される原則であった。この年利一割は、他商人との取引でも七分・八分といったところが多いから、利息としては高いものである。また実際、中橋店への融通金利息も七分・八分で、一割は見当らない。しかし、これを泉屋内部の融通の原則としていることは、全体として一割以上の利益をあげうるとしたためと考えられる。したがって、泉屋の経営は相当の水準にあり、各店の独立採算制を基礎に繁栄していたことを知りうる。

註

⑧9 三井家・下村家などで類似の方式がとられている。

⑨0 嘉永七年九月「諸證文之控」には、安政三・四年に土

藏買代金・普請入用として三口九〇〇両を借り本家よりの送金で返すとしている。万延元年には四月十七日

・五〇〇両、同二十七日・一〇〇両、五月二十六日・

一、〇〇〇両、七月三日・五〇〇両、十一月三日・一、

〇〇〇両と、六口・三、一〇〇両を借用している。し

かし、五月二十六日分は二十八日に返済しているように、短時日の借用である。

(五) 茂右衛門店との関係

浅草米店と茂右衛門店との関係についてみよう。札差業を営む別家両店のうち、九兵衛店については、どのような関係にあったか不明であり、文化十五年（一八一八）閉店になったことが判明するのみである。これに対し、茂右衛門店との関係は若干の史料が残っている。これによれば茂右衛門店は米店あるいは直接本店より金融などをうけており、別家として緊密な関係にあったことを知りうる。

茂右衛門店の経営は、天保十四年（一八四三）無利息年賦返済令などの打撃をうけ、泉屋甚左衛門店に同居するほどであった。店舗は改めて開いたものの、幕末にかけて苦況にあったことは確かであった。文久・元治年間における本店勘定場宛茂右衛門「借用覚」は第14表のようである。

右の融通について、一見して判ることは、茂右衛門店は本店より短期融資をうけており、運転資金としたことであった。これは泉茂の経営難もあるが、通常の経営維持のためにも、本店が資金融通をおこなったと考えられる。ここにあげたのは証文の残ったものであるから返済分を含めれば（通常借金が返済されれば、証文は借主に戻すから、本家には残らない）、さらに回数は増

第14表 泉屋茂右衛門借入金

年月日	金額(両分) (匁)	返済期限	備考
文久元. 10	25	同2年2月	仮証文 1両に月利 銀4分
2. 3. 19	350	同3年2月 同月24~5日	
2. 11.	700		
3. 6. 20	50		
3. 11. 19	25		
元治元. 3.	53.1 銀5匁	同2年12月	1両=付, 月厘 銀3分5
元. 3.	450	10カ年賦	
元. 9. 8	25	同月10日	
元. 11.	200	同12月10日	

札差業と住友

すである。すなわち期限は、長期で四カ月、短期は二日後となっており、金額は二五両から七〇〇両と巾があるが、要するに茂右衛門店は必要に応じて本家より融通をうけたのであった。ただ証文の宛先が本店勘定場となっており、甚左衛門店ではなかったが、それは甚左衛門店より融通をしなければならず、実際は直接に泉屋へ金融をしたとしても、これは本店の融通という形式をとったのであった。文政八年(一八二五)「定書」にも、札差家業の外では、

利付貸先があっても本店の許可がなくてはならないという条項があったが、ここでも本店との取引になっていた。利息は一両につき月銀四分と三分五厘であり、年利にすれば八分と七分になっていて、先の泉屋内の規定より低い。

また茂右衛門店への融通には、茂右衛門が金融をうけている利倉屋勘兵衛・同庄左衛門への融通もあった。嘉永七年三月、泉屋甚左衛門宛利倉屋両名借金証文は一五〇両であるが、この抵当として、茂右衛門より請取る札且那年賦

金について書上げている。それは一四家、金一九二兩三分・銀七匁七分三厘で年間返済金は金一四兩・銀一三匁七分一厘であった。泉甚は泉茂との関係で利倉屋への金融をおこなったのである。かくして茂右衛門店は泉屋を背景に、幕末での営業を続けたのであった。^⑨

註

⑨ 茂右衛門店については若干経営もわかるが、改めて紹介したい。ここでは概況をみておこう。幕末の当主は常陸出身の養子で、常陸地方への金融もおこなっている。茂右衛門店は慶応三年には全く経営的に行詰っていた。「茂右衛門借銀始末一件書類」と題された文書袋には、幾通かの書類が含まれている。

慶応三年十一月、茂右衛門は改正役所宛に「當夏御上納引殘金一千九百七十二兩二分并ニ十ヶ年賦拜借之御分共、當卯冬ノ元利之内へ一ヶ年金百八拾兩宛三季ニ割合御上納仕度」と願ひ出た。窮迫の理由として御諸士様方多分之御預金御座候處、俄ニ夫々御引上ケ被仰付候ニ付、困惑之餘無是非無利成他融通金操込、追々相届候程宛返金申上候ニ付、猶更不應セ

多分之借財相嵩、彌以難澁仕候間、御札旦那様方御轉宿御願申上、右御立替金ヲ以、當春夏上納可仕心得ニ御座候處、是以行届不申切迫仕候

としている。これをうけて、笠倉屋喜右衛門・伊勢屋七兵衛・泉屋甚左衛門・後藤屋七右衛門・利倉屋源右衛門・和泉屋源兵衛・十一屋善八の七名が加判人組合として願ひ通り聞濟みになるよう上申している。ここで注目すべきは、泉屋茂右衛門店が諸士の預金引上げにより返済に無理をしたと述べていることである。先述したように、札差は札旦那への貸付を行うだけでなく、預金をも得ていたので、これで資金面のやりくりを行っていた。慶応元年淺草大火で類焼した上、恰も幕末多事の時に当り、將軍家茂により長州再征などが

なされ、旗本・御家人の多くは動員をされたから、軍資金として預金の引出しにかかったと推定しうる。もちろん他方では泉茂より融通をうけていて、返済不能もいたから、札差業としては難局にあったに相違ない。泉茂はこの苦況を乗りきるため、札旦那の転宿すなわち札旦那を譲渡することで切り抜けようとした。

年月日	用立金	銀	人数(名)
慶応3年12月	3,178兩2分	14匁4分9厘	58
〃 (焦付分)	782兩1分	7匁8分2厘	14
〃 4年正月	3,909兩2分	14匁3分6厘	129
計	7,870兩1分	36匁6分7厘	201

とくに淺草米店―泉甚は請人であり、この影響をうけている。泉茂は改正役所よりの拝借金を期日になっても返納できなかったが、この支払いを、泉甚の拝借金より納入を求められ、泉甚では御定日迄の延引を願っている。

ところで、泉屋文書には、慶応三・四年の泉茂

「御用立金書拔」が残されている。先の経過からみれば、借金の抵当として、泉茂が本店へ書上げたものであろう(上表参照)。

この書上げは、泉茂の全貸付高のうち何程になるか不明である。しかし衰退しつつあったとはいえ、なお七、八〇〇余兩の貸付金があることは注目しうる。うち焦付分は一割程度であった。

結局、明治元年六月廿二日付茂右衛門一札では、「當節之場合ニ至リ、最早何様ニも仕法之附様も無御座」として、仲間よりの受取金三〇〇兩を本店へ預け、家財道具等迄賣拂、右御店様江御預り申置候金子三百兩餘分并ニ右賣拂ひ候代金共ニ而諸財濟方致、相片付申度として

幕末維新の変動のなかで、札差業は打撃を受けたが、泉屋茂右衛門店はここに閉店となったのであった。

六 むすび

本輯では、泉屋における札差業をとりあげてきた。ここでは大坂に本拠をもつ銅山師銅商泉屋が、江戸に進出して金融業をいとなみ、札差仲間でも屈指の地位にあったことを明らかにした。また札差経営の実態、寛政棄捐令などの幕政がもたらした影響など、幾つかの新知見を加えることができたと考える。しかし淺草米店の札差業と関連の深い江戸中橋店とその掛屋としての業務や、明治維新による札差業の終焉などについては別輯に譲ることとし、本輯ではとりあげなかった。

付
録

住友札差関係資料

解題

諸店心得方

(一一五頁)

「諸店心得方」とあるが、内容からみて淺草米店に対する心得書であることは明らかである。辛未七月とあるから寛延四年(一七五二)吉左衛門友昌・理兵衛友俊により制定された。これ以前、泉屋でも家法を定め店制を整えているが、これはその一環であるとともに、淺草米店経営についての詳細な規定をおこなっており、札差業の実態を示す重要な史料である。本文は原文が見当らず、「垂裕明鑑 卷之十」の記載によった。

淺草米店定書

(六一八頁)

文政八年(一八二五)五月、当主吉次郎友聞ともひろが制定したもの。一四カ条にわたる。寛延四年「心得方」に営業面での規定があるが、これを補うものである。同時に中橋店にも出され、若干の条々について加除がある。控を底本とし「年々諸用留 拾貳番」の記載により校合した。

住友友聞江戸両店論文

(九—一〇頁)

文政七年(一八二四)、当主友聞が江戸中橋店・浅草米店に対し、行儀作法を守るべきことを諭した。化政期の江戸における、出店奉公人への戒告として、また商家における奉公人の躰として注意すべき内容である。通常の店務には吉次郎の署名であるが、友聞とあるのは、内容と関連があるかも知れない。

浅草米店損益・収支概要

(一一—二五頁)

嘉永二年(一八四九)、浅草米店と関係も深い江戸中橋店が休業した。この再建策を検討するため、本家より手代治右衛門が東下したが、このとき米店の調査もおこない、嘉永元年の損益決算と、同二年正月・二月の収支勘定・在庫を書きあげている。米店関係としては、経営内容を示す基本帳簿は残っておらず、これが唯一の例である。底本は治右衛門自筆とみられる「嘉永西中春 東都両店緊用識」と題した横帳から、米店分を抄出した。

清水家蔵元関係資料

(二六—四三頁)

天明八年(一七八八)泉屋甚左衛門は徳川三卿の清水家蔵元となった。清水家蔵元の業務は札差業の拡張といいうるものであり、かつ下ケ金を通じて札差仲間での一定の地位を保証するものであった。

〔清水家蔵元就任経過〕 蔵元就任には清水家より詳細な調査がなされたが、業務内容についての誓約、身上報告をおこなっている。これは蔵元業務内容の概要を示すとともに、泉屋甚左衛門・別家茂右衛門の財産状況を伝えるものとして重要である。「年々諸用留 九番」所収のものを底本とした。

〔清水家札差勤方申渡書〕 寛政四年(一七九二)、清水家蔵米取扱いのため、札差を定めたときの申渡書である。当時、清水家は幕府米蔵より禄米が支給されていたので、札差と同様の業者が必要であった。ここでは職務内容を申渡し、蔵元・札差が請書を出している。浅草米店「無表紙覺帳」によった。

札旦那取引証文例

(四四—四九頁)

泉屋文書には、札旦那との諸証文が多数残されている。これらは当時の商慣例として文例もきまつており、かつて幸田成友氏が紹介されたこともあった。しかし未紹介の文例もあり、ここでは取引開始時の「御藏札差頼證文」「對談取極證文」をはじめ、時々借用証文を残している山田米之助分諸証文をあげておく。同一人物との取引証文として、もつともまとまったものである。また旧蔵宿との決済証文も保存されているが、これは本文中に紹介した。なお山田は小普請組、本高二〇〇俵の御家人である。

文政二年株仲間入用割表

(五〇—五一頁)

泉屋本「業要集 下」には、「當時札差名前組合人數如左之」とある項目に、泉屋手代の覚書とみられる朱註があり、文政二年正月の調査にかかる仲間入用割が記載されている。これは札扱い高「壹萬俵ヲ壹人、千俵を壹歩」として割当てたから、当時の扱い高概数を知ることのできる貴重な史料である。

右諸資料の印刷に当っては、底本の原形を存するに勉め、当字・略字・仮名遣等は成る可く旧に依った。

諸店（淺草米店）心得方

- 一 御屋敷勤方可致大切候、并御切米勘定差引等無相違入念可申事
- 一 御屋敷御切米手形御扶持方參候ハ、能相改請取可申、萬一墨付有之候ハ、其使を待せ置、早速書替所へ相伺、其上請取書差出可申事
- 一 御書替所御證文下書差出候ハ、扣帳ヨ留置可申事
- 一 御書替所へ出候役割人數立會の上、前夜ヨ御手形入念拵置、早朝持參、引替の上、御札能々相改、隨分大事ヨ取扱可申事
- 一 御切米御扶持方玉入ヨ參候者、役割人數立會の上御手形能々相改、玉組帳と讀合致押切前夜ヨ玉拵置、早朝持參可致事
- 一 玉落候ハ、役割の者早朝御藏へ金請取可參候、外役の者其外如何様の用事申來とも、其者へ相讓歸宅致間敷、同役之者參候上、代り可申事
- 一 御米於御藏場相渡候ハ、早速割判店へ差越可申、直段ハ節季任ヨ可致、隨分方々承合賣方出精可致、節季當ニ致してハ手抜け有之候間可有心得、直段相違有之、外より相知れ候てハ、出

役當人役義相立不申、能々相心得可申事

一 御屋敷方御用金之義、支配人可致相對、金子ハ如何様被仰付候共、御用立申間敷候、且又是迄御借用方御定有之屋敷方不勝手ニ付被仰聞候ハ、支配人承合熟談の上返答可申上、決して自分了簡を以取計申間敷候事

一 御屋敷方御用金之御證文金高、日々金子帳と押合、銘々様紙判袋ニ仕廻可申事

一 御藏御書替所へ出勤の者、場所仕廻次第早速歸店、勘定手傳可申、玉落も申合、玉觸も可參候、是迄ハ日傭相雇候得共、一切遣不申様心掛可申事

一 米代金夜五ツ時迄ニ不致持參時ハ、金子方より催促可申、此方より請取ニ參事無用之事

一 向後一役申付候者、其掛の用向善惡不構、無遠慮可申出、其役手一存了簡不附申時ハ、器量も不相見候、其申出心得違有之時ハ、役頭より可申入、品ニ依り此方へ可相尋候事

一 手代共忠節を盡ニ於てハ新古の差別なく候、近來召抱の者も勤方出精の者ハ古來相勤候者と同前ニ致し、格式引直候様、新古相互ニ隨分出精可致事

一 子供遣方ハ、算筆ハ不及申、差配行儀等教可申候、病氣之節心付遣可申事

一 手代病氣之節ハ、傍朋輩共隨分心を付介抱可申候、龜略之取計於有之ハ、主人不忠と申者よて、

萬事能々工夫可有之事

- 一 三季利足勘定前格^(格)之通、精帳仕立差登可申事
- 一 毎日金銀米錢請拂日々相改、當座勘定仕、大拂受一ヶ月限支配人立會相改可申候、一ケ年總勘定之節中橋役頭立會、口々相改、押合印形の上、精帳相認、連名具印可致事
- 一 御藏御書替所御屋敷方御用よても支配人へ相斷可罷出候、公用よても無斷罷出候節ハ私用同然たるへく候條、銘々相愼可申、尤公用の外、私用他行ハ壹人宛よ可限事
- 一 札新規よ取申儀可相止、追て存寄ハ本家より差圖可申事
- 一 世帶向萬端無油斷、勘辨致し入用相減可申事
- 一 米店之義ハ美服著用相對申候儀、不相應よ付、向後綿服よ可限、勿論他行も右よ可準事
- 一 店方手代共綿服著用可致、外勤之節ハ其場よ應し、著用の品支配人より可及差圖事
- 一 店方相勤候者、親類縁者よても店方よ滯留爲致間敷候事
- 一 支配人行跡第一よ相愼、手代共不行跡相改可申事
- 一 是迄取替金不殘元利取立可申、向後内外共聊取替申間敷事
- 一 店方三季落金隨分致勤辨、利金爲登方相増候様相勤可申事

一 店商賣之外、手代共自分諸商賣堅致間敷事

一手代共別家申付候上へ、妻縁之義本家より差圖可申事

一米店名題之儀、追て可申付事

一米店地代宿賃、中橋へ勘定相立可申事

一 正米商賣其年の時氣相考、俵高賣買よ付利潤又損失有之、向後買置米或へ賣過米等堅可相止、

勿論月々入用米へ其時々買入可申、數月入用の買置米可爲無用候、米穀よ不限、總て思入商賣

堅致間敷事

一 店總人數向後半減相縮可申、尤米店開發より札數相增多用よ候得共、諸作法等皆々事馴候よ付、

勘定差引出來可申と存候よ付、左記の通人員相定候事

支配人 壹人 相對方助 壹人 金子方 壹人 玉 入 壹人 書 替 壹人

米取方 二人 賄老女 壹人 飯炊男 壹人 米請拂 二人 料理方 壹人

子供 二人

一 此度人數減し候上、家内火の用心別して入念、近所出火の節始末、兼て手配被申付、風立又へ

盜賊取沙汰有之候得へ、手代共申合夜番可相勤事

一 門口朝六ツ時明け、夜五ツ半限順々不寐番定置、出入改可申事

右之通相改申渡候間可相守、此外洩候儀ハ銘々存付次第取締、儉約第一ヨ取計、永々繁榮相續候様平生無油斷掛引可申、勿論店繁昌ハ主人ニ益有のみならず、自分の功ヨ成との心得ヨて十分の志を立、申合可相勤、別して支配人ハ厚心得可有之候、以上

(寛延四)
辛未七月

吉左衛門
理兵衛

淺草米店定書

定

一 御公儀様御法度賭之諸勝負堅相守御觸之趣、常々出入方并下男共に得与申聞、心得違無之候様、
精々遂吟味候事

一 札旦那様御役人様方御入來之節、不敬無之様大切ニ御會釋可致、若龜酒等差上候節者掛り之外
者白晝給酒致間敷候、大切之金銀取扱候ニ付、萬一手違出來候而者不相濟儀、堅相慎可申事

一 火之元第一之儀、子ノ刻限^(替)り起番致、拍子木を打、夜中家内見廻可申支

一 初更限ニ而出入之口々門差卸、手代分不殘顔付致、當役可相改事

一 非常之儀肝要ニ候間、平日心懸家内人數役割致置、土藏戸前并穴藏等入念致、其外御用書物類
大切之帳面等壹番ニ持出、宰領付取寄宜場所ニ立退候事

一 手代子供下男ニ至迄、出勤年月請判帳ニ相記、請狀等入念取置、其時々表狀ニ而本店ニ相届可
申支

一 新元服三年之間、子供同様相心得候事

一 當役之外、袖已上着用之儀遠慮可致候支

但名代者格別

一 札差家業之外、^(躰)金銀大切ニ取扱候儀者勿論、日々出入算用過不足相糺、無相違候處見届置、三

季勘定相縮メ候上、兩店互ニ立會相改可申事

但三季勘定之節者別家壹人立會可申支

一 是迄所持之地面之内借人無之場所者、地主ノ家建カシ候事も有之由、右等之節者本店へ申談相^(も)

斗可申候、并居宅掛屋數繕普請者格別、新ニ建直シ候節も同斷ニ相心得可申支

一 是迄無利足ニ而取替候分數口相見^(五兩拾兩ノ百兩已下之貸)ニ、其取立方不行届有之候、此等之分應對通手續を以、追々

取立可申候、右取立不相濟候内者、出入方又者懇意先たりとも取替金相斷可申事

一 札旦那様方御判物類入念相改、大切ニ取扱可申、并諸證文類同斷之支

一 札差家業之外者、利附貸先有之共、^(候脱)出金之儀一切差留置候間、一統堅相守可申、若利方宜存寄

も有之候ハ、本店へ申談之上取斗候事

一 浅草店甚左衛門名前直印之支ニ付、格別大切ニ取扱、札差并町用之外、金銀又者人請合等、都

而自己之取斗決而致間敷候事

付録 住友札差関係資料

右之趣、堅相守一統儉約致シ和順精勤可致候事

西五月

八

吉次郎

住友友聞江戸両店論文

覺

當家之風俗者他家新家之法令ニ不抱、從古來之行儀作法專相守可申事ニ候、近來江戸両店年若之者共行狀不亘趣相聞候、必竟頭役之者示教不取締故と相聞候、第一夜分不時人別改怠候故ニ不行儀成行候、前々申渡置候通夜中人別相改、欠人之分者初一念ニ而無用捨翌日吃度仕置可申付候、若慈悲心ヲ以仕置等閑候ハ、其者者彌不身持ニ成行、主家之慈悲と者不心付、放逸之身持ニ墜親之株職茂取失、或者身上穢(穢)可出と之心掛も無之、生涯之不爲ニ而、剩餘人ニ移行候様可相成候、其起本ハ若年之中頭取候者之教訓不行届故ニ候、左候得者主家之政事全不亘ニ相當、人を捨候事ハ不輕過失無此上も事ニ候、親共有之身分之者當家之風俗懇望ニ而勤茂爲致、能き人ニ成行候事頼ニ可存所、製害不行届不取締故ニ身持不行狀相成候事、深恨主名を汚さセ候義、重立頭取年(輩)倍之者重疊不忠不儀ニ候條、若年ヲ篤實ニ相勤候得者往々身許慥ニ成親之跡株繼候而、其者之代ニ者自然と當家之風俗押移り、前代者勿論、後世迄茂家之譽れ厚相成候、又者自身身上ニ取立候得者取初ル當家之風俗ニ仕立、本家之譽亘、惣而家名之掟行義風俗共他之そし里を受候事有之候

得者、是全頭取候者之不心得のかれかたく候、新ニ家を發シ、手代家來召遣候身分ニ成考候得者、已若年ニ嚴敷仕置政道請候事こそ忝可存當候
右之條々、篤と得心之上、頭役之者申合、兩店奉公人共に急度申渡、常々無怠様讀聞セ寫し張置、家筋之政道急度相守可申者也

文政七申年八月十五日

友聞（花押）

淺草米店損益・収支概要

始メ

酉正月晦日改米店

金銀請拂

金貳千三十拾兩壹分卜

拾四匁壹分八厘

錢百六拾貳貫六百七拾九文

金六百拾八兩貳分卜

拾四匁壹分八厘

錢拾九貫四百五拾七文

殘金千四百拾壹兩三分卜

錢百四拾三貫貳百貳拾貳文

外ニ

付録 住友札差關係資料

一金九拾六兩壹分也 茂右衛門預り

内金三百三兩壹分也 當座預り

三口差引

ノ金千貳百四兩三分也

此分正有物

一錢三拾貫三百六拾貳文 茂右衛門預り

一錢壹貫四百貳文 當座預り

三口

ノ錢百七拾四貫九百八拾六文

此分正有物

酉正月晦日改米店

米俵數有物

殘米三拾九石八斗壹升四合

一 壹石四斗六升 ぼし

一 越前米四俵但 三斗八升八合入
三拾七兩かへ

此石壹石五斗五升貳合

一 同米 五俵但 四斗壹合入
三拾七兩かへ

此石貳石五合

一 此企米五俵但 三斗七升三合入
三拾七兩貳分かへ

此石壹石八斗六升五合

一 下總米四俵但 三斗八升三合入
三拾六兩貳分かへ

此石壹石五斗三升貳合

一 越後米拾俵但 四斗三合入

此米四石三升

一 河州米拾九俵但 四斗八升入

此石九石壹斗貳升

一 神奈川米五拾俵但 三斗六升五合入
四拾貳兩貳分かへ

此石拾八石貳斗五升

ノ九拾七俵也

別家平右衛門口ノ借金書拔

一金四百六拾貳兩也

中橋店

一金貳百兩也

孝太郎

一金百八拾兩也

故兵助

一金百兩也

故又次郎

一金四拾五兩也

茂右衛門

一金千六百四拾兩也

淺草店

但前六口濟方之儀者兩御殿拜借皆濟之上ニ而年賦取集
之分取替之金高ニ應シ割濟之筭

外ニ

金百貳拾五兩也 淺草店當座長(帳)

但濟方之儀者向申年限り引取候筈

一年賦高金五千貳百兩程之見積り

内金三千貳百九拾壹兩三分者

但弘化二巳年より向亥年迄十九ヶ年之間、年々百七拾

三兩壹分ツ、請取候積り高

差引金千九百八兩壹分也

但十九ヶ年相立兩御殿返上納相濟候上へ、翌子年より

請取候年賦へ不殘割濟之方へ相向ヶ候積り

ノ

米店手代子供下男惣人數

一 酉四拾七才

仁兵衛

一 同三拾六才

庄右衛門

一 同三拾四才

又次郎

一 同四拾五才

喜兵衛

付録 住友札差關係資料

一同四拾六才

茂助

一同三拾四才

久兵衛

一同貳拾壹才

義八

一同拾七才

重兵衛

一同三拾八才

丈右衛門

一同拾九才

菊次郎

一同拾六才

要藏

一同拾七才

宗次郎

一同拾五才

秀藏

子供

芳松

駒藏

米藏

岩藏

文藏

下男
政助

久助

八助

彌助

六助

喜助

惣人數

貳拾四人

酉二月晦日改米店

金銀請拂

金六千壹兩壹分卜

内
貳匁五分三厘五毛

錢百六拾四貫七百五拾七文

付録 住友札差關係資料

金四千百四拾四兩三分卜

拂

貳匁五分三厘五毛

錢九拾七貫貳百七拾文

殘金千八百五拾六兩貳分卜

錢六拾七貫四百八拾三文

外二

一金六百八拾九兩貳朱也 茂右衛門預り

內金五百三拾七兩壹分貳朱也 當座長貸

三口差引

ノ金貳千八兩壹分也

內金五百兩也 穴藏有

此分正有物

一錢四拾三貫百拾三文 茂右衛門預り

一錢貳百九拾貳文 當座長預り

三口差引

ノ錢百拾貫八百九拾貳文

此分正有物

酉二月晦日改米店

米俵數有物

殘米百拾貳石三斗四升五夕

一五斗六升貳合 是し

一新方米拾四俵 但

三斗七升四合入
四拾兩かへ

此石五石貳斗三升六合

一神奈川米四拾貳俵 但

三斗六升五合入
四拾貳兩貳分かへ

此石拾五石三斗三升

一新方米七拾五俵 但

三斗六升七合入
三拾九兩壹分かへ

此石貳拾七石五斗貳升五合

付録 住友札差關係資料

一 八條米五拾俵 但 三斗六升九合入
三拾八兩貳分かへ

此石拾八石四斗五升

一 埼玉米貳拾八俵 但 三斗八升七合入
四拾兩かへ

此石拾石八斗三升六合

一 常州米拾四俵 但 三斗五升八合入
三拾五兩貳分かへ

此石五石壹升貳合

一 越後米四俵 但 三斗九升八合入
三拾五兩貳分かへ

此石壹石五斗九升貳合

一 上州米五拾俵 但 三斗八升入
三拾八兩貳分かへ

此石拾九石也

一 美濃米貳拾三俵 但 三斗八升貳合五夕入
三拾七兩壹分かへ

此石八石七斗九升七合五夕

ノ三百俵

嘉永元申年

勘定置上凡左ニ

一千五百四拾九兩ハ

三季利

三匁三分九厘

一 四百四拾六兩貳分

春方

七匁五分五厘

一 四百廿六匁三分ハ

夏方

拾貳匁三分八厘

一 六百七拾五兩壹分

多方

拾三匁四分六厘

ノ

一 百六拾壹兩貳分ハ

札差料

四匁七分七厘

一 百八拾貳匁貳分ハ

萬利

付録 住友札差關係資料

貳匁三分八厘

一七拾八兩^ハ

中入

拾三匁八分五厘

一五拾四兩貳分^ハ

店賃

四匁貳分

五口
金貳千貳拾五兩三分^ハ

拾三匁五分九厘

内拂

一貳拾壹兩貳分

大坂爲登

一三拾五兩貳分^ハ

町入用

拾壹匁九分壹厘

一八百五拾兩壹分^ハ

利拂

六分九厘貳毛

一貳拾兩壹分^ハ

差引
米賣損

五匁七分三厘

一千百三拾四兩三分八

六匁貳分貳厘

五口
金貳千六拾貳兩貳分八

拾四匁九分五厘貳毛

右
差引二而

凡三拾七兩程損損

一米店手代中連名

名前入

支配人

對談人

米方

大拂方

米請取

十六口
臺所用

司馬仁兵衛

高橋庄右衛門

堀 又次郎

坪田喜兵衛

加藤伊兵衛

中村茂助

清水方

石川久兵衛

勘定場役假

宮崎義八

見習

岡嶋重兵衛

臺所方

武盛丈右衛門

見習

松本要藏

小拂方

平野宗次郎

見習

松本秀藏

十三人

前髪 芳松

同 駒藏

子供 米藏

同 岩藏

同 文藏

下男 政助

同 久助

同 八助

同 喜助

ノ 九人

外ニ別家茂右衛門方召仕

松崎太兵衛

石川菊藏

ノ 兩人

惣人數二十四人

清水家蔵元関係資料

〔清水家蔵元就任經過〕

清水御殿御用最初

一 右御蔵元御用達吉田數右衛門殿齋藤三右衛門殿、天明八申年十一月中御役御免被仰付候跡、樞機在之家柄等申立、且御蔵元之儀者當札差家業ニ似寄候事ニ付、内々御樞機之方へ願込候所、當國同朋町鹿嶋屋太郎兵衛と申仁御内意を請、何角爲聞合、淺草店へ被罷越、祐左衛門ノ夫々申答候後、十一月廿五日右同人同道ニ而濱町御藏屋敷へ罷越、願意具申上候所、左候ハ、願書相認差出候様被仰付候ニ付、則差出候所、御勘定所に被仰上、追而御沙汰可在之旨被仰付候事、願書寫左之通

乍恐書付を以奉願上候

一 御蔵元御用相勤候吉田數右衛門齋藤三右衛門儀、此度御用御免被仰付候旨奉承知候、恐多御儀奉存候得共、右跡御用私ニ被爲仰付被下置候様奉願上候、乍恐私儀數代札差家業相勤罷在候所、蓮光院様御合力米御藏方御用先年被爲仰付、無滯相勤來り難有奉存候、且又私本家大坂表泉屋

吉左衛門義、先祖ヲ銅山御用奉請負罷在候義ニ御座候、此上乍恐、御屋形様右御藏元御用被爲仰付被下候ハ、冥加至極難有仕合奉存候、何卒御聞濟之上、願之通被爲仰付被下候様、奉願上候、以上

天明八申年十一月廿六日

泉屋甚左衛門

清水御藏御役所

同十二月七日清水御藏役所ヲ御呼出有之罷出候處、御藏元御用相蒙候儀ニ付而者、猶又内外御糺之筋有之、且御尋之次第御下書等被下、御尋之ケ條、一々請書差上可申旨、御奉行様ヲ被仰渡、相濟罷歸、其後差出シ候書付、左之通

御尋ニ付奉申上候

御藏元吉田數右衛門齋藤三右衛門御用御免ニ付、右跡御用私ニ被仰付被下置候様相願候ニ付、御ケ條を以、御尋之趣、御答奉申上候

一 御藏元御用被仰付候得者、三季御切米米金月々御扶持方等其外不時渡米金等之儀、御藏ヲ相渡候節、自身并重立候下代共御藏役所江罷出、向々藏宿ニ割渡可申事

此御儀

三季御切米并月々御扶持方其外不時之米金御渡之節、御差圖次第重立候下代召連罷出、向々御藏宿へ割渡可仕候、御切米御金渡之儀、當日於御役所御立合被遊候上、御銘々様御藏宿へ割渡可申候、御切米御扶持方共、於御藏庭ニ御拂ニ相成候分者、直段明白ニ書上可申候

一 御切米御扶持方御藏へ相渡候得者、外宿之分者於御藏庭ニ割渡仕、無遲滯諸向ニ相送候様念入申談、自分引請候分者、請取候日る三日限、遠近ニ不限、無遲滯附送り可仕事

此御儀承知仕奉畏候

一 御拂米有之候節者取扱并皮金之事(側)

此御儀

御拂米被仰出次第米買共へ申觸、入札等多爲仕可申候、御拂米皮金之儀者御用相勤候儀ニ御座候間、皮金頂戴不仕候而取斗可仕儀ニ御座候得とも、中買之ものへ申渡、所之入札取之候間、中買之もの渡世之儀ニ御座候間、右爲御手當米三拾五石ニ付金貳分宛之積を以被下置候様仕度奉願候、且又御買上米御座候節者被仰出次第其節之米相場所々承合、御差圖

次第其御場所へ罷出居、伺之上直段等取極候節、毛頭無私可成丈ケ御不益ニ不相成候様、
出情取斗可仕候

一御藏元御用被仰付候得者、證人何人差出候哉、札差之内身元慥成者可申上事

此御儀

私別家之内泉屋茂右衛門ト申者、同札差家業仕、新旅籠町ニ住居、家持ニ而表間口拾間・
裏行拾六間土藏三ヶ所家内貳拾五人相暮申候、所持之屋敷居宅共都合三ヶ所ニ御座候、當
時札差家業之儀者右ニ准シ相應ニ相勤罷在候

一其方札差家業ニ而諸向用立金并住居候家屋敷其外店見世向藏家作、當時暮シ方之儀、委細可申
上候

此御儀左ニ申上候

一金四萬貳千五百兩餘

但し諸向御屋敷様方へ當時御用立金高ニ御座候

一私居宅表口六間・裏行貳拾四間半有之候、兩面所持之屋敷ニ住居仕、土藏三戸前、當時
家内三拾人相暮シ罷在候儀ニ御座候

一 其方所持之屋敷有無何ヶ所間口奥行之間敷沽券等迄書上可申候

此御儀

私住宅表間口六間・裏行貳拾四間半之兩面屋敷、沽券凡六百五拾兩餘之持屋敷ニ御座候

一 中橋上楨町

壹ヶ所

表間口拾八間・裏行町並貳拾間

但し三方正面之屋敷

右沽券金千七百八拾兩

一 日本橋新右衛門町 壹ヶ所

表間口八間五尺五寸・裏行拾五間五尺三寸

右沽券金千兩

一 淺草諏訪町

壹ヶ所

表間口八間・裏行貳拾四間半

右沽券金七百七拾五兩

右三ヶ所之儀者銅山御用非常之手當ニ御座候間、沽券狀之儀大坂本家名前ニ而御座候、尤江

戸表引請之儀者諸事私取斗仕、大坂表本家同様之儀ニ御座候

右御尋ニ付奉申上候通、少も相違無御座候、何卒御藏元御用私_ニ被爲仰付被下置候様奉願上候、依之、證人印形仕奉願上候、以上

天明八申年十二月九日

淺草新旅籠町家持

證人 泉屋茂右衛門印

同所諏訪町家持

願人 泉屋甚左衛門印

清水御藏御役所

一同十二月十九日、淺草店御見分として御勘定御出役藤堂半左衛門様・御藏組頭御見習役中田小平様御兩人并鹿嶋屋太郎兵衛付添入來、御見分一通り相濟、又々書付出ス

乍恐書付を以申上候

淺草諏訪町

御藏元願人 泉屋甚左衛門

一 居室

表間口 六間
奥行 貳拾四間半

一 土藏三ヶ所内

貳間ニ三間 壹ヶ所
貳間四方 壹ヶ所
三間ニ五間 壹ヶ所

付録 住友札差関係資料

一 惣地坪 百四十七坪

但シ手前地面ニ而此沽券金六百五拾兩餘ニ御座候

一家内人數 三拾人暮シ申候

一 淺草御藏札差仕、御旗本様方其外御家人様方へ御用立金凡四萬貳千五百兩餘、當時取扱申候

一名主内藤治左衛門ト申候

一 抱町屋敷 三ヶ所

一 中橋上櫃町 壹ヶ所

但三方正面之屋敷

此沽券金千七百八拾兩

一 日本橋新右衛門町 壹ヶ所

此沽券金千兩

一 淺草諏訪町 壹ヶ所

此沽券金七百七拾五兩

是者銅山御用非常之手當ニ御座候間、沽券狀之義大坂本家名前ニ而御座候、尤江戸表引請之

儀者諸事私取斗仕、大坂表本家同様之儀ニ御座候

淺草新旅籠町
右證人 泉屋茂右衛門

一 居宅 表間口 拾間
裏行 十六間

一 土藏三ヶ所内 五間ニ三間半 壹ヶ所
貳間ニ三間 壹ヶ所

一 惣地坪 百六拾坪

一家内人數 貳拾五人暮申候

一 淺草御藏札差仕、御旗本様方御家人様方御用立金凡貳萬三千兩餘、當時取扱申候
右之通少も相違無御座候、以上

申十二月十九日

證人 泉屋茂右衛門印
願人 泉屋甚左衛門印

藤堂半左衛門様

中田小平様

御請

付録 住友札差關係資料

一 泉屋甚左衛門義、御藏元御用相願候ニ付、組合一同奉承知罷在候様被仰渡奉畏候、且又甚左衛門居宅地面共所持仕候儀相違無御座候、依之御請印形差上申候、以上

淺草諏訪町組合連印

右御兩所宛

(中略)

一 被下置候御扶持方御書付寫、左之通り

御藏元御用被仰付勤候内、御扶持拾人扶持被下之

申十二月

泉屋甚左衛門

印鑑三枚

御勘定所江壹枚
御藏役所江壹枚
御書替役所江壹枚

御用勤方御受之寫 御下書被下候由

奉差上御請證文之事

一 私儀、此度御藏元御用願之通被爲仰付、御用相勤候内、御扶持方拾人扶持被下置候旨被仰渡、冥加至極難有仕合奉存候、然ル上者左ニ申上候通、急度相守御用大切ニ相勤可申候

一 三季御切米并月々御扶持方其外不時米金御渡之節、御差圖次第本所濱町兩御藏に下代召連、向々御藏宿に割渡等仕、附送り等之儀無滯早速諸向に相送候様念入申談、自分引請候分者米金共早速附送り、少も御差支無之様可仕候、泉屋甚左衛門御藏を奉請取候米金之儀に付、萬一相滯候ハ、證人泉屋茂右衛門方を急度辨納仕、御差支無之様可仕候事

一 諸向米金御受取手形御裏印相濟、御勘定所・書替御役所を奉請取候節、事馴候下代共之内差出し、請取方等念入、濱町御藏役所に相廻候節者、途中大切に仕、御手形紛失等不仕候様、諸事念入可申候事

一 御買上米御座候節者被仰出次第、其節之米相場等所々承合、御差圖次第其御場所を罷出居、伺之上、直段等取極候節ハ毛頭御後闇義不仕、可相成丈御不益に不相成候様、出情仕執斗可仕候事

一 三季御切米月々御扶持方其外不時御米渡於御藏庭に御拂に相成候節者、淺草御藏者勿論、町相場等迄、其節々之米直段承合、御米直段相當仕候様出情仕取斗可申候、勿論右御米直段に付、聊素合等決而取申間敷候事

一 三季御切米御扶持方御藏を相渡候得者、外札差分者於御藏庭割渡、私引受候分者、請取候日を三日限、遠近共無遲滯附送可申候、尤御藏を相渡候御米、外米と引替候儀、決而不仕、俵廻等

念入、斗立候分迄も升目欠不相立候様、取斗可申候事

附御米附送り等之節、以御威光往來何^(挨力)抄ケ間敷義、決而仕間敷候事

一 清水御家人様御札差之儀、淺草御藏並之通萬事取斗可申候事

一 御藏近所出火之節者、下代人足等召連早速駈付、御差圖次第働可申候事

一 御拂米御座候節者、被仰出次第所々米買共へ申觸、入札等爲仕可申候、尤御米三斗五升入百俵

ニ付金貳分宛積、皮金被下置候旨、難有仕合奉存候、然ル上者右入札等之儀者勿論、其外萬事私曲不仕、出情仕取斗可申候事

一 御用向取扱之儀、相仕甚兵衛と申合、月番立置相勤可申候、勿論月番ニ不拘、御藏^ろ相渡候米金之儀者、不限多少、兩人印形を以可奉請取候事

一 御藏元御用相勤候ニ付而者、清水御勤之御家人様方御勤之輕重ニ不拘、御應對之節召仕之もの共御不禮不仕候様、急度可申付候事

一 私儀類焼仕候歟、又者異變之儀も御座候而、居宅ニ而御用向難取扱御座候節者、證人泉屋茂右衛門方ニ而御用向取斗、少も御差支無之様可仕候事

附私儀宅替等仕候ハ、其段前廣ニ御役所に可申上候、尤證人泉屋茂右衛門儀宅替等仕候ハ

、其段御役所へ御届可申上候事

右者此度泉屋甚左衛門儀御藏元御用被爲仰付候ニ付、被仰渡候趣、逐一承知仕奉畏候、依之證人一同連印を以、御請證文差上申所、仍如件

天明八申年十二月

淺草新旅籠町
證人 泉屋茂右衛門印

同所諏訪町
御藏元 泉屋甚左衛門印

清水御藏御役所

右之通、御請證文差出シ候所、濱町於御藏役所證人手形御取被成相濟申候

一 御藏御奉行様を被仰聞候者、吉田齋藤兩人儀、先達而御役御免被仰付候得共、未外御用も相勤候身柄ニ候間、諸土方御藏宿共萬事亀略ニ無之様取斗可仕旨被仰付、且又御受書差上候旨被仰渡、則左之通差出ス

差上申御請書之事

右兩人儀、御藏元御用御免被仰渡候所、御藏御出入仕清水御家人様方御藏宿仕候儀者、是迄之通被仰渡候趣、先達而御觸書を以奉承知罷在候得共、猶又仲間一統差障不申候様取斗可申旨、且下代共心得違無之様可仕段、今日於御勘定所被仰渡候趣奉畏候、依之御受書差上申所、仍如

件

申十二月廿一日

御藏元名印

御藏御役所

右之條々ニ而御藏元被仰付候一件相濟段、祐左衛門ヲ納番ニ申登、酉正月吹初之席ニ而到着難有奉存候事

〔清水家札差勤方申渡書〕

清水向札差之儀者、寛政四巳年三月中被仰渡相勤來候處、當巳年十二月中、濱町御藏役所ニ同所札差何ヶ年以前ヲ相勤罷在候哉取調、書付を以答可申上旨被仰付候ヘ共、取初被仰渡候節之書付等見兼候ニ付、茂右衛門殿方ヘ向合候處、左之書付有之候故、則其趣ヲ以御答申上候、然ル處、手前方以前扣帳も無之候間、新規此處江寫上置候事

清水様於御勘定所

郡御奉行

御勘定奉行

同 吟味役

同 御組頭

御藏奉行

右御立合之上、郡御奉行泉本正助様被仰渡、連印御請證文差上候寫

御藏元兩人

外三人江

泉屋甚左衛門

坂倉屋甚兵衛

同 清兵衛

泉屋茂右衛門

伊勢屋平右衛門

此度其方^に 御屋形勤之内御附人并御附切^ニ而も 公儀渡御切米有之分相除、其餘一統引受札

差被仰付間、萬事入念可取扱事

一 御屋形勤銘々御切米御扶持方手形之儀、御藏元引請^ニ而外^ニ取扱之次第も無之^ニ付、札差料可

相減事

一 右札差料減方并御扶持方引取諸懸リとして、壹人扶持ニ付一ヶ月米貳合之至三合、又者御扶持かた入米ニ應し、年銀拾貳匁坏、相對之上、是迄引取來候分、向後一切引取間敷候、仍御扶持方五人扶持宛被下置事

一 右ニ付、札差料百俵以上百俵ニ付銀拾三匁宛、三拾石取も同斷、其以下者壹石ニ付銀五分宛、金銀も石壹兩之積を以、同斷之事

但二月五月兩度ニ可引取事

一 御扶持方取之者、札差料者壹人扶持ニ付一ヶ月米壹合宛之積、月々引取可申事

一 三季御切米月々御扶持方其外不時御米渡共御藏庭ニ而拂米代金之内、米三拾五石ニ付金貳分宛之皮金者淺草並之通可引取事

一 三季御切米之節、入米御扶持方附送り賃米錢之儀も是迄定之通可請取事

一 右之外諸懸ケ者一切引取間敷事

一 御藏方相渡候米、丸俵者勿論、斗り立端俵ニ而茂舛目欠不立様、正路ニ斗り立、御米引替等無之様可入念事

一 金子貸出方之儀、分限高四分一引當を以可貸渡、尤利足者淺草並之通可爲事

但三季御切米、毎々元利共可引取、尤懸合ニ應シ借返シ金も可致事

一手形之儀、連印之外者組合有之候而も都而一己之可爲借請、委舖儀者追而之通達書ニ譲り候事
一 是迄之札差共方ニ有之候古借年賦金之分者、其方共引受、淺草定之通、季毎ニ引落置、元札差
共に可差戻事

但本文之古借銘々壹人別ニ仕譯帳取調、會所江可差出置事

一 組合之内轉役又者隱居小普請入番代等ニ而轉シ候者有之節者、其轉シ候場所ニ而組合ニ入候事
故、札差改元場所組合中之借用金も及返濟、新規ニ組入候場所に移し候、因而證文可改事

一 組合無之場所ニ轉シ候ハ、是又元組合中之借用金改而一己之可爲借用事

但貳ヶ條共借用金身隨ひ移し候而已ニて新借之筋ニ者無之間、一通リ證文改候迄、別ニ其月之利分引取間
敷事

一 此度濱町御下屋敷内に會所相建、前書分限高四分一外引當を以、金子貸渡方有之、右御用泉屋
甚左衛門・殿村左五平ニ申渡、座人共同日々四ツ時七ツ時迄會所に相詰筈ニ候間、可存其
旨事

一 右貸出金之内に、此度一同其方共に札差替ニ付、是迄之當借并借越米之分致合集、會所より貸渡し、元札差共に返濟有之、其方當子年より來酉年迄十ヶ年賦ニ而、利足之儀者一ヶ月金壹兩ニ付五分之積ニ候間、毎多御切米渡り次第、右元利引落、濱町會所に可相納事

一 此以後濱町會所より貸出候金子之分者、其多御切米相渡候以前會所借借金高取調、其方に通達可有之筈ニ候間、其多御切米渡次第相達候、元利共割合通無相違急度會所に相納、尤様子次第借返も有之間可存其旨事

一 御扶持方之者、濱町會所より金并其方共ニ而金子借請候而者、返濟方差支も有之候ニ付、濱町會所金斗借請候様被仰渡有之間、可存其旨事

一 右御扶持方取之者、返納方者借請候翌月より十月迄ニ皆濟可相成様ニ割合、月々御扶持方之内ニ而御藏庭相場ニ應し、其方共方に元利引取置、御切米之節會所に可相納、尤借請候金高通達之儀者、其時之當人并會所にも及通達事

但此度元札差共江會所より借受差戻し候移し替借金之分者、御切米取同様十ヶ年賦之積ニ而、是又月々割合、本文同様會所江可相納事

一 右之外、萬事淺草取扱之通ニ候間、先達御改正被仰出候趣、無相違様可取扱事

一 御屋形勤之者引請札差被仰付ニ付、萬事入念御家人勤方輕重ニ不拘、無禮無之様下代共ニ茂可申付事

一 周急金与唱、分限高壹石ニ付銀壹匁宛、三季御切米御金渡之内ニ而引取相渡間、可存其旨事

一 吉野屋三右衛門申立候儀有之ニ付、差加、其方共同様引請札差申渡候間可申合事

坂倉屋清兵衛

泉屋茂右衛門

伊勢屋平右衛門

吉野屋三右衛門

其方共儀

御屋形勤引請札差申渡候ニ付、向後御切米御扶持方濱町御藏ニ而相渡候節、月代り壹人宛罷出、拂米相場立方之儀者、御藏元坂倉屋甚兵衛申合、時相場ニ無相違様入念可取斗事
右條々可得其意者也

子三月十九日

札旦那取引証文例

御藏札差頼證文之事

一 此度我等御切米本高貳百俵御藏米渡札差其方に相頼候所實正也、然ル上者、春夏御借米多御切米請取手形調印之上、其時々可相渡間、其方に而書替所兩判取之、被致差札、米金其方に請取、米者御藏時之相場ニ賣拂、勘定相立可被申候事

一年々三季御切米書入、其方_レ爲前金致借用候義者、我等勤向并勝手向爲要用相頼候ニ付、三御切米其時々御藏渡米金共、其方_レ借用前金之方に金三拾兩ニ付壹ヶ月金壹分宛之利足を加、元利共引取、勘定相立可被申候事

一 札差料之儀者、壹ヶ年高百俵ニ付金壹分宛之割合ヲ以三季ニ割合、目錄面ニ而引取可被申候、向後御切米高相増御藏_レ請取候節者、高百俵ニ付金壹分宛之割合を以、引取可被申候事

一 惣而御藏_レ請取米之分、御場所ニ而賣拂候節者、米三拾五石ニ付爲賣側金貳分宛之割合ヲ以、其方に引取、勘定可被申候事

一 他所ニ而米金及借用候節、其方に請負印形相頼申間敷、且下知請等之類ニ而も決而頼入不申候

事

一年々三季御切米其外諸勘定差引目錄書、此方に請取候上者、其時々早速相調、若書損算違有之見出し候ハ、早速申聞、双方共過不足之米金無利足ニ而取引致、勘定違之目錄書改、早速引替可申候、尤此條者季々勘定目錄奧書ニ斷有之候義ニ而、若年數相立、勘定違見出申入候而者、其方扣諸帳面茂口々之儀ニ而、中ニ者虫喰破レ等茂出來、無據調方不行届、依之其時々能々再調致、相違見出候ハ、前年三季勘定目錄書者、翌年春夏御借米前迄ヲ限可申入候、右約定ニ致置候上者、其節彼是申入間鋪候事

前書之通取極、御藏札差其方に相頼候上者、向後何様之儀有之候共、三季御切米請取手形差留、御藏の米之直受取等決而致間鋪候、若違約致候ハ、何方ニ成共可被訴出候、其節違亂申間鋪候、且又此末々家督代替ニ相成候共可爲同様候、依之、此證文永々相用可被申候、爲後日頼證文、仍如件

嘉永二酉年十一月

山田米之助(印)

泉屋

甚左衛門殿

對談取極證文之事

一 我等年々三季御切米書入爲前金借用申入候儀者、別紙證文ヲ以致通用可申候、此度別紙證文之通金百八拾五兩致借用候上者、來戌春御借米迄者、堅金用申入間敷候、來春御借米ル壹ケ年定金貳拾七兩、飯米貳拾五俵ニ相定、右仕送を以取賄可申候、尤米者其時々相場ニ而代金ニ直シ、惣而借用前金之方者金三拾兩ニ付壹ケ月金壹分宛之利足ヲ加、元利共三季御切米渡之時々引取勘定可被申候事

一 預ケ金致候歟、都而金子請取書被差出候節者、其方大帳之始メニ印鑑有之候間、引合も可申旨被爲斷、致承知置候事

一 其方共家業之儀、是迄致來等之義者其趣を以取計可被申候、且亦諸家方多引受被在、其上諸役所勤方も有之事故、諸家方用談ニ付、向々屋鋪方に被出、用談承り候義、人少ニ而無據行届兼候趣、尤之事ニ候、其意味聞届ケ置候間、諸用談者此方ル可申入候、尤夜分之對談其外迷惑ニ相成、掛合等相頼申間敷候事

右之通、對談取極札差爲相頼候上者、約定相違之儀申入間敷候、爲後日對談取極證文、仍如件

嘉永二酉年十一月

山田米之助(印)

泉屋
甚左衛門殿

入置申書付之事

一我等此度難捨置入用出來候ニ付、不得止事金用頼入候得共、其方ニ而茂是迄數度之臨時用辨相頼、借財高相嵩居候上之儀、往々手詰リニ相成候廉ヲ以、斷之段至極尤ニ者候得共、必至与差支候ニ付、達而頼入候得者、格別之厚勘辨ヲ以金貳拾六兩貳分餘用辨給、跡之勤續暮シ方迄も行届、不一方深令安心候、然ル上者來卯春ノ別紙證文之通金百八拾五兩者壹ケ年金拾兩減リ、金八拾五兩者別口壹ケ年金五兩減シニ致、飯米之儀者壹ケ年米貳拾五俵ニ相定、差引残り勘定手取金を以取賄、公私何様之非常入用出來候共、聊用辨相頼申間敷候、爲後日入置申一札、仍如件

嘉永七寅年十一月

山田米之助(印)
泉屋
甚左衛門殿

入置申一札之事

一我等去ル寅年中難捨置入用有之、金貳拾六兩貳分餘用辨相頼、翌卯年^ろ約定之通り減シ方相立可申筈之處、地震風災ニ而不時之金用頼入、其後兎角物入多ニ而難澁ニ暮方難立行候ニ付、無據又々出金相頼候處、格別之厚勘辨ヲ以金拾兩用立給、過分ニ存候、然ル上者來午春^ろ壹ヶ年金拾兩宛堅相減シ、以來勤向勝手向何様之非常入用出來候共、三季玉勘定之外、決而示金用立之儀、布申入間敷候、爲後日入置申一札、仍如件

安政四巳十二月

山田米之助(印)

泉屋

甚左衛門殿

入置申一札之事

一我等此度難捨置入用候ニ付、金用頼入候處、厚勘辨ヲ以、別紙證文之通、金七兩貳分用辨給、過分ニ存候、然ル上者一ヶ年金貳兩減シニ相定、三季玉落勘定之外、決而示金借用之儀申入間敷候、爲後日入置一札、仍如件

安政五年十二月

山田米之助(印)

入置申書付之事

一 我等此度難捨置入用出來候ニ付、不得止事金用頼入候得共、其方ニ而茂是迄數度之臨時用辨相頼、借財高相嵩居候上之儀、往々手詰リニ相成候廉を以、斷之段至極尤ニ者候得共、必至与差支候ニ付、達而頼入候處、格別之厚勘辨を以金九兩用立給、跡々勤續キ暮シ方迄茂行届、不一方深令安心候、然ル上者來亥春ノ別紙證文之通金貳百貳拾兩者壹ケ年分拾兩減し、別口金貳拾七兩者壹ケ年金五兩減し之約定、以來勤向勝手向何様之非常入用出來候共三季玉勘定之外、決而示金用立之儀一切申入間敷候、爲後日入置申一札、仍如件

文久二戌年十二月

山田米之助(印)

泉屋
甚左衛門殿

泉屋
甚左衛門殿

組	屋号	入用割 (人・分)	組	屋号	入用割 (人・分)
片町四番組	泉屋甚左衛門	6.4	五番組	後藤屋七右衛門	0.4
	坂倉屋万右衛門	2.1		泉屋茂右衛門	1.8
	伊勢屋恒藏	0.1		利倉屋吉郎兵衛	1.3
	坂倉屋太郎兵衛	2.8	天王町六番組	藤田屋與八	1.6
	松本屋唯吉	0.2		利倉屋勘兵衛	1.4
		笠倉屋喜右衛門		1.6	
森田町四番組	坂倉屋助次	1.4	小濱屋平助	1.1	
	利倉屋庄左衛門	1.8	伊勢屋四郎次郎	2.9	
	坂倉屋小平次	1.6			
	峯村屋角次郎	1.2			
	松坂屋市藏	0.6	片町六番組	山田屋金右衛門	2.2
				伊勢屋加兵衛	3.7
				伊勢屋三郎右衛門	6.1
天王町五番組	小嶋屋酉之助	1.5		斧屋吉兵衛	0.1
	和泉屋才兵衛	0.4		伊勢屋孫兵衛	0.1
	伊勢屋庄五郎	0.4	坂倉屋新右衛門	0.5	
	菱屋政次郎	1.4			
	大口屋彌右衛門	1.7	森田町六番組	坂倉屋治兵衛	5.4
片町五番組	伊勢屋清左衛門	4.0		伊勢屋喜太郎	1.2
	和泉屋喜平次	4.0		坂倉屋與惣兵衛	1.9
	伊勢屋幾次郎	3.0		伊勢屋兵右衛門	1.0
	下野屋半六	0.5		坂倉屋文六	1.6
	大和屋彦七	0.5	井筒屋三右衛門	0.2	
森田町	和泉屋源兵衛	2.3	計	96名	187.1
	十一屋善八	2.2			

本表は泉屋本「業要集 下」より作成した。順序は記載順による。仲間入用割2.5とあるものは2人5分のことで、札扱い高2万5,000俵を示す。但し、1,000俵以下の端数は切捨てとなっている。なお口絵写真ならびに本文51頁を参照されたい。なお又、総計は187人1分となっているが、別の記録では185人2分として記載されている。1人9分の誤差があるが、原文の数値を尊重して総計を算出した。

文政2年株仲間入用割表

付録 住友札差関係資料

組	屋号	入用割 (人・分)	組	屋号	入用割 (人・分)
天王町老番組	井筒屋八郎右衛門	2.5	森田町貳番組	伊勢屋四郎兵衛	6.0
	小玉屋權左衛門	3.9		大口屋源七	1.9
	近江屋佐平次	1.6		坂倉屋加七	2.0
	坂倉屋清兵衛	3.2		松屋佐吉	3.5
	坂倉屋喜右衛門	2.5		伊勢屋與兵衛	1.3
片町老番組	下野屋十右衛門	0.6	天王町三番組	大口屋次郎右衛門	0.2
	大口屋長兵衛	0.4		大口屋八兵衛	1.0
	相模屋庄兵衛	0.1		伊勢屋宗三郎	0.4
	下野屋又兵衛	2.1		伊勢屋伊兵衛	1.6
	坂倉屋作兵衛	3.1		伊勢屋利助	5.9
森田町老番組	坂倉屋七郎兵衛	4.6	片町三番組	森田屋市郎兵衛	0.1
	伊勢屋平左衛門	4.5		上總屋忠兵衛	2.3
	伊勢屋平右衛門	0.5		上總屋庄助	0.1
	伊勢屋清七	2.0		松屋三郎次	0.9
	伊勢屋七兵衛	2.8		上總屋源七	0.8
	井筒屋庄兵衛	0.4			
天王町貳番組	伊勢屋四郎左衛門	7.1	森田町三番組	坂倉屋甚兵衛	3.4
	大口屋彌平次	3.6		坂倉屋長三郎	0.5
	伊勢屋喜兵衛	0.1		笠倉屋平八	0.1
	伊勢屋喜十郎	2.1		近江屋三郎兵衛	1.0
	伊勢屋加右衛門	3.5		利倉屋五兵衛	0.4
	森村屋次郎兵衛	8.2		松坂屋爲助	1.3
片町貳番組	大和屋與兵衛	0.1	天王町四番組	大口屋平兵衛	0.1
	伊勢屋安右衛門	2.5		松坂屋市右衛門	3.5
	和泉屋權太郎	1.6		坂倉屋助太郎	2.5
	伊勢屋仁兵衛	0.1		笠倉屋彌七	3.1
	大口屋平左衛門	0.1		伊勢屋惣右衛門	1.4
	伊勢屋市郎左衛門	1.8			

後記

近世において住友が兩替をはじめ諸大名の蔵元・掛屋並びに江戸札差などの金融業を営み、しかもそれぞれの業界の主たる地位にあつたことについては、従来ほとんど研究がなされて居らず、僅かにその一端を窺うのみであつた。

本輯では先ずこれら金融業の一環としての札差業を取り上げ、住友が営んだ江戸札差三店の開設経緯・店制組織・業態などについて論述した。

なお、この輯は永年修史室の研究編纂事業に御協力を戴いている大阪大学文学部助教脇田修博士の御執筆である。本輯についても京都大学名誉教授小葉田淳博士の御校閲を煩わした。

また、今回の関係史料調査に当たり、格別の御配慮を賜わった一橋大学附属図書館並びに立正大学経済学部教授北原進氏に厚く御礼を申し上げる。なおまた、付録資料文書筆写には大阪大学大学院学生今井修平氏の御協力を得た。

昭和五十一年四月

住友修史室